令和５年度（２０２３年度）

授業科目シラバス集

千葉大学大学院
専門法務研究科

目　次

法律基本科目

公法科目
- 基礎憲法１・・・・・・・・・・・ 1
- 基礎憲法２・・・・・・・・・・・ 3
- 基礎公法特論１・・・・・・・ 5
- 基礎公法特論２・・・・・・・ 7
- 憲法１・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 憲法２・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 行政法１・・・・・・・・・・・・・ 13
- 行政法２・・・・・・・・・・・・・ 17
- 公法演習１・・・・・・・・・・・ 19
- 公法演習２・・・・・・・・・・・ 20
- 行政法特論・・・・・・・・・・・ 22

民事法科目
- 基礎民法１・・・・・・・・・・・ 24
- 基礎民法２・・・・・・・・・・・ 26
- 基礎民法３・・・・・・・・・・・ 27
- 基礎民法４・・・・・・・・・・・ 29
- 基礎民事法特論１・・・・・ 31
- 基礎民事法特論２・・・・・ 33
- 基礎民事法特論３・・・・・ 35
- 基礎民事法特論４・・・・・ 37
- 民法判例入門・・・・・・・・・ 38
- 民事法入門・・・・・・・・・・・ 39
- 民法１・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 民法２・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 民法３・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 会社法１・・・・・・・・・・・・・ 47
- 会社法２・・・・・・・・・・・・・ 49
- 民事訴訟法１・・・・・・・・・ 51
- 民事訴訟法２・・・・・・・・・ 53
- 民法４・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 民法５・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 商法・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
- 民事法演習１・・・・・・・・・ 62
- 民事法演習２・・・・・・・・・ 64

刑事法科目
- 基礎刑法１・・・・・・・・・・・ 66
- 基礎刑法２・・・・・・・・・・・ 68
- 基礎刑事法特論１・・・・・ 70
- 基礎刑事法特論２・・・・・ 72
- 刑法判例入門・・・・・・・・・ 74
- 刑法１・・・・・・・・・・・・・・ 75
- 刑法２・・・・・・・・・・・・・・ 77
- 刑事訴訟法１・・・・・・・・・ 79
- 刑事訴訟法２・・・・・・・・・ 81
- 刑事法演習・・・・・・・・・・・ 83
- 刑事訴訟法特論・・・・・・・ 84

導入科目
- 法学学習ガイド・・・・・・・ 85

法律実務基礎科目

- 民事実務基礎１・・・・・・・ 87
- 民事実務基礎２・・・・・・・ 88
- 刑事実務基礎・・・・・・・・・ 89
- 法曹倫理・・・・・・・・・・・・・ 91
- エクスターンシップ・・・ 93
- 刑事模擬裁判・・・・・・・・・ 94
- 企業法務・・・・・・・・・・・・・ 95
- 刑事法総合演習・・・・・・・ 97
- 法律実務総合演習・・・・・ 99
- 千葉県下の弁護士実務の現状と諸課題・・・・・・・・・ 100

基礎法学・隣接科目

- 法哲学・・・・・・・・・・・・・・・101
- 法制史・・・・・・・・・・・・・・・102
- 法社会学・・・・・・・・・・・・・104
- 法律英語・・・・・・・・・・・・・106
- 経済学・・・・・・・・・・・・・・・108

展開・先端科目

- 労働法基礎・・・・・・・・・・・109
- 労働法・・・・・・・・・・・・・・・111
- 倒産法基礎・・・・・・・・・・・113
- 倒産法・・・・・・・・・・・・・・・115
- 知的財産法基礎・・・・・・・117
- 知的財産法・・・・・・・・・・・119
- 国際法基礎・・・・・・・・・・・121
- 国際法・・・・・・・・・・・・・・・123
- 国際私法基礎・・・・・・・・・125
- 国際私法・・・・・・・・・・・・・127
- 環境法・・・・・・・・・・・・・・・129
- 租税法・・・・・・・・・・・・・・・130
- 独占禁止法・・・・・・・・・・・132
- 土地･住宅法・・・・・・・・・・134
- 消費者法・・・・・・・・・・・・・136
- 民事執行法・・・・・・・・・・・138
- 法医学・・・・・・・・・・・・・・・140
- 少年法・・・・・・・・・・・・・・・141
- 犯罪者処遇法・・・・・・・・・144
- ジェンダーと法・・・・・・・146
- 自治体と法・・・・・・・・・・・149
- 精神医学と法・・・・・・・・・151
- 知的財産法演習・・・・・・・152
- 現代法の諸問題・・・・・・・154

研究・論文

- 自主研究･論文作成・・・・156

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
基礎憲法１	１年次	必修科目	前期	水曜・３時限	富井幸雄

【科目のねらい】

人権総論および人権各論（包括的基本権，平等，精神的自由，経済的自由）について，論点，判例，学説を理解し，憲法の基礎的知識の習得を目指す。

【授業の方法等】

レジュメを基に講義形式で行う。授業では，基本的論点や判例の内容につき質疑応答を行う。適宜，予習・復習を指示する。

＊本授業は、原則として対面式で行う。

【教材等】

＜教科書＞

芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法』〔第７版〕（岩波書店，2019 年）

憲法判例百選Ⅰ〔第７版〕（有斐閣，2019 年）

＜参考書＞

野中俊彦ほか『憲法Ⅰ』（有斐閣、2012 年）

毛利透ほか『憲法Ⅱ　人権』〔第２版〕（有斐閣，2017 年）

【成績評価】

平常点 30%（発言や授業態度など。詳細は開講時に示す），中間試験 30%，学期末試験 40%

＊小テストを行うことがあるが，その場合は平常点の一部に加算する。

【各回の内容】　進行は多少前後することがある。

第１回　憲法総論

憲法の形式的・実質的意味の理解をはかるとともに，歴史的背景を踏まえながら憲法に内在する様々な憲法原理を学ぶ

［憲法の意味・憲法の法源・自然権と国家の成り立ち・法治主義と法の支配・明治憲法と日本国憲法の比較・天皇主権と国民主権・憲法制定権力・立憲主義の展開］

第２回　人権総論（１）

人権の射程①―憲法上の人権はいかなる者がそれを享受するのかについて，外国人の人権享有主体性を中心に，その内容と限界を学ぶ

［外国人の類型・外国人の人権享有主体性・外国人の入国の自由］

第３回　人権総論（２）

人権の射程②―憲法上の人権はいかなる者がそれを享受するのかについて，法人の人権享有主体性を中心に，その内容と限界を学ぶ

［法人の類型・法人の人権享有主体性・享有の範囲や程度］

第４回　人権総論（３）

人権の射程③―憲法上の人権はいかなる者がそれを享受するのかについて，公務員・被収容者の人権享有主体性を中心に，その内容と限界を学ぶ

［公務員の類型・特別権力関係論・公務員が制限される権利の種類・被収容者の人権の制約］

第５回　人権総論（４）

人権には限界があり，憲法が規律する法的関係とは何かを踏まえつつ，いかなる理由によってどのような制約が課されうるのかを理解しながら，権利の性質や制約理由によって差があることを学ぶ［私人間効力・公共の福祉・危害原理・パターナリズム・二重の基準］

第６回　包括的基本権（１）

憲法 13 条が保障する包括的基本権の法的性格を踏まえながら，具体的な内容やその限界について学ぶ

［幸福追求権・一般的行為の自由・人格権・補充的性格・自己決定権］

第７回　包括的基本権（２）

プライバシーの権利がどのように発展してきたのかを理解しながら，憲法上保障される内容とその限界について学ぶ

［プライバシーの権利・古典的プライバシー・自己情報コントロール権・個人情報保護との関係］

第８回　法の下の平等

平等とは何かを考えながら，14 条が列挙している事項とそうでない事項の違いや区別と差別の違いを踏まえつつ，具体的場面に応じてどのような取扱いの差異が認められるのかを学ぶ

［法の下の平等の意味・平等の射程・平等の限界・14 条列挙事由・合理的区別・アファーマティブアクション・一票の格差］

第９回　思想・良心の自由

思想良心の自由が侵害されてきた歴史的経緯を踏まえながら，それを保障することの意義を理解し，どのような場面で問題になるのかを学ぶ

［内心の自由・沈黙の自由・外部的強制の問題・思想の侵害場面・国旗国歌の問題］

第 10 回　信教の自由（１）

信教の自由が侵害されてきた歴史的経緯を踏まえながら，それを保障することの意義を理解し，いかなる行為が保障されるのか，そしてどのような場面で問題になるのかを学ぶ

［信仰の自由・宗教的行為の自由・他者加害を伴う宗教的活動・宗教上の免除］

第 11 回　信教の自由（２）

政教分離とはいかなる法的性格を有し，どのような機能を果たしているのかを理解し，具体的場面においてどのような観点から政教分離違反を考えればいいのかを学ぶ

［政教分離・制度的保障・目的効果基準・総合衡量基準・住民訴訟］

第 12 回　表現の自由（１）

表現の自由の保障根拠を理解した上で，表現内容が規制される場合とそうでない場合とでどのような違いが生じるかを考え，それぞれの領域における具体的問題を取り上げながら表現の自由の重要性とその限界を学ぶ

［表現の自由の保障根拠・内容規制と内容中立規制・検閲・事前抑制・名誉やプライバシーとの衝突・わいせつ物規制・集会および結社の自由］

第 13 回　表現の自由（２）

表現の自由は国民の知る権利に仕える側面があることを理解し，そこから報道の自由が導き出されることを踏まえた上で，報道の自由の内容とその限界を学ぶ

［報道の自由・知る権利・取材の自由・取材源秘匿・編集権］

第 14 回　経済的自由権

憲法 22 条が保障する職業選択の自由とは何を保障しているのかを理解し，具体的な規制態様を踏まえながら，どのように経済的自由の限界を判断するかを学ぶ

［職業選択の自由・営業の自由・規制目的二分論］

第 15 回　財産権

憲法が財産権の保障することの意義を理解し，その保障と法律との関係を踏まえつつ，具体的な規制を取り上げながら財産権保障の限界を考え，正当な補償の意味についても学ぶ

［財産権保障の意味・私有財産制・補償の意味］

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
基礎憲法２	１年次	必修科目	後期	月曜・２時限	田中　美里

【科目のねらい】

人権各論の後半部分（人身の自由・適正手続，国務請求権，社会権，参政権）および統治について，判例・学説の基本的な理解を目的とする。

【授業の方法等】

本授業は対面で行う。適宜，予習・復習を指示する。授業は， レジュメを用いて講義形式で行うが，論点や判例の内容につき質疑応答を行うことがある。

【教材等】

＜教科書＞

長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選Ⅱ〔第 7 版〕』（有斐閣，2019 年）

＜参考書＞

渡辺康行ほか『憲法Ⅰ　総論・統治』（日本評論社，　2020 年）

木下昌彦ほか編『精読憲法判例［統治編］』（弘文堂，2021 年出版予定）

高橋和之『立憲主義と憲法〔第 5 版〕』（有斐閣，2020 年）

芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第 7 版〕』（岩波書店，2019 年）

安西文雄ほか『憲法学読本〔第 3 版〕』（有斐閣，2018 年）

毛利透ほか『憲法Ⅰ　総論・統治〔第 2 版〕』（有斐閣，2017 年）

【成績評価】

平常点（30%），中間試験（30%），学期末試験（40%）

＊小テストを行うことがあるが，その場合は平常点の一部に加算する。

【各回の内容】

第１回　人身の自由・適正手続／国務請求権

身体の安全を保障する人身の自由の意義（人身の自由・適正手続）及び国家賠償請求権・裁判を受ける権利（国務請求権）について学ぶ

［適正手続の意義および範囲，刑事手続上の権利，事後法と二重の危険の禁止，請願権，国家賠償請求権・刑事補償請求権，裁判を受ける権利］

第２回　生存権

国家に積極的行為を要求する生存権の具体的な意味内容について、その意義と共にそれがどのように保障されているのかを学ぶ

[生存権の裁判規範性，立法裁量の統制方法]

第３回　教育を受ける権利・学問の自由／労働基本権

学習権の法的性質, 学問の自由の保障内容, 労働基本権をめぐる一連の判例の変遷を学ぶ

［教育内容決定権の所在，教師の教育の自由／学問の自由，大学の自治，公務員の労働基本権に対する制限］

第４回　参政権

参政権の様々な法的性質やそれらの制限が許される場合とそうでない場合を理解し, 参政権の多様な側面を学ぶ

［選挙権・被選挙権，選挙運動，選挙制度，政党］

第５回　国民主権／象徴天皇制

主権概念が歴史的にどのように形成されてきたのか, そして, 象徴天皇制が国民主権とどのように両立するのかを学ぶ

［統治の基本原理（法の支配，権力分立，国民主権，国民主権の意味／天皇の地位・権能］

第６回　国会（１）

国会の憲法上の位置づけや立法の委任とその限界について学ぶ

[国会の地位（国権の最高機関，唯一の立法機関，全国民の代表）， 立法過程，立法の委任，国会の権限]

第７回　国会（２）

憲法上国会に与えられている権能及び両院が各々単独で行使できる権限，そして，各議員の憲法上の地位及び権限について学ぶ

[二院制，議院の権限（自律権，国政調査権），国会議員の地位（不逮捕特権，免責特権）]

第８回　内閣（１）

統治制度としての議院内閣制の概要や行政権の意味内容及び独立行政委員会の合憲性について学ぶ

[議院内閣制，行政権の概念，独立行政委員会]

第９回　内閣（２）

憲法上内閣及び内閣総理大臣に与えられている権能，そして，解散権をめぐる学説について学ぶ

[内閣の組織と運営，内閣の権限，解散権の所在]

第 10 回　裁判所（１）

司法権の意味内容及びそれを発動するための要件を踏まえつつ，司法権が及ばない場面について検討する

[司法権の概念，客観訴訟，司法権の限界]

第 11 回　裁判所（２）

憲法上裁判所に与えられている権能及び裁判所の組織について理解し，司法権が適切に行使できるための諸原則（司法権の独立、裁判の公開）について学ぶ

[裁判所の組織と権限，司法権の独立，裁判の公開]

第 12 回　憲法訴訟（１）

違憲審査制のあり方及び付随的審査制を採用する日本の憲法訴訟の基本的な枠組みについて学ぶ

[違憲審査制の類型，憲法判断回避の準則]

第 13 回　憲法訴訟（２）

憲法判断における様々な解釈技法及び違憲審査の対象についてその効力と共に学ぶ

[憲法判断の方法，違憲判決の効力，違憲審査の対象]

第 14 回　財政／地方自治

財政に関する基本的な諸原則及び地方自治のあり方について学ぶ

[財政民主主義，租税法律主義，予算・決算，公金支出の制限，「地方自治の本旨」，憲法上の「地方公共団体」の意味，条例制定権，自治財政権]

第 15 回　平和主義／条約／憲法保障

平和主義の意義や憲法９条の解釈論を理解し，あわせて，憲法保障と憲法改正の基本的枠組みについて学ぶ

[憲法９条成立の経緯，憲法９条の解釈，平和的生存権の裁判規範性，条約の意義，条約の成立手続，条約の国内法的効力，憲法改正の手続，憲法改正の限界，憲法変遷]

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
基礎公法特論１	１年次	選択必修科目３	前期	月曜・１時限	牛山敦 関口遼介 手塚崇聡

【科目のねらい】

法学にほとんど触れたことがない未修者を対象として、

《本論Ⅰ》法制度設計論（法制執務概論）では、将来、法曹として取り扱うことになる法律（特に行政法規）について、法律案を立案するに際してどのような点を検討して制度設計を行うのか、条文化に当たって、その構成（規定の順序）や表記（用字用語や法令用語）に一定の「決まり」があるが、それはどのようなものか

《本論Ⅱ》立法過程論では、法律案がどのような過程（立案過程・審議過程）を経て制定されているのか

《本論Ⅲ》国会における憲法論議では、抽象的で分かりづらいとされる憲法について、国会における憲法論議の内容や背景、これに関連する憲法の条文・解釈に触れながら、その構造や規定の特質はどのようなものか、

といった事項について講義を行う。

これらの講義を通じて、公法学の基礎的な考え方やその実践的意義の理解に資するとともに、「基礎憲法１」などの基幹的な科目の理解を助けるような補習的科目となることを目指したい。

【授業の方法等】

《本論Ⅰ》及び《本論Ⅱ》を関口が、《本論Ⅲ》及び《まとめ》演習を牛山が担当し、講義方式で行うことを基本とする。

本授業は、対面形式で実施する（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により対面形式による講義が実施できない場合は、Google Meet を使用した同時双方向型で実施する)。

【教材等】

基本的な教材については、講義の際に配付する予定であるが、講義の前提となる立法過程に関する概説書として、次のものを掲げておく。

・法制執務・法令用語研究会著『条文の読み方（第２版)』(有斐閣、2021 年)
・大森政輔・鎌田薫編著『立法学講義（補遺)』(商事法務、2011 年)
・茅野千江子著『議員立法の実際―議員立法はどのように行われてきたか―』(第一法規、2017 年)

【成績評価】

平常点 40%（うち、発言状況 30%、演習発表 10%)、レポート 60%による。

【各回の内容】

各回の講義の内容については、大要、以下のようなものである。

第１回

《本論Ⅰ》法制度設計論（法制執務概論）

１.「マクロの法制執務」(法律の構成や条文の規定順に関するルール)
・法律の４つの形式（新規制定法・一部改正法・全部改正法・廃止法)
・法律の一般的構成（題名・本則・附則／総則・実体規定・雑則・罰則　等)

第２回

２.「ミクロの法制執務」(個々の条文の表現方法や法令用語に関するルール)
・文の構成
・法令における句読点の用い方
・主な法令用語について（「及び・並びに」、「その他・その他の」等)

第３回・第４回

３．法制度設計論
・法制度化の検討
・条文化（確立した立法慣行（立法技術）に基づく、正確・簡潔・平易な条文化)

第５回
《本論Ⅱ》立法過程論
１．立法過程の概要
・立案過程と審議過程
・内閣提出法律案（閣法）の立案過程と議員提出法律案（衆法・参法）の立案過程
・立案過程における「事前の党内審査」と機関承認・党議拘束
２．現代立法の状況と特質
・明治以降の制定法律の量的推移
第６回
《本論Ⅲ》国会における憲法論議
１．憲法の役割に関する議論
・憲法の役割・「憲法事項」に関する議論
第７回
２．政治部門による統治の推進・統制①～国会・内閣（第４章・第５章）
・一票の較差に関する議論
・臨時会の召集に関する議論
第８回
３．政治部門による統治の推進・統制②～財政・地方自治（第７章・第８章）
・財政統制に関する議論
・地方自治（特に法律と条例の関係）に関する議論
第９回
４．法原理部門による統治の統制～裁判所（第６章）
・違憲審査制の在り方に関する議論
５．統治の内容的統制①～国民の権利及び義務（第３章）（その１）
・国民の権利及び義務（総論）に関する議論
第 10 回
５．統治の内容的統制①～国民の権利及び義務（第３章）（その２）
・いわゆる「新しい人権」（データ基本権など）に関する議論
・同性婚に関する議論
第 11 回
６．統治の推進・統制の具体例～改正（第９章）、憲法改正国民投票法
・憲法改正国民投票法に関する議論
第 12 回
７．統治の内容的統制②～戦争の放棄（第２章）
・政府の自衛隊・自衛権解釈とその変遷
・９条改正に関する議論
第 13 回
８．統治の推進・統制の特例～緊急事態条項
・緊急事態に関する議論
・権力の集中・国会機能の維持に関する議論
第 14 回
９．日本国憲法の制定過程と戦後の憲法論議
・日本国憲法の制定過程
・戦後の憲法論議
第 15 回
《まとめ》演習
・参加者による発表と講評

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
基礎公法特論２	１年次	選択必修科目３	前期	水曜・２時限	木村琢麿

【科目のねらい】

公法のうち，とりわけ行政法のイントロダクションとして，行政に関する個別法令を参照しながら，具体的な問題解決のあり方について検討する。行政関係の個別法に慣れるとともに，行政法の基本原理に関する理解を深めることを目的とする。

【授業の方法等】

予習課題をもとにした双方向方式を取り入れながら授業を行う。

基本的には，同時双方向型のメディア授業（Google Classroom によるもの）によって行う。詳細については，オリエンテーションおよび Moodle 上の掲示を通じて伝達する（開講前に，Moodle の本授業科目のサイトを確認すること）。各回の予習範囲および予習課題は，１週間前までを目途に，口頭または Moodle 上の掲示によって指定する。

【教材等】

教科書として，木村琢麿『プラクティス行政法〔第３版〕』（信山社，2022 年）

参考書として，別冊ジュリスト『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第８版〕』（有斐閣，2022 年）

このほかに，関係法令等のプリントを，Moodle を通じて配布する。

【成績評価】

平常点 40%（おおむね小テスト 20 点，発言状況等 20 点），学期末試験 60%によって評価する。

【備考】

以下の「各回の内容」，とりわけ第３回以降に掲げる法制度については，受講者の学習状況等を勘案して，取り扱う順序や重点の置き方とともに，変更する場合がある。また，教材についても，変更する可能性があるので注意すること。

【各回の内容】

第１回　行政法の基本原理

授業全体のイントロダクションとして，おもに伝統的学説の体系に依拠しながら，行政法の全体像を示し，行政法学の基本的な視点を明らかにする。

第２回　典型的な行政作用

典型的な行政作用をいくつか取り上げ，その類型を含めて，行政法の基本原理との関係を考察する。あわせて，行政組織法の基本事項について検討する。

第３回　許認可に関する法制度(1)

公衆浴場をはじめとした許認可に関する法令を素材として，行政法の基本原理に関係する諸問題を検討する。

第４回　許認可に関する法制度(2)

公衆浴場をはじめとした許認可に関する法令を素材として，行政法総論に関係する諸問題を検討する。

第５回　許認可に関する法制度(3)

公衆浴場をはじめとした許認可に関する法令を素材として，行政訴訟に関係する諸問題を検討する。

第６回　許認可に関する法制度(4)

公衆浴場をはじめとした許認可に関する法令を素材として，行政上の不服申立てや国家補償法に関係する諸問題を検討する。

第７回　サービス行政に関する法制度(1)

水道や生活保護をはじめとしたサービス行政に関する法令を素材として，行政法総論に関係する諸問題を検討する。

第８回　サービス行政に関する法制度(2)

水道や生活保護をはじめとしたサービス行政に関する法令を素材として，行政訴訟に関係する諸問題を検討する。

第９回　サービス行政に関する法制度(3)

水道や生活保護をはじめとしたサービス行政に関する法令を素材として，行政上の不服申立てや国家補償に関係する諸問題を検討する。

第 10 回　国土整備に関する法制度(1)

道路をはじめとした国土整備に関する法令を素材として，行政法総論に関係する諸問題を検討する。

第 11 回　国土整備に関する法制度(2)

道路をはじめとした国土整備に関する法令を素材として，行政訴訟に関係する諸問題を検討する。

第 12 回　国土整備に関する法制度(3)

道路をはじめとした国土整備に関する法令を素材として，行政上の不服申立てや国家補償に関係する諸問題を検討する。

第 13 回　財政に関する法制度(1)

租税をはじめとした財政に関する法令を素材として，行政法総論に関係する諸問題を検討する。

第 14 回　財政に関する法制度(2)

租税をはじめとした財政に関する法令を素材として，行政救済法（住民訴訟を除く）に関係する諸問題を検討する。

第 15 回　財政に関する法制度(3)

租税をはじめとした財政に関する法令を素材として，住民訴訟，地方自治などに関係する諸問題を検討する。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
憲法１	２年次	必修科目	前期	木曜・５時限	手塚　崇聡

【科目のねらい】
　人権総論および人権各論の前半部分（包括的基本権，平等，精神的自由）について，判例・学説の体系的な理解を目的とする。
【授業の方法等】
　本授業は対面形式にて実施する。また質疑応答および解説方式で行う。事前に指定された判例を読み，予習をしておくこと。また，教科書を使って理解の深化をはかるので，事前に指定された該当箇所を読み，復習しておくこと。
【教材等】
＜教科書＞
　木下昌彦ほか編『精読憲法判例[人権編]』（弘文堂，2018）
＜参考書＞
　高橋和之『立憲主義と憲法〔第５版〕』（有斐閣，2020 年）
　長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選Ⅰ〔第７版〕』（有斐閣, 2019 年）
　芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第７版〕』（岩波書店，2019 年）
　安西文雄ほか『憲法学読本〔第３版〕』（有斐閣, 2018 年）
　毛利透ほか『憲法Ⅱ　人権〔第２版〕』（有斐閣，2017 年）
　渡辺康行ほか『憲法Ⅰ　基本権』（日本評論社，2016 年）
【成績評価】
　平常点（30%），中間試験（30%），学期末試験（40%）
　＊小テストを行うことがあるが，その場合は平常点の一部に加算する。

【各回の内容】
＜人権総論＞
第１回　外国人の人権享有主体性
　問題の所在，国籍の意義，外国人管理法制
　／入国・再入国の自由，政治活動の自由，社会保障，選挙権，公務就任権
　〔マクリーン事件，東京都管理職事件など〕
第２回　法人・団体の人権享有主体性／結社の自由
　問題の所在，対国家関係，対内関係：自律権と構成員の協力義務の限界，強制加入団体
　／結社の自由
　〔八幡製鉄事件，南九州税理士会事件など〕
第３回　私人間効力
　問題の所在，理論構成／国・地方公共団体の私法上の行為
　〔三菱樹脂事件，昭和女子大学事件，女子若年定年制事件／百里基地訴訟など〕
第４回　公務員，刑事収容施設被収容関係／人権の制約
　問題の所在／「公共の福祉」の意味／公務員の政治的行為の自由に対する規制
　／刑事収容施設被収容者の人権制限
　〔猿払事件，国公法違反被告二事件／被拘禁者の喫煙禁止事件，よど号新聞記事抹消事件など〕

＜人権各論＞
第５回　包括的基本権
　幸福追求権の法的性格／プライバシー権・自己情報コントロール権／自己決定権／人格権，環境権
　〔京都府学連事件，前科照会事件，講演会参加者リスト提出事件，住基ネット訴訟／エホバの証人輸血拒否事件，校則によるバイク制限／大阪空港公害訴訟など〕
第６回　平等（１）
　平等の概念／14 条１項後段列挙事由の意味／アファーマティブ・アクション

〔尊属殺重罰規定違憲判決, サラリーマン税金訴訟, 国籍法違憲判決など〕

第７回　平等（２）

救済方法／14 条と 24 条との関係

〔婚外子法定相続分差別違憲決定／女性の再婚禁止期間訴訟，夫婦別姓訴訟など〕

第８回　思想・良心の自由

保障範囲，侵害態様の類型：①内心を理由とする不利益処遇，②内心の開示強制・探索，③内心に反する行為の強制

〔謝罪広告強制事件，麹町中学内申書事件，「君が代」ピアノ伴奏拒否事件，「君が代」起立斉唱訴訟など〕

第９回　表現の自由（１）

表現の自由の保障の意義，二重の基準論

定義づけ衡量／煽動表現，わいせつ表現，青少年の健全育成にとって有害とされる表現・未成年者に対する制約，名誉毀損表現，営利的表現

〔渋谷暴動事件／チャタレイ事件，「悪徳の栄え」事件，「四畳半襖の下張」事件／岐阜県青少年保護育成条例事件／夕刊和歌山時事事件／あん摩師等法事件など〕

第 10 回　表現の自由（２）

表現内容規制・内容中立規制二分論，直接規制・間接規制

〔屋外広告物条例事件，駅構内ビラ配布事件，自衛隊イラク派遣ビラ配布事件など〕

第 11 回　表現の自由（３）

集会の自由，集団行進の自由，パブリックフォーラム論，敵意ある聴衆の法理

／芸術的表現に対する助成／漠然不明確性・過度の広汎性

〔新潟県公安条例事件，東京都公安条例事件，徳島市公安条例事件／泉佐野市民会館事件，広島市暴走族追放条例事件／公立図書館蔵書廃棄事件など〕

第 12 回　表現の自由（４）

「知る権利」，報道の自由，取材の自由，反論権，放送の自由

〔博多駅事件，ＴＢＳビデオテープ押収事件，外務省秘密電文漏洩事件，取材源秘匿事件，レペタ事件，サンケイ新聞事件, ＮＨＫ受信料訴訟など〕

第 13 回　表現の自由（５）

検閲の禁止，事前抑制の原則的禁止，名誉毀損とプライバシー侵害／通信の秘密

〔税関検査事件，「北方ジャーナル」事件／ノンフィクション「逆転」事件，「石に泳ぐ魚」事件など〕

第 14 回　信教の自由

保障内容：①信仰の自由，②宗教的行為の自由，③宗教的結社の自由／宗教的人格権

〔エホバの証人剣道受講拒否事件，日曜日授業参観事件，加持祈祷事件，牧会活動事件，宗教法人オウム真理教解散命令事件／自衛官合祀訴訟，内閣総理大臣の靖国神社公式参拝訴訟など〕

第 15 回　政教分離

政教分離の意義・法的性格・内容，「宗教団体」・「宗教上の組織若しくは団体」の意味，政教分離規定違反の判断方法

〔津地鎮祭事件，箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟，愛媛県玉串料訴訟，空知太神社事件など〕

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
憲法２	２年次	必修科目	後期	水曜・２時限	手塚崇聡

【科目のねらい】
　人権各論（経済的自由，適正手続，国務請求権，社会権，参政権）および統治について，新しい判例や学説を交えながら，応用力を身につけることを目的とする。
【授業の方法等】
　本授業は対面形式にて実施する。また質疑応答および解説方式で行う。事前に指定された判例を読み，予習をしておくこと。また，教科書を使って理解の深化をはかるので，事前に指定された該当箇所を読み，復習しておくこと。
【教材等】
＜教科書＞
木下昌彦ほか編『精読憲法判例[人権編]』（弘文堂，2018）
木下昌彦ほか編『精読憲法判例[統治編]』（弘文堂，2021）
＜参考書＞
高橋和之編『ケースブック憲法』（有斐閣，2011 年）
小山剛『憲法上の権利の作法』〔第 3 版〕（尚学社，2016 年）
渡辺康行ほか『憲法 I』（日本評論社，2016 年）
憲法判例百選 I・Ⅱ〔第 7 版〕（有斐閣，2019 年）
判例プラクティス憲法〔増補版〕（信山社，2014 年）
【成績評価】
　平常点（小レポートなど）（30%），中間試験（30%），学期末試験（40%）
　＊小テストを行うことがあるが，その場合は平常点の一部に加算する。

【各回の内容】
第１回　職業の自由
　判例法理の動向・審査基準の枠組・二分論の内容と限界を学ぶ
　［小売市場事件，薬事法距離制限事件，薬事法ネット規制事件］
第２回　財産権
　財産権規制の態様・審査基準の枠組・補償を学ぶ
　［森林法共有林分割請求事件，証取法違憲訴訟事件，河川附近地制限令事件］
第３回　適正手続
　令状主義・適正手続の内容・不利益供述の禁止・違法収集証拠排除の原則を学ぶ
　［徳島市公安条例事件，川崎民商事件，違法収集証拠排除事件］
第４回　国務請求権
　国家賠償請求権・裁判を受ける権利・請願権を学ぶ
　［郵便法違憲訴訟，関ヶ原署名訴訟，家事審判法違憲訴訟］
第５回　生存権
　生存権の法的性格・最低限の生活の意味・立法裁量および行政裁量の程度・司法的救済の可能性・判断過程審査の手法を学ぶ
　［朝日訴訟，堀木訴訟，老齢加算廃止違憲訴訟，外国人生活保護請求事件］
第６回　教育を受ける権利／学問の自由
　教育権の所在・学問の自由の意義と限界を学ぶ
　［旭川学テ事件，東大ポポロ事件，伝習館高校事件］
第７回　労働基本権
　公務員の労働基本権の制限・合憲限定解釈・判例変更の可否を学ぶ
　［全逓東京中郵事件，都教組事件，全農林警職法事件］

第８回　参政権
　選挙権および被選挙権の保障・選挙運動の制限・一票の格差を学ぶ
　［在宅投票制度違憲訴訟，在外邦人選挙権訴訟，議員定数不均衡訴訟］
第９回　国会および政党
　国会の各権限・政党の位置づけを学ぶ
　［免責特権事件，日商岩井事件（一審），日本新党事件］
第 10 回　内閣
　内閣の権限・解散権の所在・独立行政委員会の合憲性を学ぶ
　［ロッキード事件，米内山事件，独立行政委員会違憲訴訟（一審）］
第 11 回　裁判所（１）
　司法権の意味・付随的司法審査制・法律上の争訟・部分社会論を学ぶ
　［板まんだら事件，種徳寺事件，富山大学事件，共産党袴田事件］
第 12 回　裁判所（２）
　司法審査の限界・統治行為論・自律行為論・自由裁量論を学ぶ
　［警察予備隊違憲訴訟，警察法改正無効事件，砂川事件，苫米地事件］
第 13 回　憲法訴訟
　憲法判断の方法・違憲判決の効力・違憲の対象を学ぶ
　［第三者所有物没収事件，猿払事件（１審のみ），堀越事件，ハンセン病訴訟（１審のみ）］
第 14 回　財政・地方自治
　財政民主主義・租税法律主義・地方自治の本旨・条例制定権を学ぶ
　［東京都売春条例事件，旭川健康保険条例事件，外形標準課税事件］
第 15 回　平和主義
　安全保障と司法審査・自衛隊派遣の問題を学ぶ
　［長沼ナイキ訴訟（最高裁もあり），恵庭事件（１審のみ），百里基地訴訟，自衛隊イラク派遣違憲訴訟（２審のみ）］

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担 当 教 員
行政法１	２年次	必修科目	前期	月曜・2/3 時限 （インテンシブ科目）	下井康史

【科目のねらい】

いわゆる行政法総論の主要論点について，通説や判例の状況を的確に理解すること，および，様々な法理論を具体の事例に当てはめて活用できる能力を涵養することが本科目のねらいである。具体的に取り扱う分野は，行政法の基本原理（行政組織法の基本を含む）と行政作用法総論（行政の行為形式，行政上の義務履行確保措置等）であるが，必要に応じ，行政救済法の論点（その詳細は「行政法２」で扱われる）にも言及する。

【授業の方法等】

基礎的事項の確認から始めて，可能な限り，裁判例の検討に注力する。以下の点に留意されたい。

・対面式で実施する。新型コロナウイルスの感染状況に鑑み，各自，感染予防に万全を尽くされたい。
・授業は，事前に配布するレジュメに沿って進める。
・レジュメには，予習課題としてのＱが多数用意されている。これらのＱについて予習済みであることを前提に授業を進める。
・レジュメは Moodle にアップするほか、紙媒体のものも配布する。配布時期は、概ね授業 1 週間前。なおレジュメ以外の資料は Moodle アップのみとする。
・レジュメでは，授業で取り扱う判例を明示しておくので，事前に精読しておくこと。
・講義形式で進めるが，適宜，受講生に対し質問を発する。

【教材等】

授業時には以下の 2 冊を必ず持参すること。

・野呂充他編『ケースブック行政法（第７版）』（弘文堂，2022 年）（以下「ＣＢ」と略称する）
・木村琢麿『プラクティス行政法（第３版）』（信山社，2022 年）

主要な参考書については別途資料を配付する。

【成績評価】

平常点（小テスト。30%），中間試験（30%），学期末試験（40%）で評価する。

【備考】

・時間の制約がある以上，検討すべき事項を授業内で網羅することはできない。授業で詳しく検討し得なかった事項については，各自の自学自習で補ってもらうことになる。
・自学自習の手がかりは，可能な限り，レジュメにおいて提供する。
・行政法の学習においては，小型六法（ポケット六法，デイリー六法等）に掲載されていない条文を参照することが頻繁である。小型六法に掲載されていない条文については各自で用意されたい。
・小テスト・中間試験・学期末試験のいずれにおいても，判例付ではない小型六法（司法試験六法を含む）のみ持ち込みを認める（書き込みのあるものを除く）。

【各回の内容】

以下では，各回で扱うテーマの他，各回で扱う予定の重要判例を挙げる。ＣＢに【重要判例】として掲載されていないものは資料で提供する。

なお，説明の順序は一般的な教科書やＣＢのそれとは異なる。その理由は，適宜，授業中に説明する。

第１回　行政法の基礎事項，行政法の基本原則（1）

行政法の基礎事項を扱う。具体的な論点は，行政法の法源，行政組織法の基礎事項，行政活動の分類，規範の種類，行政活動の法的効力を争う訴訟の類型（概略）等である。

第２回　行政法の基本原則（2）

行政法の基本原則を扱う。具体的な論点は，法律による行政の原理その他の行政法の一般原則（信義則や比例原則，平等原則，手続的正義の原則）等である。

・ＣＢ9-5　浦安漁港ヨット係留用鉄杭強制撤去事件

・ＣＢ9-2　飲酒運転一斉検問事件
・ＣＢ3-1　個人タクシー事件
・ＣＢ3-6　成田新法事件

第３回　行政法の基本原則（3），情報公開・個人情報保護

第２回に引き続き行政法の基本原則を取り上げた後，行政機関情報公開法と個人情報保護法の主要論点を扱う。具体的な論点は，公法と私法，行政上の法律関係における民事法の適用，情報公開の概念・目的・対象，開示請求制度，開示・不開示決定に対する争訟手続，個人情報保護の概念・目的・対象，本人開示・訂正・利用停止の各請求制度等である。

・ＣＢ9-3　宜野座村工場誘致政策変更事件
・ＣＢ9-4　酒屋青色申告承認申請懈怠事件
・最決平成 21 年 1 月 15 日　沖縄ヘリ墜落事件
・ＣＢ10-4　大田区指導要録事件

第４回　行政行為（行政処分）（1）ーー行政行為の特質

行政の各行為形式を概観した後，行政行為を扱う。具体的な論点は，行政行為の意義，行政処分概念との関係，行政行為（処分）と性質決定されることの法的帰結，行政行為の特質等である。

・ＣＢ11-2　大田区ゴミ焼却場設置事件
・ＣＢ15-6　東京都教育委員会国旗国歌訴訟（予防訴訟）
・ＣＢ1-1　墓地埋葬通達事件
・ＣＢ11-10　労災就学援護費不支給事件

第５回　行政行為（処分）（2）ーー効力①

行政争訟法制を概観した後，第４回に引き続き行政行為を扱う。具体的な論点は，公定力，不可争力等である。なお，授業の最後の 10 分を使って小テストを行う。試験範囲は，第 1 回～第 5 回授業で扱った内容である。

・ＣＢ11-2　大田区ゴミ焼却場設置事件

第６回　行政行為（処分）（3）ーー効力②，瑕疵，取消し・撤回①

第５回に引き続き行政行為の効力を取り上げた後，行政行為の瑕疵，行政行為の取消し・撤回を扱う。具体的な論点は，（自力）執行力，不可変更力，行政行為の無効事由，行政行為の（職権）取消しと撤回の特質等である。

・ＣＢ2-8　東京都建築安全条例事件
・ＣＢ2-9　名古屋冷凍倉庫固定資産税等国家賠償事件
・ＣＢ2-1　山林所得課税事件
・最判昭和 37 年 7 月 5 日　飯岡村農地委員会事件
・ＣＢ2-2　譲渡所得課税無効事件
・ＣＢ2-7　ネズミ講課税処分事件分事件

第７回　行政行為（処分）（4）ーー取消し・撤回②，種類，裁量①

第６回に引き続き行政行為（処分）の取消し・撤回を取り上げた後，行政行為の種類と行政裁量を扱う。具体的な論点は，取消し・撤回についての法律の根拠の要否，取消し・撤回の制限，裁量の意味，裁量の検討単位，行政庁に裁量が認められる場合如何等である。なお，行政行為（処分）における裁量を中心に取り扱うが，適宜，行政立法等，他の行為形式における裁量にも言及する。

・ＣＢ16-7　辺野古訴訟
・ＣＢ2-3　優生保護医指定撤回事件
・ＣＢ2-10　被災者生活再建支援金支給決定取消事件
・最判昭和 29 年 7 月 30 日　京都府立医科大学事件
・ＣＢ4-7　山陽自動車道収用補償金増額請求事件
・ＣＢ4-8　呉市公立学校施設使用不許可事件
・ＣＢ4-10　東京都教職員国旗国歌訴訟（取消訴訟）

第８回　行政行為（処分）（5）ーー裁量②，附款，行政手続①

第７回に引き続き行政裁量を取り上げた後，行政行為の附款と行政処分手続を扱う。具体的な論点は，行政裁量に対する司法審査のあり方，附款の意味と限界，行政手続の意味等である。

・ＣＢ4-4　マクリーン事件本案訴訟
・ＣＢ4-5　伊方原発訴訟
・ＣＢ4-2　神戸全税関事件
・ＣＢ4-10　東京都教職員国旗国歌訴訟（取消訴訟）

・ＣＢ4-1　日光太郎杉事件
・ＣＢ4-6　「エホバの証人」剣道実技拒否事件
・ＣＢ4-9　小田急訴訟（本案）
・ＣＢ4-8　呉市公立学校施設使用不許可事件

第９回　行政行為（処分）（6）ーー行政手続②

第８回に引き続き行政処分手続を扱う。具体的な論点は，申請に対する処分の手続である。

第 10 回　行政行為（処分）（7）ーー行政手続③

第９回に引き続き行政処分手続を取り上げた後，行政上の義務履行確保を扱う。具体的な論点は，不利益処分の手続，理由提示，手続的瑕疵の効果である。なお，授業の最後の 10 分を使って小テストを行う。試験範囲は，第６回～第 10 回授業で扱った内容である。

・ＣＢ3-5　旅券発給拒否処分理由付記事件
・ＣＢ3-8　一級建築士免許取消事件
・ＣＢ3-1　個人タクシー事件
・ＣＢ3-3　群馬中央バス事件

第 11 回　行政行為（処分）（8）ーー行政手続④，行政上の義務履行確保

第 10 回に引き続き行政手続を取り上げた後，行政上の義務履行確保制度について，即時強制を含めて扱う。具体的な論点は，理由追加の可否，行政上の義務履行確保制度の種類，同制度と法律による行政の原理との関係，行政代執行法，行政上の強制徴収，直接強制，執行罰，司法的執行，行政罰，その他の義務履行確保システム，即時強制等である。

・ＣＢ3-4　中京税務署法人税増額更正事件
・ＣＢ10-1　逗子市住民監査請求記録公開請求事件
・ＣＢ3-2　大分税務署法人税増額更正事件
・ＣＢ3-7　ベンジジン事件
・ＣＢ7-4　宝塚市パチンコ店建築中止命令事件

第 12 回　行政調査，行政立法（1）

行政調査と行政立法を扱う。具体的な論点は，行政調査の意味・種類，行政調査と法律による行政の原理との関係，行政調査手続，行政立法の意味・種類，法規命令の意味・種類，委任命令への委任方法，委任命令の限界，行政規則の効力等である。

・ＣＢ6-1　川崎民商事件
・ＣＢ6-2　荒川民商事件
・ＣＢ1-5　幼児接見不許可事件
・ＣＢ1-1　墓地埋葬通達事件

第 13 回　行政立法（2），条例（1）

第 12 回に引き続き行政立法を取り上げた後，条例を巡る主要論点を扱う。具体的な論点は，行政規則の種類・効力・外部化，自己拘束の法理，事案の個別事情審査，委任条例と独自条例の違い，条例の違法性判断基準等である。

・最判昭和 33 年 3 月 28 日　パチンコ球遊器事件
・ＣＢ1-1　墓地埋葬通達事件
・ＣＢ4-4　マクリーン事件本案訴訟
・ＣＢ3-8　一級建築士免許取消事件（田原補足意見）
・ＣＢ13-9　北海道パチンコ店営業停止命令事件
・ＣＢ1-2　徳島市公安条例事件

第 14 回　条例（2），行政計画，行政契約，行政指導（1）

第 13 回に引き続き条例を取り上げた後，行政計画，行政契約，行政指導を扱う。具体的な論点は，条例の違法性判断基準，行政計画の意味，行政契約の意味・種類，行政契約に対する法的統制，行政指導の意味・種類・機能等である。

・ＣＢ1-2　徳島市公安条例事件
・ＣＢ1-5　宗像市環境保全条例事件
・ＣＢ9-8　福間町公害防止協定事件
・ＣＢ5-2　石油カルテル事件
・ＣＢ5-4　武蔵野市水道法違反事件
・ＣＢ5-3　品川マンション事件

第 15 回　行政指導（2）

第 14 回に引き続き行政指導を扱う。具体的な論点は，行政指導に対する法的統制，行政手続法第 4 章・第 4 章の 2 等である。なお，授業の最後の 10 分を使って小テストを行う。試験範囲は，第 11 回～第 15 回授業で扱った内容である。

・ＣＢ5-3　品川マンション事件
・ＣＢ5-4　武蔵野市水道法違反事件
・ＣＢ5-5　武蔵野市教育施設負担金事件
・ＣＢ5-1　中野区特殊車両通行認定事件

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
行政法２	２年次	必修科目	後期	月曜・２時限	木村琢麿

【科目のねらい】

行政救済法（行政訴訟，行政上の不服申立ておよび国家補償からなる法分野）に関する諸制度と判例を正確に理解し，具体的な事例に当てはめられるようにすることを目的とする。

【授業の方法等】

行政法全体の基礎的な事項の確認をしながら，判例を素材にして，問題の所在と解決方法について考察していく。授業の方法としては，予習課題などをもとにした双方向方式を取り入れながら授業を行う。

基本的には，同時双方向型のメディア授業（Google Classroom によるもの）によって行う。詳細については，事前の WEB 掲示を通じて伝達する。開講前に，Moodle の本授業科目のサイトを確認すること（開講日の１週間前を目途に，初回の予習範囲および予習課題とともに掲示する）。

【教材等】

稲葉馨ほか編『ケースブック行政法〔第７版〕』（弘文堂，2022 年）

別冊ジュリスト『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第８版〕』（有斐閣，2022 年）

木村琢麿『プラクティス行政法〔第３版〕』（信山社，2022 年）

【成績評価】

平常点 30%（おおむね小テスト 25 点，発言状況等 5 点），中間試験 30%，学期末試験 40%の割合で評価する。

【備考】

この授業において中心的な考察対象となる行政事件訴訟法や行政不服審査法については，近時の法改正等をうけて，議論状況が大きく変化している。そのため，授業内容や教材等は，判例・学説の動向を踏まえて変更する可能性がある。取り上げる判例等の詳細については，原則として各授業日の１週間前を目途に指示する。

開講に先立って，上記の指定教科書を通読しておくこと。

【各回の内容】

第１回　行政救済法序論

取消訴訟の実際的な問題状況を確認しながら，行政救済法に関するイントロダクションを行う。個別の論点としては，法律上の争訟や公権力性の意義の問題などを取り上げ，最高裁判所規則改正事件（最判平成３年４月 19 日民集 45 巻４号 367 頁）や大阪空港訴訟（最大判昭和 56 年 12 月 16 日民集 35 巻 10 号 1369 頁）をはじめとした重要判例の意義を考察する。

第２回　取消訴訟の対象(1)

処分性の概念を定式化した大田区ごみ処理場設置事件（最判昭和 39 年 10 月 29 日民集 18 巻８号 1809 頁）や福岡消防長不同意事件（最判昭和 34 年１月 29 日民集 13 巻１号 32 頁）をはじめとした最高裁判例を取り上げ，取消訴訟の訴訟要件について概観する。

第３回　取消訴訟の対象(2)

第２回の授業内容をうけて，冷凍スモークマグロ食品衛生法違反通知事件（最判平成 16 年 4 月 26 日民集 58 巻 4 号 989 頁），浜松市土地区画整理事業事件（最大判平成 20 年９月 10 日民集 62 巻８号 2029 頁），横浜市保育所廃止条例事件（最判平成 21 年 11 月 26 日判時 2063 号３頁）など，比較的最近の最高裁判決を検討し，他の訴訟要件等の論点との関連を含めて，判例の動向について考察する。

第４回　取消訴訟の原告適格

主婦連ジュース事件（最判昭和 53 年３月 14 日民集 32 巻２号 211 頁），新潟空港訴訟（最判平成元年２月 17 日民集 43 巻２号 56 頁），もんじゅ訴訟（最判平成４年９月 22 日民集 46 巻６号 571 頁），伊場遺跡訴訟（最判平成元年６月 20 日判時 1334 号 201 頁）などの重要判例を素材として，取消訴訟の原告適格について考察する。あわせて，新潟空港訴訟やもんじゅ訴訟を主たる素材として，取消訴訟における違法主張制限の問題を検討する。

第５回　訴えの利益の事後消滅

名古屋郵便局免職処分取消訴訟（最大判昭和 40 年４月 28 日民集 19 巻３号 721 頁），自動車運転免

許停止処分事件（最判昭和 55 年 11 月 25 日民集 34 巻６号 781 頁）などを素材として，取消訴訟における訴えの利益の客観的消滅について考察する。

第６回　無効等確認訴訟

無効等確認訴訟に関する諸問題について，取消訴訟と比較をしながら，もんじゅ訴訟（最判平成４年９月 22 日民集 46 巻６号 1090 頁）や土地改良区換地処分事件（最判昭和 62 年４月 17 日民集 41 巻３号 286 頁）などを素材にして考察する。

第７回　義務付け訴訟・差止訴訟・不作為違法確認訴訟

義務付け訴訟と差止訴訟について，それぞれの救済範囲等を取消訴訟や確認訴訟の場合と対比しながら，横川川訴訟（最判平成元年７月４日判時 1336 号 86 頁）や君が代訴訟（最判平成 24 年２月９日判時 2152 号 24 頁）などを素材にして考察する。あわせて，不作違法確認訴訟の実際的意義についても，主として義務付け訴訟との関係で検討する。

第８回　当事者訴訟

当事者訴訟について，特に平成 16 年改正によって明文化された確認訴訟の意義に注目しながら，在外邦人選挙権訴訟（最大判平成 17 年９月 14 日民集 59 巻７号 2087 頁）や国籍法違憲判決（最大判平成 20 年６月４日民集 62 巻６号 1367 頁）などを素材にして考察する。あわせて，他の当事者訴訟の類型の活用例や民事訴訟との区分についても検討する。

第９回　住民訴訟

住民訴訟の制度を概観したうえで，特に財務会計行為や違法性の承継に関する基本判例として，一日校長事件（最判平成４年 12 月 15 日民集 46 巻９号 2753 頁）や林道開設住民訴訟（最判平成２年４月 12 日民集 44 巻３号 431 頁）を中心に検討し，住民訴訟の実際的な機能について考察する。

第 10 回　行政訴訟の審理・判決

取消訴訟を中心とした行政訴訟の審理・判決について概観し，横浜市保育所廃止条例事件（最判平成 21 年 11 月 26 日判時 2063 号３頁）や健康保険医療費値上げ事件（東京地決昭和 40 年４月 22 日行裁集 16 巻４号 708 頁）などをもとに，救済の実効性に関する諸問題を検討する。

第 11 回　仮の救済

取消訴訟を中心とした行政訴訟の仮の救済について，弁護士懲戒執行停止事件（最決平成 19 年 12 月 18 日判時 1994 号 21 頁）や阪神高速道路事件（神戸地尼崎支決昭和 48 年５月 11 日訟月 19 巻 12 号 33 頁）をはじめとした基本的な判例を素材にしながら，仮処分の許容範囲や訴訟要件論との関連性を含めて考察する。

第 12 回　国家賠償法１条

国家補償制度を概観したうえで，奈良過大更正処分国家賠償事件（最判平成５年３月 11 日民集 47 巻４号 2863 頁）や京都宅建業者事件（最判平成元年 11 月 24 日民集 43 巻 10 号 1169 頁）をはじめとした国家賠償法１条に関する判例を検討する。

第 13 回　国家賠償法２条

国家賠償法１条との比較を交えながら，高知落石事件（最判昭和 45 年８月 20 日民集 24 巻９号 1268 頁）や多摩川水害訴訟（最判平成２年 12 月 13 日民集 44 巻９号 1186 頁）をはじめとした国家賠償法２条に関する判例を検討する。

第 14 回　損失補償

倉吉都市計画街路事業用地収用事件（最判昭和 48 年 10 月 18 日民集 27 巻９号 1210 頁）や盛岡都市計画制限損失補償請求事件（最判平成 17 年 11 月１日判時 1928 号 25 頁）をはじめとした損失補償に関する判例を分析し，憲法 29 条などの解釈論のあり方を検討する。あわせて，損失補償の訴訟手続に関する諸問題にも触れる。

第 15 回　行政上の不服申立て

行政上の不服申立てについて，行政不服審査法上の制度を中心に概観し，平成 26 年の法改正の意義を示しながら，米子鉄道郵便局懲戒免職事件（最判昭和 62 年４月 21 日民集 41 巻３号 309 頁）や大和郡山市固定資産評価審査委員会事件（最判平成２年１月 18 日民集 44 巻１号 253 頁）をはじめとした基本判例を考察する。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
公法演習１	３年次	自由選択科目	前期	水曜・3 時限	手塚　崇聡

【科目のねらい】
　判例や学説を基に憲法論理を組み立てる作業を学びながら，憲法問題を読み解く力を身につけることを目的とする。応用能力を養い，実践的な問題に対処できるようになることを目指す。
【授業の方法等】
　授業は，対面で実施する。第 1・3・5・7 回目に起案を行い，第 2・4・6・8 回目にそれについて解説及び講評と質疑応答を行う。
【教材等】
　関連資料は適宜配布し，参考文献も適宜授業中に指示する。なお，参考文献として以下のものを挙げておく。
　①駒村圭吾『憲法訴訟の現代的転回』（日本評論社，2013 年）
　②宍戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開』〔第２版〕（日本評論社，2014 年）
　③大沢秀介＝大林啓吾編『憲法事例演習』（成文堂，2017 年）
　④松本和彦『事例問題から考える憲法』（有斐閣，2018 年）
　⑤横大道聡編著『憲法判例の射程〔第 2 版〕』（弘文堂，2020 年）
　⑥曽我部真裕ほか編『憲法論点教室』（日本評論社，2020 年）
【成績評価】
　平常点（出席及び発言状況）15%，起案 85%で評価する。
【備考】
　「憲法」の既修者を対象とする。隔週での開講を予定し，初回は，4 月 19 日（水）に実施する。その他授業スケジュールは初回に告知する。

【各回の内容】
第１回（課題の提示と演習）
　人権総論を対象とした事案について，受講者が起案を行う。
第２回（課題の提示と演習）
　第１回で行った起案について，解説，講評及び質疑応答を行う。
第３回（課題の提示と演習）
　人権各論を対象とした事案について，受講者が起案を行う。
第４回（課題の提示と演習）
　第３回で行った起案について，解説，講評及び質疑応答を行う。
第５回（課題の提示と演習）
　人権各論を対象とした事案について，受講者が起案を行う。
第６回（課題の提示と演習）
　第５回で行った起案について，解説，講評及び質疑応答を行う。
第７回（文書起案）
　全般を対象とした事案について，受講者が起案を行う。
第８回（文書起案講評）
　第７回で行った起案について，解説，講評及び質疑応答を行う。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
公法演習２	３年次	自由選択科目	後期	木曜・２時限	下井康史 木村琢麿

【科目のねらい】
公法分野のうち，行政法の諸分野について，主として自治体行政に関する具体的課題の考察を通じて，実践的な問題発見能力及び問題解決能力を涵養することを目的とする。
【授業の方法等】
・対面式と同時双方向形式（Google Meet）を組み合わせて実施するが，文書起案は，基本的には対面式で実施する。
・主として自治体行政における事案を素材とした文書起案，起案された文書に関する講評，関連する諸問題に関する質疑応答を行う。
【教材等】
起案課題は基本的にはプリントで配布し，講義・質疑応答の回ではレジュメ等を配布する。
基本的な参考書として以下のものがある。
・別冊ジュリスト『地方自治判例百選〔第４版〕』（有斐閣，2013 年）
・ジュリスト増刊『重要判例解説』（有斐閣，近年のもの）
・野呂充他編『ケースブック行政法〔第７版〕』（弘文堂，2022 年）
【成績評価】
平常点（小テスト 40%）と文書起案（60%）で評価する。
【備考】
・本授業科目は，３年次後期の前半に開講される授業科目「自治体と法」とは，独立して行われるが，自治体行政実務の動向等を認識しながら学習を進められるよう，同授業科目と併せて履修することを勧める。
・起案・小テストのいずれにおいても，判例付ではない小型六法（司法試験六法を含む）のみ持ち込みを認める（特に指示した場合を除く）。
・授業の内容と順序（文書起案の回数を含む）は，受講者の学習状況等を勘案して，変更する場合がある。
・開講日程については，後期の開始前に Moodle 上に掲示する（基本的には，後期の後半に実施するが，後期の前半に実施する場合もありうるので，注意すること）。
【各回の内容】
第１回（文書起案）
自治体行政における事案（主として行政法総論に関するもの）について，受講生が文書起案を行う。
第２回（講義・質疑応答）
第１回の起案で問題となった論点等について解説を行い，関連する諸問題について質疑応答をする。
第３回（文書起案）
自治体行政における事案（主として行政救済法に関するもの）について，受講生が文書起案を行う。
第４回（講義・質疑応答）
第３回の起案で問題となった論点等について解説を行い，関連する諸問題について質疑応答をする。
第５回（講義・質疑応答）
行政法総論の分野を中心に，最近の重要法律改正を踏まえ，主として自治体行政を巡る最近の重要判例を取り上げ，受講者と質疑応答を行いながら，関連する論点等を検討する。
第６回（文書起案）
自治体行政における事案（行政法総論と行政救済法の双方に関するもの）について，受講生が文書起案を行う。
第７回（講義・質疑応答）
行政救済法の分野を中心に，主として自治体行政を巡る最近の重要判例を取り上げ，受講者と質疑応答を行いながら，関連する論点等を検討する。
第８回（講義・質疑応答）

第６回の起案で問題になった論点等について解説を行い，関連する諸問題について質疑応答をする。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
行政法特論	３年次	自由選択科目	前期	金曜・３時限	下井康史

【科目のねらい】

いわゆる行政法総論の論点に関する判例を検討し，その中で行政救済法の論点も適宜考察することを通じて，様々な法理論を具体の事例に当てはめて活用できる能力を発展させることが本科目のねらいである。なお，第８回授業においては，行政法総論と行政救済法の応用的理解に資するよう，行政不服審査法の内容を検討する。

【授業の方法等】

行政法の基本を修得済みであることを前提に，基礎的事項の確認は最低限に止め，裁判例の説明・分析に力点を置く。以下の点に留意されたい。

・対面式で実施する。新型コロナウイルスの感染状況に鑑み，各自，感染予防に万全を尽くされたい。
・授業は，事前に配布するレジュメに沿って進める。
・レジュメには，予習課題としてのＱが多数用意されている。これらのＱについて予習済みであることを前提に授業を進める。
・レジュメは Moodle にアップするほか、紙媒体のものも配布する。配布時期は、概ね授業 1 週間前。なおレジュメ以外の資料は Moodle アップのみとする。
・レジュメでは，授業で取り扱う判例を明示しておくので，事前に精読しておくこと。
・講義形式で進めるが，適宜，受講生に対し質問を発する。

【教材等】

野呂充他編『ケースブック行政法（第 7 版）』（弘文堂，2022 年）（「ＣＢ」と略称する）をテキストとして用いる。授業に必ず持参すること。参考文献については，行政法１及び行政法２の該当欄を参照のこと。

【成績評価】

平常点（小テスト。30%），学期末試験（70%）で評価する。

【備考】

・各授業の具体的な実施日程は別途通知する。
・行政法の学習においては，小型六法（ポケット六法，デイリー六法等）に掲載されていない条文を参照することが頻繁である。中型六法にも掲載されていない条文は資料で提供するので，小型六法には掲載されていないが中型六法には掲載されている条文については各自で用意されたい。
・小テスト・学期末試験のいずれにおいても，判例付ではない小型六法（司法試験六法を含む）のみ持ち込みを認める（書き込みのあるものを除く）。

【各回の内容】

以下では，各回で扱うテーマの他，各回で扱う予定の重要判例を挙げる。ＣＢに【重要判例】として掲載されていないものについては資料で提供する。

第１回　法規命令①

法規命令を巡る最高裁判例を取り上げる。

・ＣＢ1-3　サーベル登録拒否事件
・ＣＢ1-10　ＣＢ1-8 医薬品ネット販売権確認等請求事件

第２回　法規命令②・行政規則

法規命令と行政規則を巡る最高裁判例を取り上げる。

・ＣＢ1-9　泉佐野市ふるさと納税事件
・最判昭和 33 年 3 月 28 日　パチンコ球遊器事件
・ＣＢ4-4　マクリーン事件本案訴訟
・ＣＢ13-9　北海道パチンコ店営業停止命令事件
・ＣＢ13-2　運転免許停止処分取消請求事件
・最判平成 25 年 4 月 16 日　水俣病認定義務付け訴訟（熊本）

第３回　行政行為（処分）①

行政行為（処分）について，その概念や法的機能を明らかにした上で，行政契約との関係や撤回

に関する最高裁判例を取り上げる。
・ＣＢ11-2 大田区ゴミ焼却場設置事件
・ＣＢ11-9　御所町二項道路指定事件

第４回　行政行為（処分）②・行政裁量①

行政行為（処分）の職権取消しや行政裁量を巡る最高裁判例を取り上げる。
・ＣＢ16-7　辺野古訴訟
・ＣＢ4-7　山陽自動車道収用補償金増額請求事件
・ＣＢ4-4　マクリーン事件本案訴訟
・ＣＢ4-5　伊方原発訴訟
・ＣＢ1-3　サーベル登録拒否事件
・ＣＢ8-5　三菱タクシーグループ運賃値上げ申請却下国賠事件
・最判平成 24 年 2 月 28 日　生活保護老齢加算廃止訴訟（東京）
・ＣＢ4-9　小田急訴訟（本案）
・ＣＢ4-1　日光太郎杉事件
・最判平成 18 年 9 月 14 日　弁護士懲戒事件
・最判昭和 29 年 7 月 30 日　京都府立医科大学事件
・最判昭和 48 年 9 月 14 日　長束小学校事件
・ＣＢ4-2　神戸全税関事件
・ＣＢ4-8　呉市公立学校施設使用不許可事件
・最判平成 19 年 12 月 7 日　獅子島事件
・ＣＢ15-6　厚木基地第 4 次航空機運航差止訴訟

第５回　行政裁量②

行政裁量を巡る最高裁判例について，とりわけ，司法による裁量統制のあり方について検討する。
・ＣＢ4-4　マクリーン事件本案訴訟
・ＣＢ4-5　伊方原発訴訟
・ＣＢ4-1　日光太郎杉事件
・ＣＢ4-8　呉市公立学校施設使用不許可事件
・ＣＢ4-9　小田急訴訟（本案）
・最判平成 19 年 12 月 7 日　鹿児島県獅子島事件
・ＣＢ16-7　辺野古訴訟
・ＣＢ8-5　三菱タクシーグループ運賃値上げ申請却下国賠事件
・最判平成 24 年 2 月 28 日　生活保護老齢加算廃止訴訟（東京）

第６回　個別法の解釈

個別行政法の解釈が問題となった判例について，最高裁判例を中心に取り上げる。
・ＣＢ8-2　ストロングライフ事件
・ＣＢ8-4　松任市廃棄物処理業不許可処分事件

第７回　行政法の一般原則・行政手続法

行政法の一般原則である平等原則に関する最高裁判例を取り上げ，関連する諸問題にも言及した後，行政手続法の諸論点のうち，手続的瑕疵の効果に関する裁判例を検討し，併せて，取消判決の効力を論じる。
・ＣＢ1-7　高根町簡易水道給水条例事件
・ＣＢ11-15　横浜市保育所廃止条例事件
・ＣＢ10-1　逗子市住民監査請求記録公開請求事件
・ＣＢ3-4　中京税務署法人税増額更正事件
・ＣＢ3-7　ベンジジン事件

第８回　行政不服審査法

行政不服審査法の基本を概説し，重要判例の概要を確認する。なお，授業の最後に小テストを実施する。
・最判昭和 29 年 10 月 14 日民集 8 巻 10 号 1858 頁
・ＣＢ13－5　米子鉄道郵便局事件

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
基礎民法１	１年次	必修科目	前期	火曜・５時限	田中宏治

【科目のねらい】

民法総則・物権総論・用益物権について，基礎を理解し，当事者の望むところを的確に法的構成する能力を身に付けることを目標とする。具体的には，そもそも法的構成とは何かを理解したうえで，上記範囲について，オーソドックスな（伝統的な）法解釈（判例多数説であることが多い）の事実への適用ができるようになることを最低到達目標とする。また，比較的新しい有力説も，あわせて学習するので，余裕があれば，それも身に付けてしまうことが望ましい。

本科目で扱う内容，とりわけ，民法総則は，民法を始め他の法律科目の基礎となるため，重点を置いて学習するべきである。とくに，冒頭から扱う「法律行為」を中心に法体系の全体像を把握することが大切である。

なお，民法研究には限りがないが，授業範囲は，あくまでも法科大学院において共通に必要とされている基本項目に限定する。そして，基礎を徹底的に理解するように努め，応用問題に直面しても，原理原則から考えてゆけば解決できる，という自信を得られるようにしたい。

【授業の方法等】

・対面授業である。

・予習は，各回の範囲について講義案と体系書を用いて各自が行う。

・授業は，毎回の予習を前提に，分かりにくい箇所や誤解しやすい問題などを，単純化した事例を多く用いて行う。

・復習は，これを重視して，正確に法的構成できるまで各自が行う。

・基礎民法 3，基礎民事法特論 1 を同時履修していることを前提とする。

【教材等】

Moodle を通じて講義案を配布する。

また，講義案で紹介する参考文献を積極的に参照することが望ましい。学習用の体系書は各自が自由に選んでよいが，代表的なものは授業中に紹介する。

【成績評価】

基準：上記最低到達目標にどの程度達しているか，すなわち，基礎を理解しているか，オーソドックスな条文解釈に基づく法的構成の能力を事例問題において示すことができるか，を基準にする。

ウェイト：平常点（出席・発言状況）を 30%，中間試験を 30%，学期末試験を 40%の割合で評価する。

【各回の内容】

第１回　民法入門

民法の学習方法，基礎民法 1 の授業方法，「法」，法の適用 1

第２回　民法総論 1

法の適用 2，法の解釈

第３回　民法総論 2

法適用の三原理，私的自治の原則 1

第４回　民法総論 3

私的自治の原則 2，日本民法典の構成

第５回　通則，人

第 1 章 通則，第 2 章 人

第６回　法人，物，法律行為 1（総則，意思表示 1）

第 3 章 法人，第 4 章 物，第 5 章 法律行為（第 1 節 総則，第 2 節 意思表示 1）

第７回　法律行為 2（意思表示 2）

第 5 章 法律行為（第 2 節 意思表示 2）

第８回　法律行為 3（代理 1）

第 5 章 法律行為（第 3 節 代理 1）

第９回　法律行為 4（代理 2，無効・取消し，条件・期限），期間の計算

第 5 章 法律行為（第 3 節 代理 2，第 4 節 無効および取消し，第 5 節 条件および期限），第 6 章 期間の計算

第 10 回　時効

第 7 章 時効

第 11 回　物権入門，所有権の効力（物権的請求権）

第 2 編 物権 第 1 章 総則 1

第 12 回　不動産物権変動

第 1 章 総則 2

第 13 回　動産物権変動，占有権 1（取得）

第 1 章 総則 3，第 2 章 占有権（第 1 節 占有権の取得）

第 14 回　占有権 2（効力），所有権 1（限界）

第 2 章 占有権（第 2 節 占有権の効力，第 3 節 占有権の消滅，第 4 節 準占有），第 3 章 所有権（第 1 節 所有権の限界）

第 15 回　所有権 2（取得，共有），用益物権

第 3 章 所有権（第 2 節 所有権の取得，第 3 節 共有），第 4 章 地上権，第 5 章 永小作権，第 6 章 地役権

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
基礎民法２	１年次	必修科目	後期	火曜・４時限	平野秀文

【科目のねらい】

債権一般の効力，多数当事者の債権債務関係，債権債務の移転などからなる債権総論と，抵当権，質権，留置権などの担保物権の基礎を修得することを目的とする。そのため，各種の制度に関する理解を踏まえて，具体的な事案についてどの制度が問題となっているかを適切に示し，条文および解釈論を十分に展開し，説得力のある解決を提示することができることを目標とする。

【授業の方法等】

対面方式の授業として実施する。債権総論および担保物権の基本的な項目の講義および問答によって進める。また意欲のある受講生向けに，任意課題が用意される。

【教材】

①窪田充見・森田宏樹編・民法判例百選Ⅱ〔第9版〕（有斐閣，2023年）（基礎民法３と共通）

②潮見佳男・道垣内弘人編・民法判例百選Ⅰ〔第9版〕（有斐閣，2023年）

その他の教科書・参考図書は授業開始前にアナウンスする。

【成績評価】

平常点（出席・発言状況）および小テスト 30%，中間試験 30%，学期末試験 40%，とする。

【各回の内容】

第１回　導入・債権総論

全体の導入の後，「債権」という概念に関する諸問題を扱う。

第２回　弁済①，債務不履行①

債務の消滅原因としての弁済を扱った後，債務不履行に際して債権者がとりうる法的手段を概観する。

第３回　債務不履行②

債務不履行に基づく損害賠償の要件および効果を扱う。

第４回　相殺，更改・免除・混同

相殺の要件および効果を扱った後，更改，免除，混同の制度を扱う。

第５回　責任財産の保全①

責任財産の保全について概観した後，債権者代位権とその転用を扱う。

第６回　責任財産の保全②

詐害行為取消権の要件および効果を扱う。

第７回　債権債務の移転①

債権の移転方法である債権譲渡を扱う。

第８回　債権債務の移転②

引き続き債権譲渡を扱った後，債務の移転方法である債務引受を扱う。

第９回　多数当事者の債権関係①

分割債権・連帯債権・不可分債権，分割債務・連帯債務・不可分債務を扱う。

第 10 回　多数当事者の債権関係②

保証一般を扱った後，特殊の保証を扱う。

第 11 回　担保物権総論，抵当権①

各種の担保物権について概観した後，抵当権の被担保債権，目的物および物上代位を扱う。

第 12 回　抵当権②

抵当不動産の処分，抵当権の処分，抵当権の実行方法，抵当権の消滅を扱う。

第 13 回　抵当権③，弁済②

法定地上権制度，一括競売制度，共同抵当，根抵当権を扱った後，弁済による代位の制度を扱う。

第 14 回　質権，留置権，先取特権

質権，留置権，先取特権を扱う。

第 15 回　非典型担保

譲渡担保を中心とする非典型担保を扱う。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
基礎民法３	１年次	必修科目	前期	火曜・２時限	平野秀文

【科目のねらい】

契約，事務管理，不当利得，不法行為からなる債権各論の基礎を修得することを目的とする。そのため，各種の債権発生原因の性質に関する理解を踏まえて，具体的な事案について適切に条文を適示し，必要十分な解釈論を展開して，説得力のある解決を提示することができることを目標とする。

【授業の方法等】

対面方式の授業として実施する。債権各論の基本的な項目の講義および問答によって進める。また意欲のある受講生向けに，任意課題が用意される。

【教材等】

教科書として以下の三冊を指定する。

①窪田充見・森田宏樹編・民法判例百選Ⅱ〔第 9 版〕（有斐閣，2023 年）

②潮見佳男・基本講義債権各論Ⅰ契約法・事務管理・不当利得〔第 4 版〕（新世社，2022 年）

③潮見佳男・基本講義債権各論Ⅱ不法行為法〔第 4 版〕（新世社，2021 年）

その他の参考図書は授業開始時に紹介する。

【成績評価】

平常点（出席・発言状況）及び小テスト（30%），中間試験（30%），学期末試験（40%），とする。

【各回の内容】

第１回　導入・不法行為①

全体の導入の後，一般の不法行為の要件および効果を扱う。

第２回　不法行為②

引き続き一般の不法行為の要件および効果を扱う。

第３回　不法行為③

不法行為責任の減免および消滅時効を扱う。

第４回　不法行為④

監督者責任，使用者責任，注文者責任，工作物責任，製造物責任，運行供用者責任を扱う。

第５回　不法行為⑤

共同不法行為の要件および効果を扱う。

第６回　契約総論①

契約の意義・種類，契約の成立（申込みと承諾，定型約款）を扱う。

第７回　契約総論②

契約の効力（同時履行の抗弁，危険負担，第三者のためにする契約），契約の解除，契約上の地位の移転を扱う。

第８回　契約各論①

売買を扱う。

第９回　契約各論②

交換，贈与，消費貸借，使用貸借を扱う。

第 10 回　契約各論③

賃貸借（成立，効力，終了）を扱う。

第 11 回　契約各論④

賃貸借の続き（第三者関係，借地借家法）を扱う。

第 12 回　契約各論⑤

雇用および請負，委任を扱う。

第 13 回　契約各論⑥

寄託，組合，和解，事務管理を扱う。

第 14 回　不当利得①

一般の不当利得を扱う。

第 15 回　不当利得②

特殊の不当利得および請求権競合を扱う。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
基礎民法４	１年次	必修科目	後期	金曜・１時限	鶴ヶ野翔麻

【科目のねらい】

民法第４編（親族）と第５編（相続）の規定を中心とする家族法の基本的理解を確立する。

【授業の方法等】

対面方式の授業として問答を交えながら実施する。知識を網羅するのではなく、基礎にある考え方が身に付くことを目指す。いうまでもなく、指定する教科書・判例集を参照し、予習してから授業に臨むこと。

【教材】

・Moodle を通じて必要に応じて授業資料を配布する予定。
・六法（最新版）を用意すること。
・判例集として，内田貴＝水野紀子＝大村敦志＝道垣内弘人『民法判例集 親族・相続』［2014］を使用する（授業開始までに新しい版が出版される可能性もあるので出版状況に注意すること）。追加で必要な判例については別途指示する。
・教科書は，法改正、それに対応した教科書の出版状況が流動的であり、後期開始時までに指示することにする。夏休みなどに予習をかねて参照しておくとすれば、まずは、道垣内弘人『リーガルベイシス民法入門〔第４版〕』［2022］581 頁以下をおすすめする。

【成績評価】

平常点 30%（出席、発言、小テスト），中間試験 30%，および，学期末試験 40%で評価する。

【各回の内容】

第１回　家族法の基礎
以降の検討の前提知識として知っておくべき、家族法の特徴や基本的概念について概観する。なお、時間に余裕があれば、第２回の内容に立ち入る可能性もある。

第２回　夫婦①
（a）婚姻の成立と（b）効果、そして（c）離婚、を検討する。（a）は婚姻意思、婚姻障害、（b）は夫婦間の義務、夫婦財産制、（c）は有責配偶者からの離婚請求、財産分与、を中心的に扱う。その上で（d）婚姻以外の結びつきも取り上げる。

第３回　夫婦②
承前。

第４回　親子①
実子（嫡出子、非嫡出子）、特に親子関係をめぐる問題を中心に検討した上で、養子、親権に進む。親権に関連して、子の引渡しについて立ち入った検討を加えてみたい。

第５回　親子②
承前。

第６回　親子③、扶養・後見
親子の残りを終えて、扶養・後見に進む。後見については重なりがある民法総則に譲る部分もある。

第７回　相続序説、法定相続①
相続の基本を確認した上で、法定相続を検討する。数回にかけて、相続人、相続分、相続の承認・放棄、相続財産とその承継、遺産共有、遺産分割、相続財産の清算、といったテーマを取り上げる。財産法との関係を意識しながら、相続法の規律を分析する。

第８回　法定相続②
承前。

第９回　法定相続③
承前。

第 10 回　法定相続④
承前。

第 11 回　法定相続⑤
承前。

第 12 回　遺言①
　遺言について、基本的な事柄（遺言の成立・方式、遺贈など）を概観しながら、特定財産承継遺言、遺言執行、遺留分といった躓きやすいテーマについてはできる限り時間をかけて説明することにしたい。
第 13 回　遺言②
　承前。
第 14 回　遺言③
　承前。
第 15 回　事例演習
　小テストとして、家族法の事例演習を実施し、解説を行う。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
基礎民事法特論１	１年次	選択必修科目３	前期	木曜・３時限	白石友行

【科目のねらい】

この授業は，法学に（あまり）触れたことがない学生を対象として，これから民法をより良く理解していくための基礎を提供すること，および，同時期に開講されている民法の各基礎科目の学習を補助することを目的とする。この授業では，学生が民法全体の基本的な内容を理解し，民法的な考え方を習得して，法解釈や事例問題にアプローチするための能力を得ることが目標になる。具体的には，第１回から第５回までの授業において，民法全体を概観したうえで，第６回から第１３回までの授業において，法学未修者にとって理解することが難しいと思われる部分を素材としながら法的な議論の進め方を学習し，第１４回および第１５回の授業において，事例問題を用いた演習を行う。

【授業の方法等】

この授業は，講義と演習を組み合わせたものである。まず，授業は，あらかじめ配布される講義資料に学生がしっかりと目を通してきていることを前提として，質疑応答などをまじえながら，進められる。次に，学んだ知識を定着させるためには，また，定着した知識を使いこなせるようになるためには，学生が自らの力で具体的問題に取り組むことが必要になる。そこで，この授業では，簡単な事例問題を用いた演習も行われる。

【教材】

授業は，担当者が作成し moodle 上であらかじめ配布する講義資料を用いて行われる。教科書等については，各基礎科目で指定されているものを内容に応じて使用すれば足りる。参考文献については，授業の中で適宜紹介する。

【成績評価】

平常点 40%（うち，出席・発言の状況 10%，レポート 15%，小テスト 15%），学期末試験 60%

【各回の内容】

第１回　民法の概観①民法の全体像

まず，民法がどのような問題を扱う法領域であるのか，民法全体がどのように成り立っているのかを説明する。次に，第２回以降の授業および民法の各基礎科目の授業の内容を理解するために必要となる基本的な概念を整理する。最後に，具体的な事例を素材としながら，これからの民法の勉強においてどのような点に注意していけばよいのかを明らかにする。

第２回　民法の概観②契約

これから民法を専門的に勉強していく学生にとっては，民法全体の基本的な内容をあらかじめ理解しておくことが極めて有益である。この回の授業では，「契約」を主な素材として，民法の基本的な内容を概観する。

第３回　民法の概観③人，物，不法行為

第２回の授業に続き，民法全体の基本的な内容を説明する。この回の授業では，「人」，「物」，「不法行為」を主な素材にして，民法の基本的な内容を概観する。

第４回　民法の概観④金融取引，債権回収

第２回および第３回の授業に続き，民法全体の基本的な内容を説明する。この回の授業では，「金融取引」と「債権回収」を主な素材にして，民法の基本的な内容を概観する。

第５回　民法の概観⑤家族

第２回から第４回までの授業に続き，民法全体の基本的な内容を説明する。この回の授業では，「家族」を主な素材にして，民法の基本的な内容を概観する。

第６回　個別の問題①心裡留保，虚偽表示

意思表示および法律行為の基本構造を確認したうえで，心裡留保と虚偽表示に関わる法的な問題を検討する。この回の授業では，「条文を丁寧に読む」をテーマとして設定し，条文を読む際に，どのような点に注意していけばよいのかを説明する。

第７回　個別の問題②９４条２項の類推適用，表見法理

第６回の授業の内容を前提として，いわゆる９４条２項の類推適用法理を検討する。この回の授業では，「条文の趣旨を理解する」をテーマとして設定し，民法上の条文や制度を理解して知識を積み

上げていく際に，どのような点に注意していけばよいのかを説明する。

第８回　個別の問題③錯誤１

第６回の授業の内容を前提として，錯誤に関わる法的な問題を検討する。この回の授業では，「条文を解釈する」をテーマとして設定し，条文を解釈して規範を定立する際に，どのような点に注意していけばよいのかを説明する。

第９回　個別の問題④錯誤２

第８回の授業に続き，錯誤に関わる法的な問題を検討する。この回の授業では，「事例問題に取り組む」をテーマとして設定し，事例問題についてどのような形で法的な議論を展開していけばよいのかを説明する。

第 10 回　個別の問題⑤詐欺，強迫

第６回，第８回，第９回の授業の内容を前提として，詐欺および強迫に関わる法的な問題を検討する。この回の授業では，「広い視点から事例を把握する」をテーマとして設定し，一つの事例について様々な制度を視野に入れて横断的に検討していくことの必要性を説明する。

第 11 回　個別の問題⑥代理１

代理の基本構造を確認したうえで，代理に関わる法的な問題，特に，有権代理をめぐって生ずる法的な問題を検討する。この回の授業では，「制度を体系的・横断的に理解する」をテーマとして設定し，代理を素材にして，民法に存在する様々な制度を体系的・横断的に理解していくことの重要性を説明する。

第 12 回　個別の問題⑦代理２

第 11 回の授業に続き，代理に関わる法的な問題，特に，無権代理に関わる法的な問題を検討する。この回の授業では，「判例を丁寧に読む」をテーマとして設定し，無権代理に関わる判例を素材にして，判例を読む際に，どのような点に注意していけばよいのかを説明する。

第 13 回　個別の問題⑧代理３

第 11 回および第 12 回に続き，代理に関わる法的な問題，特に，表見代理に関わる法的な問題を検討する。この回の授業では，「法律論を評価する」をテーマとして設定し，表見代理に関わる議論を素材にして，ある問題について議論が対立している場合にどのような形で個々の解釈論を評価していけばよいのかを説明する。

第 14 回　事例の検討①意思表示，代理

第６回から第 13 回までの授業で学んだことを振り返りながら，意思表示および代理に関わる複数の事例を素材に，法的な議論の仕方，事例の解決の仕方を確認する。

第 15 回　事例の検討②意思表示，代理，契約総論，賃貸借等

第 14 回の授業に続き，意思表示，代理，契約の総論的な諸制度（履行請求，危険負担，解除等），賃貸借に関わる複数の事例を素材に，法的な議論の仕方，事例の解決の仕方を確認する。

＊この授業は，民法の各基礎科目の学習を補助することを目的の一つとしている。そのため，他の科目の進度や学生の要望等に応じて，各回の授業の内容や順序の調整を行う可能性がある。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
基礎民事法特論２	１年次	選択必修科目３	前期	月曜・２時限	堀田佳文

【科目のねらい】

株式会社法の前半部分（主として会社法総論・株式会社の設立・株式・株式会社の資金調達・機関総論・株主総会）における基本的な制度と問題点を解説する。この科目は、後期に開講される「基礎民事法特論３」と一体的に運用される（そこでは株式会社法の後半部分が取り扱われる）。この両科目を修得することによって会社法全体の基本を身に付け、２年次必修科目である「会社法１」「会社法２」にステップアップできるようにカリキュラムが組まれているので、１年生は必ず「基礎民事法特論２」および「３」を履修すること。

【授業の方法等】

基本的には教員が学生に講義する方式で授業を実施するが、学生と問答を行ったり小テストを実施したりすること等を通じて、随時、理解状況を確認する方式も織り交ぜる。なお、受講者の理解度合いによっては下記進行予定が若干前後する場合がありうる。

【教材等】

『会社法判例百選』（有斐閣）の最新版を用いる。参考書として、高橋美加ほか『会社法』（弘文堂）、伊藤靖史ほか『リーガルクエスト会社法』（有斐閣）、田中亘『会社法』（東京大学出版会）のいずれも最新版を参照すること。

【成績評価】

平常点 40%（小テストまたはレポートを 20%、講義内での問答内容を 20%）、学期末試験 60%で評価する。

【各回の内容】

第１回　会社法総論

全体的な講義方針を示すとともに、会社法の勉強方法を確認する。法的に見た会社の性質（例えば営利性・社団性・法人性）とその実際の機能を検討する。その前提として、共同企業の形態一般、および会社法上の会社の基本的な法構造と特徴を説明する。

第２回　株式会社法総論

株式会社法の総論として、機関について概要を説明し、コーポレートガバナンス（企業統治）・子コーポレートファイナンス（資金調達）・組織再編の相互関係を概観する。

第３回　株式会社の設立（1）

株式会社の設立手続の特徴について、発起設立を中心に検討する。

第４回　株式会社の設立（2）

出資の履行に関する諸問題、設立中の会社の法律問題、並びに設立無効・会社の不存在・会社の不成立について検討を行う。

第５回　株式と株主（1）

株式の意義、株主の権利と地位について考察する。株主平等原則について検討する。

第６回　株式と株主（2）

株式譲渡自由の原則を踏まえた上で、株式譲渡制限によって生じる諸問題について考察する。

第７回　株式と株主（3）

株式の共有など、特殊な保有形態について検討する。投資単位の調整（併合・分割等）についてもここで検討する。

第８回　株式会社の資金調達（1）

株式会社の資金調達について、総論的な部分を考察する。募集株式発行手続の概要についてもここで検討する。

第９回　株式会社の資金調達（2）

募集株式発行手続の詳細を、公開会社・非公開会社に分けて検討する。

第 10 回　株式会社の資金調達（3）

募集株式発行の瑕疵を争う手続について検討する。

第 11 回　機関総論

株式会社の機関としてどのようなものがあるか、機関相互の関係はどうなっているかを検討する。

第 12 回　株主総会（1）

株主総会の権限と手続の概要について検討する。総会の招集、株主の議決権について、判例を参照しながら具体的な問題点を検討する。

第 13 回　株主総会（2）

株主総会の議事運営と決議について検討する。可能であれば総会運営実務の一端にも触れる。

第 14 回　株主総会（3）

株主総会決議の瑕疵に関する訴訟制度について検討する。株主総会決議取消の訴えについては、取消事由、訴えの利益、裁量棄却に関する判例を解説する。

第 15 回　まとめ

全体のまとめを行う。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担 当 教 員
基礎民事法特論３	１年次	選択必修科目３	後期	月曜・５時限	小林俊明

【科目のねらい】

会社法の学修のイントロダクションとして，条文の趣旨や基本的な会社判例の修得を目的とする。細かな知識よりも会社法の基本的な考え方や中心となる概念や体系を理解してもらいたい。ただし，この授業では，会社法に関する具体的事例をイメージしてもらうために「株式会社の機関」「組織再編」を中心にすすめる。

【授業の方法等】

あらかじめ Moodle に掲載するパワーポイントに従い、対面式で実施する。

【教材等】

教科書はとくに指定しない。

参考書として，江頭憲治郎『株式会社法』（有斐閣），神田秀樹『会社法』（弘文堂）,伊藤靖史ほか『リーガルクエスト会社法』（有斐閣），田中亘『会社法』（東大出版会），江頭憲治郎ほか編『会社法判例百選（第 4 版）』（有斐閣），浜田道代=岩原紳作ほか編『会社法の争点』（有斐閣）。いずれも最新版を参考にすること。

【成績評価】

平常点 40%（レポートまたは小テストを含む），学期末試験（論述式）60%による。

【各回の内容】

第１回　取締役の意義

公開会社と非公開会社で，取締役の役割はどのように異なるか，会社のなかでどのように権限が分配されているのか，その規制のあり方について学ぶ。また，業務執行取締役および社外取締役の役割や権限について理解する。

第２回　取締役の義務・競業規制

取締役に課された善管注意義務・忠実義務の役割について学ぶ。これを踏まえて，会社・取締役間の利害衝突の一場面であって，取締役が自己または第三者の利益のために，会社の取引先を奪うことになる競業取引に関する規制のあり方について理解する。

第３回　利益相反規制

狭義の会社・取締役間の利益相反取引もまた，利害衝突の一場面であって，会社の損失のもとに取締役が利益を取得する行為の一つである。利益相反取引にはどのような形式があるのか，直接取引・関節取引の異同を踏まえ，会社法がどのように規制しているのか理解する。また，これに違反した場合の効果についても理解する。

第４回　取締役の報酬規制

取締役の職務執行の対価として会社から支払われる報酬も，利益衝突の一形態であるため，規制が必要である。どのような種類の報酬があり，会社法はどのように規制しているのか等を学ぶ。ストック・オプションのようなインセンティブ報酬の問題点とこれに対する規制のあり方，令和元年会社法の報酬規制の趣旨について理解する。

第５回　取締役会（１）

取締役会は，会社の重要な経営事項を決定するために設けられた機関であって，公開会社では必ず設置されなければならない。取締役会と株主総会でどのようにその権限が分配されているのか理解する。

第６回　取締役会（２）

取締役会の運営を中心に学ぶ。委員会型の会社（指名委員会等設置会社および監査等委員会設置会社）の監査監督のあり方についてもここで取り上げる。また，取締役会決議の瑕疵に関する問題もここで取り扱う。

第７回　取締役の対会社責任（１）

取締役が会社に対し負う責任は多様であるが，そのなかでも任務懈怠責任の枠組みを中心に学ぶ。取締役の任務懈怠とは何か，善管注意義務違反に基づく責任について理解する。経営判断の原則が適用される場面，監視監督義務違反が問われる場面，内部統制システム構築・運用義務違反が問わ

れる場面に応じてその異同を理解する。

第８回　取締役の対会社責任（２）

会社法における取締役の任務懈怠責任以外の責任について学ぶ。具体的には，利益供与，違法配当，仮装払込みに関与した取締役の責任のほか，現物出資による新株発行の引受人の責任や通謀引受人の差額支払責任等にも触れる。責任原因，主観的要件の主張立証責任，因果関係，損害等について債務不履行や不法行為責任との違いを意識して理解する。

第９回　株主代表訴訟

会社が取締役の任務懈怠責任等を追及しない場合には，株主は代表訴訟を利用することもできる。株主代表訴訟の意義，要件，効果を理解する。また，取締役が負うべき責任の範囲について理解する。

第 10 回 株主代表訴訟，責任一部免除，会社補償等

比較的厳格な取締役の責任を緩和する制度にはどのようなものがあるか，制度のみならず，解釈論も含めて，責任限定契約および会社補償契約等について学ぶ。役員等賠償責任保険についてもここで簡単に取り上げる。

第 11 回　取締役の第三者責任

取締役は，会社債権者など会社以外の第三者に対して責任を負う場合がある。それは不法行為責任や債務不履行責任とどのように異なるのか，どのような場合に責任が生ずるのか，救済される第三者の範囲，第三者の被った損害の性質などについて，近時の裁判例も踏まえ理解する。

第 12 回　監査役，会計監査人

監査役設置会社における監査役等の監査機関の役割と機能について学ぶ。会社不祥事のたびに監査役の権限強化が改正の課題として取り上げられてきた。商法改正の歴史は監査役制度の強化といっても過言ではない。ここでは監査役のどのような役割が期待され，改正が行われてきたか理解する。監査役会，外部監査制度および内部統制システムとの関係も理解する。さらに，監査役，会計監査人の責任についても理解する。

第 13 回　企業組織再編①―総論

会社の組織再編行為とはいかなるものか概要を学ぶ。また，株主，会社債権者のいかなる利益を保護しようとしているかについて概観する。企業再編・企業提携は，時間を節約し効率的な経営を実現する一手段として，頻繁に利用されるようになっている。経営の多角化，経営基盤の強化，リストラと関連し，企業再編にはどのような手法があるのか理解する。

第 14 回　企業組織再編②―手続

合併，会社分割，株式移転・交換について，その手続的側面から学ぶ。会社の機動的な組織再編を考慮した簡易手続や略式手続等についても理解する。

第 15 回　企業組織再編③―利害関係者の救済方法

組織再編行為において少数株主の締出しが行われた際に，どのように救済されるか，事前の救済策と事後の救済策に分けて学ぶ。組織再編比率の不公正など近年みられる裁判例をもとに理解する。また，債権者保護に関する各種規制の枠組みもここで取り扱う。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
基礎民事法特論４	１年次	選択必修科目３	後期	火曜・３時限	松下祐記

【科目のねらい】
判決手続を中心に、未修者に必要とされる民事訴訟法の基本的な知識の習得を目標とする。特に、条文、基本的概念・原則に関する知識の正確な習得を第一義とする。

【授業の方法等】
第一審の単純訴訟の手続について、基本的概念・原則の理解の確認をしつつ、問題の所在と対処につき考察する。時間数が限られており、制度全般を網羅することができないので、重要度の高い部分を中心に取り扱うことになる。講義方式を基本とするが、適宜、対話方式をミックスして授業を行う。

【教材等】
主教材として、山本弘＝長谷部由起子＝松下淳一『民事訴訟法[第3版]』（有斐閣アルマ、2018年）を予定する(変更の可能性がある)。授業は、千葉大学 Moodle を通じて各回事前に配付するレジュメに沿って進める予定である。その他必要な資料や参考文献については、その都度指示する。

【成績評価】
学期末試験（60％の比重）及び平常点（40％の比重）による。平常点は、質問への回答その他教員の指示に対する対応を評価する。平常点評価の一環として、小テスト(またはレポート)を行う予定である(行った場合、平常点のうち 50％を占める)。

【各回の内容】（カッコ内は山本＝長谷部＝松下・前掲書の頁数）
第１回　民事訴訟の世界(1-47)
第２回　訴えの提起とその準備；管轄；裁判所(48-66, 135-145, 153-158)
第３回　請求の趣旨(66-86)
第４回　請求の原因・当事者(87-108)
第５回　当事者適格・法定代理(108-119, 131-135)
第６回　二重起訴の禁止、第１回期日の準備(145-153, 158-166)
第７回　口頭弁論・弁論主義の第１テーゼ(167-185)
第８回　自白その他当事者の訴訟行為(185-211)
第９回　裁判所による口頭弁論の指揮・口頭弁論の実施(211-238)
第 10 回　証拠総論(239-249)
第 11 回　証拠各論①人証(250-258, 270)
第 12 回　証拠各論②書証(258-270)
第 13 回　事実の認定・口頭弁論の終結(275-292, 270-272)
第 14 回　判決、既判力(273-274, 292-308、335-341)
第 15 回　既判力の時的限界、客観的範囲、主観的範囲(342-365)
（進行の目安であり、適宜変更する場合がある）

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
民法判例入門	１年次	自由選択科目	前期	金曜・４時限	野口泰三

【科目のねらい】
民法総則及び物権の基礎的内容を主要判例の事案を通して学習することを目的としています。事案と判例理論の検討を重視するため、学説の紹介などは割愛する場合があります。
民法の学習を始めて間もない人を対象にしていますが、受講にあたっては事案を読み取るために必要最小限の民法総則及び物権に関する知識があることが求められます。
【授業の方法等】
質疑応答の形式により各回のテーマに関する民法の知識を確認したうえでテキストが取り上げる各判例を検討していきます。
前提として事案を読み取るための必要最小限の民法の総則及び物権に関する知識が必要であるため、各回のテーマに該当する部分を基本書などで予習しておいてください。なお、本授業は対面形式での実施になります。
【教材】
「START UP 民法民法①総則判例 30！」、「START UP 民法民法②物権判例 30！」（いずれも有斐閣）をテキストに指定します。
【成績評価】
平常点が 40%、期末試験が 60%の割合で評価します。小テストは実施しません。

【各回の内容】
各回のテーマと判例は次の通りです（扱う判例は START　UP 民法記載の判例番号を記載しています。但し、記載したものと異なる判例を扱う場合があります。）。
第１回～第２回　法律行為・意思表示
法律行為の有効要件、法律行為の解釈、意思表示に関する各規定に関連した事例について学びます。民法総則判例 07～15
第３回～第５回　代理
有権代理、無権代理に関する諸規定のほか、無権代理と相続の問題などを学びます。民法総則判例 16～25
第６回　時効
時効に関する諸規定を学びます。民法総則判例 26～30
第７回～第１０回　物権的請求権・物権変動
物権の効力、物権変動、177 条の対抗関係などを事例とともに学びます。民法物権判例 01～11
第１１回　所有権
所有権に関する諸規定、附合、共有に関する問題などについて学びます。民法物権判例 12～16
第１２回～第１３回　抵当権
抵当権の効力やその及ぶ範囲について問題となった事例などを学びます。民法物権判例 17～24
第１４回～第１５回　その他の担保物件
留置権、先取特権、非典型担保に関する事例を学びます。民法物権判例 25～30

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
民事法入門	１年次	科目	前期	金曜・２時限	永口 学

【科目のねらい】

法科大学院における教育の重要な目的の一つとして，「理論と実務の架橋」があるのは皆さんご承知のことと思われる。僭越ながら，本授業は，３年間の学習を通じて「理論と実務の架橋」を体現していただく上での第一歩とすることを目的とする。

具体的には，皆さんが法学の勉強を始めてから日が浅いことを考慮しつつ，民事法が問題となる簡単な想定事例・教員が実際に関与した事例・そして昨今新聞等で取り上げられ，皆さんにも馴染みのあると思われる事例などを取り上げて，法律家の目線からどのように分析すべきか，そして法律をどのように適用して，どのように解決を図るべきかを一緒に検討する。訴訟や，その先までを見越した実務家としての考え方も紹介できればと考えている。ハードではあるものの，法科大学院教育，司法試験合格，司法修習を経て数年後には法曹界の一員となる覚悟と気概を持って授業に臨むことを期待する。

【授業の方法等】

未修者対象の授業であることを踏まえ，各事例を検討する上で前提となる法律等の解説をまずは行い，その上で事例を検討し，議論する，という形を想定している。議論では正しいことを述べる必要は全くなく，まずは議論すること自体に慣れていただきたい。そして，素直に感じた疑問点，意見を述べ，それを法的に構成していくプロセスを体現する面白さを感じていただきたい。

本授業は，対面授業を基本とし，必要に応じて G Suite（Google Meet）を使って同時双方型で実施する。

【教材等】

教材は，各回の授業に際して配布する予定である。教科書，参考書等は特に指定しない。

【成績評価】

平常点（40%），レポート（60%）による。平常点については，失敗を恐れず積極的に議論に参加する者に高得点を与える。

【各回の内容】　＊各回の講義内容については，必要に応じて順番及び内容を変更する可能性がある。

第１回　知識編その１

本授業における事例を検討するに際して必要となる最小限の法的知識について学ぶ。民法を始めとする民事法の基本について解説する。

第２回　知識編その２

第１回の授業に引き続き，本授業における事例を検討するに際して必要となる最小限の法的知識について学ぶ。「善意」，「悪意」といった通常の意味とは異なる独特の概念，「静的安全と動的安全の対立」といった民事法に関する事案を検討する上で基本となる考え方について説明する。

第３回，第４回　実践編その１

いよいよ実践に入る。まずは２回に亘り，ごくごく簡単な事例を示し，その事例の中で困っている方を救うために，どのようなことをすることが考えられるのか，それを法的に構成するとどうなるのか，法的請求を行う上で障害となり得ることは何か，などを一緒に考え，どのように解決を図るべきかを検討する。

第５回，第６回，第７回　実践編その２

企業法務を日常的に取り扱う教員の経験を踏まえた事例を設定し，３回に亘り検討する。企業法

務はイメージが掴みにくい，という声は卒業生からも度々聞くところであり，あえてこの段階で取り扱うことで皆さんの苦手意識を取り除く一助となればと考えている。教員が経験した実際のエピソード，世間を騒がせた事例なども織り交ぜ，企業法務の面白さを実感していただく。

第８回　民事法入門総仕上げ

本授業の総仕上げとして，教員が設定する課題について皆さんで議論し，どのような法的主張，解決を図るべきかを探る。授業での検討結果を踏まえて更に個々人で検討を重ね，レポートとして提出していただく予定である。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
民法１	２年次	必修科目	前期	火曜・３時限	田中宏治

【科目のねらい】
民法総則・物権総論・用益物権について，基礎を確かめながら，当事者の望むところを的確に法的構成する能力を身に付けることを目標とする。具体的には，第1に，そもそも法的構成とは何かを確認したうえで，法律家が共有しているオーソドックスな（伝統的な）法解釈（判例多数説であることが多い）の事実への適用ができるようになること，第2に，必要な限りで比較的新しい有力説による法的構成もできるようになること，を最低到達目標とする。
なお，民法研究には限りがないが，授業範囲は，あくまでも法科大学院において共通に必要とされている基本項目に限定する。そして，基礎を徹底的に理解するように努め，応用問題に直面しても，原理原則から考えてゆけば解決できる，という自信を得られるようにしたい。
【授業の方法等】
・対面授業科目である。
・予習は，各回の範囲について講義案と体系書を用いて各自が行う。
・授業は，毎回の予習を前提に，分かりにくい箇所や誤解しやすい問題などを，単純化した事例を多く用いて行う。
・復習は，これを重視して，正確に法的構成できるまで各自が行う。
【教材等】
Moodle を通じて講義案を配布する。
また，講義案で紹介する参考文献を積極的に参照することが望ましい。学習用の体系書は各自が自由に選んでよいが，代表的なものは授業中に紹介する。
【成績評価】
基準：上記最低到達目標にどの程度達しているか，すなわち，基礎を理解し，与えられた事例問題について法的構成をすることができるか，を基準にする。
ウェイト：平常点（出席・発言状況）を 30%，中間試験を 30%，学期末試験を 40%の割合で評価する。

【各回の内容】
第１回　民法総論 1
　ガイダンス，「法」，法の適用
第２回　民法総論 2
　法の解釈，法適用の三原理，私的自治の原則，日本民法典の構成
第３回　通則，人，法人，物
　第 1 章 通則，第 2 章 人，第 3 章 法人，第 4 章 物
第４回　法律行為 1（総則，意思表示 1）
　第 5 章 法律行為（第 1 節 総則，第 2 節 意思表示 1）
第５回　法律行為 2（意思表示 2）
　第 5 章 法律行為（第 2 節 意思表示 2）
第６回　法律行為 3（代理 1）
　第 5 章 法律行為（第 3 節 代理 1）
第７回　法律行為 4（代理 2）
　第 5 章 法律行為（第 3 節 代理 2）
第８回　法律行為 5（無効・取消し，条件・期限），期間の計算
　第 5 章 法律行為（第 4 節 無効および取消し，第 5 節 条件および期限），第 6 章 期間の計算
第９回　時効
　第 7 章 時効
第 10 回　物権入門，所有権の効力（物権的請求権）
　第 2 編 物権 第 1 章 総則 1
第 11 回　不動産物権変動
　第 1 章 総則 2

第 12 回　動産物権変動，占有権 1（取得）
　第 1 章 総則 3，第 2 章 占有権（第 1 節 占有権の取得）
第 13 回　占有権 2（効力，消滅）
　第 2 章 占有権（第 2 節 占有権の効力，第 3 節 占有権の消滅，第 4 節 準占有）
第 14 回　所有権 1（限界，取得）
　第 3 章 所有権（第 1 節 所有権の限界，第 2 節 所有権の取得）
第 15 回　所有権 2（共有等），用益物権
　第 3 章 所有権（第 3 節 共有），第 4 章 地上権，第 5 章 永小作権，第 6 章 地役権

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
民法２	２年次	必修科目	前期	金曜・5 時限	西島良尚

【科目のねらい】

民法典第三編債権総則における重要問題を、裁判例を素材に，具体的に掘り下げる。その過程を通じてどのような条文や基本概念が問題となり、それらがどのように使われるか、その使い方を学ぶことになる。また、各問題点について、当事者はどのような事実に基づき、どのような規範的主張や反論をしているか、それに対して裁判所がどのように対応しているかに留意して学習することに努める。

【授業の方法等】

毎回，2 つ程度の裁判例を指定するので，①原告の請求，②被告の反論，③事実関係とそれに関連する規範論での問題点、および，④裁判所の判断、その定立した準則とその射程範囲などについて、事前にできるだけ整理して受講してほしい。その際、(1)「事実認定」の争いと、(2)「認定された事実の規範的評価」の問題（規範論そのものではないが規範への当てはめに影響する「事実の評価」の問題）と，(3)「規範論」の問題とを区別する意識をもってほしい。

取り上げる判例は,『民法判例百選Ⅱ』（第 8 版）に収録されたものから選択する。当然，いずれも改正前民法下での判例である。改正債権法において旧法下での重要な判例法理の射程がどのようなものとなるかについて検討し、判例法理と改正法の関係についての理解を深める努力をすることにもなる。

なお、今年度は、「対面」授業を基本とするつもりであるが、その時々の状況に照らして、オンラインでのリアル、あるいは、オンデマンドの授業で行うこともありうることも想定している。「対面」授業の場合は、できるだけ、双方向の授業を行い法的思考の深化が図れるような授業にするつもりである。そして、第 5 回、第 11 回ではそれまでの授業の「小括」として各回の授業に関連し横断的な「疑問」や「弱点」についての質疑応答による双方向的な時間を中心とする機会を設ける。それら「小括」回では、補充的に判例を 1 つとりあげるが、この解説等は 30 分くらいで簡潔に済ませ、あくまで「質疑応答」の時間を重視する予定である。さらに、最終の第 15 回は「総括」回として、それまでの授業あるいは関連事項についての、総合的な「質疑」「応答」の時間とする。

各回の指定裁判例については、各授業時に、各指定百選の各判例の「事実の概要」「判旨」「解説」をふまえて、それを補充あるいは要約し、重要判例の整理の仕方のサンプルとなるような比較的詳しい「資料」を配信する予定である。その授業前に、まずは各自で、百選の「事実の概要」と「判旨」を中心に各項目を読み（できれば判決原典でより正確な事実関係等を把握する努力をするとよい)、その問題点に関連する条文はもちろん基本概念等の基礎知識を各自の基本書等で横断的に復習・確認する努力をしておいてほしい。取り上げる判例に含まれる問題が、民法全体の中の、さらに債権法において、どのような位置づけにあるのかを常に意識しつつ、基本書で学んだ「基礎知識」を実際の事例に即して縦横に操るためのトレーニングが始まると心得てほしい。

【教材】

・窪田充見・森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ債権［第 8 版］』（有斐閣）

※なお本年 2 月に「第 9 版」が刊行されている。もっとも、授業で取り上げる 25 判例中 23 判例は、掲載番号が違っているものもあるが、同じものである。2 判例だけ 9 版には掲載されていないが、それも含めて重要な判例であることは間違いないので、来年度は 8 版を基準に授業を行い、必要があれば、9 版を参照する。なお 8 版Ⅱ-14（9 版Ⅱ-11）事件は、「差替え」となっており、解説が替わっている可能性がある。有斐閣のホームページでは 9 版 の個所に 8 版との対照表が出ている。必要があれば両版の現物も対照してみるとよい。

・伊藤進監修、長坂純・川地宏行『改正民法[債権法]における判例法理の射程』（2020 年 9 月、第一法規）

前者が基本であり、後者は問題に応じて適宜紹介する。前者は必携だが、後者は、必要に応じて図書館等で適宜利用してもらえばよい。

【成績評価】

平常点（発言状況）30%，中間試験 30%，および，学期末試験 40%で評価する。

【各回の内容】
第１回　債権の目的
・債権総論を学ぶにあたって
・最判昭和 30 年 10 月 18 日百選Ⅱ-１（種類債権の特定）
第２回　債権の効力（１）
・最判昭和 59 年 9 月 18 日百選Ⅱ-３（契約交渉破棄における責任）
・最判平成 23 年 4 月 22 日百選Ⅱ-４（契約締結にかかる説明義務）
第３回　債権の効力（２）
・大判昭和 4 年 3 月 30 日百選Ⅱ-５（履行補助者の行為についての債務者の責任）弁済
・大判大正 7 年 8 月 27 日百選Ⅱ-７（民法 416 条 2 項の予見時期）
第４回　債権の効力（３）
・最判昭和 28 年 12 月 18 日百選Ⅱ-８（契約解除した場合の損害額算定時期）
・最判昭和 47 年 4 月 20 日百選Ⅱ-９（履行不能の場合の損害額算定時期）
第５回　**これまでの小括（+補充判例の解説）(1)**
・最判平成 21 年 1 月 19 日百選Ⅱ-6（賃貸人修繕義務不履行と賃借人の損害回避減少措置）
第６回　第三者による債権侵害
・大判大正 4 年 3 月 10 日百選Ⅱ-19（第三者の債権侵害と不法行為）
・最判昭和 28 年 12 月 18 日百選Ⅱ-57（第三者による目的物の占有と妨害排除）
第７回　責任財産の保全（１）
・最判昭和 50 年 3 月 6 日百選Ⅱ-12（金銭債権を保全する債権者代位権と債務者の無資力）
・最判昭和 49 年 11 月 29 日百選Ⅱ-13（被害者による保険金請求権の代位行使）
第８回　責任財産の保全（２）
・大連判明治 44 年 3 月 24 日百選Ⅱ-14（詐害行為取消権の性質）
・最大判昭和 36 年 7 月 19 日百選Ⅱ-15（特定物債権と詐害行為取消権）
第９回　多数当事者の債権関係
・最判平成 10 年 9 月 10 日百選Ⅱ-21（共同不法行為者の一人に対する債務免除の効力）
・最大判昭和 40 年 6 月 30 日百選Ⅱ-22（解除による原状回復義務と保証人の責任）
第 10 回　債権譲渡（１）
・最判平成 9 年 6 月 5 日百選Ⅱ-25（譲渡禁止特約付債権の譲渡と債務者の事後承諾）
・最判昭和 42 年 10 月 27 日百選Ⅱ-27（債権譲渡における異議をとどめない承諾の効力）
第 11 回　**これまでの小括（+補充判例の解説）(2)**
・最判昭和 50 年 12 月 8 日百選Ⅱ-28（債権譲渡と相殺）
第 12 回　債権譲渡（２）
・最判昭和 49 年 3 月 7 日百選Ⅱ-29（債権譲渡の対抗要件の構造）
・最判平成 5 年 3 月 30 日百選Ⅱ-30（同順位の債権譲受人間における供託金還付請求権の帰属）
第 13 回　債権の消滅（１）
・最判昭和 63 年 7 月 1 日百選Ⅱ-32（建物賃借人の地代弁済と第三者弁済）
・最判昭和 61 年 4 月 11 日百選Ⅱ-33（指名債権の二重譲渡と民法 478 条）
第 14 回　債権の消滅（３）
・最判平成 25 年 2 月 28 日百選Ⅱ-38（時効消滅した債権による相殺と相殺適状の要件）
・最大判昭和 45 年 6 月 24 日百選Ⅱ-39（差押えと相殺）
第 15 回　これまでの総括
・これまでの勉強を全体的に振り返って、学生側と教師側の質問を中心に復習と整理を行う。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
民法３	２年次	必修科目	後期	木曜・２/３時限 （インテンシブ）	平野秀文

【科目のねらい】

契約および法定債権関係を対象として，基盤的な了解事項を踏まえて複数当事者間の関係へと展開しながら，複雑な事案について，適切な解釈適用を実行する技能を修得することを目的とする。

具体的には，基本的な判例をその事案とともに分析し，その射程を考察することができること，提示される各種の事案を法的に分節し，判例および説得的な解釈論に基づいた適切な解決を導くことができること，を目標とする。

【授業の方法等】

判例および事例問題を素材として，受講生によるプレゼンテーションおよび質疑応答によって進める。

本授業は，対面形式で実施する。

【教材等】

参考文献として**窪田充見・森田宏樹編・民法判例百選Ⅱ〔第 9 版〕（有斐閣，2023 年）**を指定する。

その他の参考文献は各回で必要に応じて紹介ないし配布する。

【成績評価】

平常点（プレゼンテーション・発言状況）（30%），中間試験（30%），学期末試験（40%），とする。

【各回の内容】

第１回　契約の成立・契約の解釈

第 3 編 債権 第 2 章 契約 第 1 節 総則 第 1 款 契約の成立

第２回　契約の効力・契約上の地位の移転

第 2 款 契約の効力，第 3 款 契約上の地位の移転

第３回　契約の解除・定型約款

第 4 款 契約の解除，第 5 款 定型約款

第４回　贈与・売買（総則）

第 2 節 贈与，第 3 節 売買 第 1 款 総則

第５回　売買（効力）・買戻し・交換

第 2 款 売買の効力，第 3 款 買戻し，第 4 節 交換

第６回　消費貸借・使用貸借・賃貸借(総則)

第 5 節 消費貸借，第 6 節 使用貸借，第 7 節 賃貸借 第 1 款 総則

第７回　賃貸借(効力 1)

第 2 款 賃貸借の効力

第８回　賃貸借（効力 2・終了・敷金）

第 2 款 賃貸借の効力（承前），第 3 款 賃貸借の終了，第 4 款 敷金

第９回　雇用・請負

第 8 節 雇用，第 9 節 請負

第 10 回　委任・寄託・組合・終身定期金・和解

第 10 節 委任，第 11 節 寄託，第 12 節 組合，第 13 節 終身定期金，第 14 節 和解

第 11 回　事務管理・不当利得 1

第 3 章 事務管理，第 4 章 不当利得

第 12 回　不当利得 2

第 4 章 不当利得（承前）

第 13 回　一般不法行為（要件）

第 5 章 不法行為

第 14 回　一般不法行為（効果）

第 5 章 不法行為

第 15 回　特殊不法行為

第 5 章 不法行為

＊各回の構成は昨年度のシラバスと同内容のものであるが，変更の可能性がある。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
会社法１	２年次	必修科目	前期	金曜・３時限	小林俊明

【科目のねらい】

本講義は，株式会社法の前半部分（総論，設立，株式，機関総論および株主総会）を中心に，組織法としての会社法の基本的な考え方を学び，最終的には，具体的な事案に即して適切に問題を解決しうる能力を涵養することを目的とする。

会社が効率的に意思決定を行い，対外的活動をするために，どのような仕組みを用意し規律しているか理解するとともに，関連する重要な裁判例も理解する。株主や債権者の利益保護の観点から適切に問題を処理する能力を身に着けてもらいたい。

【授業の方法等】

あらかじめ Moodle に掲載したパワーポイントに基づき,対面式授業を行う。

適宜，出席者との質疑応答を交えてすすめる。会社法の体系ないし構造を徹底的に理解するために，レポート等の授業外の課題作成も予定している。詳細は初回授業時に説明する。もっとも，会社法のすべてのテーマを扱えるわけではないので，自分から積極的に基本書や参考文献を紐解く姿勢が肝要である。

【教材等】

基本書はとくに指定しない。参考書として，伊藤ほか『リーガルクエスト会社法』(有斐閣)，江頭憲治郎『株式会社法』(有斐閣)，神田秀樹『会社法』(弘文堂)，田中亘『会社法』(東大出版会)の最新版をすすめる。

【成績評価】

平常点 30%（レポート，小テストを含む)，および期末試験（論述式）70%（うち中間試験 30%学期末試験 40%）の比率で評価する。

【各回の内容】

第１回　会社法総論

会社とは何か,会社の類型と種類（持分会社〔合名会社,合資会社,合同会社〕と株式会社）,会社法の意義について学んだうえで，株式会社に関する基本概念（有限責任制度,株式の自由譲渡性,所有と経営の分離,公開会社・非公開会社，大会社・非大会社，資本維持の原則等）について理解する。

第２回　設立（１）設立手続

株式会社の設立手続について学ぶ。会社法が重視する出資者の利益等について理解する。発起人の権限，出資の履行等に関する問題についてもここで取り上げる。

第３回　設立（２）設立の瑕疵と設立関与者の責任

株式会社の設立手続に関する規定の趣旨,問題点について学ぶ。また,設立手続上の瑕疵が会社の成立にどのような影響を与えるのか,設立関与者の民事責任について理解する。

第４回　株式（１）株式の内容と種類

株式とは何か,株式はどのような権利から構成されるかについて学ぶ。また,株式にはどのような種類があり,どのような場面で利用されるか理解する。株主平等の原則の意義とその例外についてもここで取り上げる。

第５回　株式（２）株式の流通

株式の自由譲渡性とその例外について学ぶ。また，株式の譲渡方法について株券発行会社,株券不発行会社（上場会社の振替株式,それ以外の株式）について理解する。株式譲渡の効力要件,対抗要件に関して理解する。

第６回　自己株式の取得

会社による自己株式の取得の経済的な意義を理解したうえで規制の趣旨について学ぶ。債権者保護,株主保護の観点からどのような規制となっているか，規制の構造について理解する。

第７回　株式の単位の調整

出資単位の変更として用いられる株式の消却・株式分割・株式併合，および株式無償割当ての経済的意義と不利益を被る株主保護のあり方について学ぶ。単元株制度および１株未満の端数の処理についても理解する。

第８回　株式会社の機関

株式会社が組織として意思決定し活動していくうえで,機関は不可欠である。会社の公開性や規模に応じて株式会社はいかなる機関設計をとることができるか,いかなる権限を有するか，いわゆる機関権限の分配について学ぶ。委員会型の会社（指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社）の監査監督のあり方についても理解する。

第９回　株主総会（１）　株主総会の意義

株主総会は，役員の選任・解任や会社の基本的事項を決定する役割を担うが，会社法が会議体として株主総会の手続をどのように保障しているか学ぶ。株主総会の招集手続，株主への資料の提供方法，リアルとバーチャル総会の問題点もここで取り上げる。

第 10 回　株主総会（２）　株主総会の議事運営

株主総会における議案の審議および採決に関し，株主はいかなる権利を保障されているか,役員はいかなる義務を負うかについて学ぶ。株主による議決権行使の意義・種類，方法について理解する。

第 11 回　株主総会決議の瑕疵を争う方法（１）

株主総会決議の瑕疵の種類を理解したうえで,総会決議争訟制度について学ぶ。会社法は，瑕疵の種類に応じて提訴権者,提訴期間,判決の効力等について学ぶ。とくに決議取消訴訟と無効・不存在確認訴訟の異同について理解する。

第 12 回　株主総会決議の瑕疵を争う方法（２）

株主総会決議取消しの訴えを中心に,その取消事由について学ぶ。いかなる事由が招集手続または決議方法の法令違反に該当するか，特別利害関係株主による著しく不当な決議に該当するのか理解する。

第 13 回　募集株式の発行の意義・手続

募集株式の発行の意義・手続について学ぶ。募集株式の発行は，会社の物的な規模の拡大行為であると同時に，会社の資金調達のための行為である。既存株主のいかなる利益が害されるおそれがあるのか，公開会社と非公開会社でその意思決定手続にどのような違いがあるか理解する。

第 14 回　募集株式の発行と瑕疵（１）

募集株式の手続に瑕疵がある場合に，株主等の利害関係者はどのように効力の発生を阻止することができるか，また，効力発生後にはどのように争うことができるのか救済手段について理解する。とくに株主の差止請求と新株発行無効請求の異同，差止事由と無効事由の違いについて理解する。

第 15 回　募集株式の発行と瑕疵（２）

新株発行無効請求訴訟，新株発行不存在確認請求訴訟および引受人・役員の責任に関する訴訟にいて学ぶ。新株発行手続の瑕疵を争い，事後的に株式の効力を否定する方法のほかに民事責任を追及する方法が既存株主の保護のために重要となる。通謀引受人の責任，現物出資不足額塡補責任や仮装出資者の責任等について学ぶ。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
会社法２	２年次	必修科目	後期	火曜・５時限	堀田佳文

【科目のねらい】

株式会社法の後半部分を中心に，諸制度の詳細を講述するとともに，関係する判例を取り上げ，その判例が会社法の規定をどのように解釈適用しているか、それは法の目的に適っているか，さらには企業実務にどのような影響を与えているかといった点にまで立ち入って検討する。

【授業の方法等】

主として講義形式で進める。情報量が膨大であるので，受講生は十分な予習・復習が求められる。受講者の理解度合いによっては下記進行予定が前後することがありうる。

【教材等】

教科書として，高橋美加ほか『会社法』（弘文堂）と『会社法判例百選』（有斐閣）を用いる。

日常的に参照するための参考書として，伊藤靖史ほか『リーガルクエスト会社法』（有斐閣）を勧める。問題点についての理解を深めるための参考書としては，田中亘『会社法』（東京大学出版会）、神田秀樹『会社法』（弘文堂）、江頭憲治郎『株式会社法』（有斐閣）と対比しながら学修を進めていくことを推奨する。

以上の教科書・参考書はすべて最新版を参照すること。

【成績評価】

平常点 30%（おおむねレポート 10 点，発言状況 20 点），筆記試験 70%（内訳は中間試験 30%・学期末試験 40%）によって評価する。

【各回の内容】

第１回　株式会社の機関総論と機関設計

株式会社の機関について概説したうえで，会社法が定める株式会社の機関設計とその意味について検討する。

第２回　取締役総論

伝統的な監査役会設置会社を念頭に置きながら，取締役・取締役会・代表取締役の役割と機能について検討する。

第３回　取締役の選任・終任

取締役の選任手続に関する問題点を検討する。その上で，取締役の終任について，解任の局面を中心に検討する。関連して，取締役権利義務者と仮取締役についても検討する。

第４回　取締役会の法定決議事項・取締役会決議の瑕疵

取締役会の法定決議事項をめぐる諸問題について，重要財産処分・多額の借財・内部統制構築の決定を中心に，踏み込んで検討を加える。そのうえで，取締役会決議に瑕疵がある場合に生じる問題点について，判例学説を検討する。

第５回　代表取締役

代表取締役の代表権の法的性質について検討したうえで，代表権の濫用・代表取締役の専断的行為の効力・表見代表取締役を中心に，踏み込んで検討を加える。

第６回　会社と取締役との関係，取締役の善管注意義務，経営判断原則

会社と取締役との関係について法的観点から検討する。その上で，取締役の善管注意義務と忠実義務の関係について検討する。さらに，取締役の善管注意義務が具体的に問題となる局面のうち，作為が問題となる局面として，経営判断原則に関する議論を検討する。

第７回　監視義務・内部統制システム構築義務，忠実義務総論

前回に続き，取締役の善管注意義務が具体的に問題となる局面のうち，不作為が問題となる場面として，監視義務違反と内部統制システム構築義務違反を取り上げて立ち入って検討する。さらに，忠実義務について総論的な問題を検討する。

第８回　競業取引規制・利益相反取引規制・

忠実義務が具体的に問題となる局面のうち，競業取引規制と利益相反取引規制について検討する。

第９回　取締役の報酬規制，取締役の対会社責任，取締役の対第三者責任

前回に引き続き，忠実義務が具体的に問題となる局面のうち，取締役の報酬規制について検討する。その上で，第６回から今回前半までの議論を，取締役の対会社責任という観点から捉え直す。さら

に進んで取締役の対第三者責任の構造について検討する。

第 10 回　株主代表訴訟・取締役の違法行為差止請求権

株主代表訴訟と取締役の違法行為差止請求権について，踏み込んで検討する。

第 11 回　監査役・会計監査人・会計参与，委員会型会社

会社の経営管理機構としての観点から，監査役・会計監査人・会計参与の各制度について検討する。これと関連して，いわゆる委員会型会社（指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社）の仕組みについても検討する。

第 12 回　会社の計算（1）

会社の計算の前半部分について検討する。特に会計帳簿閲覧請求権について立ち入って検討する。

第 13 回　会社の計算（2），会社の基礎的変更

会社の計算の後半部分について検討する。特に，決算手続の流れについて計算書類を軸に検討するとともに，剰余金・分配可能額の考え方についても理解を深める。その後，会社の基礎的変更について検討する。

第 14 回　組織再編行為（1）

組織再編行為（合併・会社分割・株式交換・株式移転・株式交付）の各制度について理解を深めるとともに，各行為の流れを，株主保護・債権者保護の観点から検討する。

第 15 回　組織再編行為（2）

組織再編行為の効力を争う様々な手段について検討する。効力発生前の手段として組織再編行為差止請求権，効力発生後の手段として組織再編無効の訴えを取り上げて立ち入って検討する。さらに，組織再編行為に関連する債権者保護制度について，会社分割の場合を中心に検討する。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
民事訴訟法１	２年次	必修科目	前期	月曜・２・４時限 （インテンシブ）	北村賢哲

【科目のねらい】

民事訴訟法の基本的概念・原則の体系的掌握に留意しつつ、重要論点のより網羅的理解を目指し，民事訴訟手続に関する諸問題に対処する基礎的素養の醸成につなげる。

【授業の方法等】

第一審の単純訴訟の手続について，基本的概念・原則の理解の確認を精密に行う。網羅的な概説を行う動画を Moodle 上で提供するが，授業では，各回冒頭の理解度確認テストで基本的事項の定着を確認した後、重要度の高い問題について答えを模索する作業を行う。つまり、講義方式の動画の閲覧を前提として、対話方式で授業を行うこととなる。

【教材等】

三木浩一＝笠井正俊=垣内秀介=菱田雄郷『Legal Quest 民事訴訟法[第 3 版]』（有斐閣，2018 年）(以下「概説書」と称す) をテキストとする。高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選[第 5 版]』（有斐閣，2015 年）を副教材とする。授業における問いの設定は事前に行う予定である。その他必要な資料や参考文献については，その都度指示する。

【成績評価】

平常の授業における出席・発言の状況（30%の比重），中間試験の成績（30%），及び学期末試験の成績（40%）による。平常点評価は，各回冒頭の理解度確認テストを中心に行う。

なお、各回冒頭の理解度確認テストで半分以下の点数であった者については、基本的事項の定着の作業を怠っているものと判断し、当該回の授業の対面参加を認めないことがある。その場合は、授業時間に相当する時間帯で改めて当該回の講義方式の動画を自ら閲覧した上で、後刻、小テストの追試験に合格し、授業の録画ないし録音を事後に閲覧することではじめて出席と認めることとなる。

【各回の内容】＊進行の程度や学生の習熟度等に応じて変更の余地がある。

（カッコ内の数字は，法科大学院共通的到達目標（いわゆるコア・カリキュラム）の対応箇所を示す）

第１回　総論

民事紛争解決のための諸制度を概観し，その中での民事訴訟手続の位置付けを行い、その特徴的な要素を把握する。民事訴訟の目的と理念に関する議論を検討し，なぜそのような議論を経由する必要があると考えられているかの答えを模索する作業も行う。概説書第 1 章（1-1~4）

第２回　訴訟手続の開始

訴訟手続の開始段階で問題になる事象を客体面について明らかにする。とりわけ、様々な道具概念の整理は、学習の積み重ねのために前提として欠くことができない基礎的作業であるため、概念相互間の関係にも意を用いて説明する。概説書第 2 章（3-1, 3-3~4）

第３回　裁判所

民事訴訟における判断主体たる受訴裁判所がどのように観念されるかを概観し，その特徴的な構造を把握する。概説書第 3 章（2-1）

第４回　当事者(1)

民事訴訟における重要な主体である当事者に関わる議論を，2 回にわたり概観する。当事者の概念，当事者の確定，当事者能力，訴訟能力に関する議論を整理する。概説書第 4 章（2-2-1~3）

第５回　当事者(2)

訴訟上の代理、および、第三者による訴訟担当について，その概念，意義，類型を実体法との対比も視野に入れつつ説明する。概説書第 4 章（2-2-4, 3-2-3）

第６回　審理の原則

審理の方式，訴訟行為，審理手続の進行について概説する。特に，訴訟行為概念の意義と種類，訴訟行為と私法行為の関係を詳述する。概説書第 5 章（4-1~2）

第７回　審理の準備

審理の準備に関する諸制度(準備書面，争点整理手続など)を説明し、口頭弁論を中心に展開される審理手続との関係を確認する。概説書第 6 章（4-2-1）

第 8 回　事案の解明(1)

事案の解明について概説する。特に，弁論主義の概念と根拠，その適用範囲，釈明権との関係や主張の規律について詳述する。概説書第 7 章（4-3-1~2）

第 9 回　事案の解明(2)

まず，裁判上の自白につき，主張の一般的規律と対比した上で議論を整理した後、証拠総論を概観する。概説書第 7 章（4-3-2~4, 4-3-11, 4-3-12）

第 10 回　事案の解明(3)

証拠調べ手続(証人尋問，当事者尋問，鑑定，書証，検証)について概観する。概説書第 7 章（4-3-5~10）

第 11 回　訴訟要件(1)

訴訟要件の意義・種類，審判権の限界，訴えの利益について説明する。特に，訴えの利益につき詳述する。概説書第 8 章（3-2-1~2）

第 12 回　訴訟要件(2)

当事者適格，当事者能力について詳述する。さらに，訴訟要件の調査につき概説する。概説書第 8 章（3-2-1, 3-2-3）

第 13 回　判決(1)

裁判の意義と種類，終局判決・中間判決，判決の成立と確定について説明する。かつ，申立事項と判決事項につき詳述し，さらに，既判力の意義・性質・根拠・作用について詳述する。概説書第 9 章（5-1-1~3）

第 14 回　判決(2)

既判力の時的限界，既判力の客観的〔客体的〕範囲について，議論を整理する。一部請求論についても触れる中で、既判力論の特徴的性質を明らかにする。概説書第 9 章（5-1-3）

第 15 回　判決(3)

既判力の主観的〔主体的〕範囲について，議論を整理する。余裕があれば，判決のその他の効力について概説する。さらに，判決の無効，確定判決の騙取，送達の瑕疵について，説明する。概説書第 9 章（5-1-2~4）

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
民事訴訟法２	２年次	必修科目	後期	木曜・２・４時限 （インテンシブ）	北村賢哲

【科目のねらい】

民事訴訟法１に引き続き，民事訴訟法の基本的概念や諸原則についての理解を深め，かつ，広げることにより，民事訴訟手続に関する新たな問題にも対処する力の醸成につなげる。

【授業の方法等】

民事訴訟法１に引き続き、判決によらない訴訟終了、複雑訴訟、上訴・再審および略式訴訟について、基本概念・原則の理解の確認を精密に行う。民事訴訟法１に引き続き、講義方式の動画の閲覧を前提として、対話方式で授業を行うが、クラスごとに授業内容や方式を変えることも考えている。詳細は、後期オリエンテーションで示す。

【教材等】

三木浩一ほか『Legal Quest 民事訴訟法[第３版]』（平成 30 年　有斐閣）を教科書とする予定である。また，高橋宏志＝高田裕成＝畑瑞穂・民事訴訟法判例百選［第５判］（平成 27 年　有斐閣）（以下，単に「百選」）は必読の参考書である。もっとも、いずれも改版がありうることに注意する必要があり、詳細は後期オリエンテーションで示す。

【成績評価】

中間試験の成績（30％の比重），学期末試験の成績（40％の比重）及び，平常の授業における出席・発言の状況（30％の比重）による。平常点評価のため，小テストを行ったりレポートを課したりする予定である。

【各回の内容】（カッコ内の数字は，法科大学院共通的到達目標（いわゆるコア・カリキュラム）の対応箇所を示す。）

第１回　当事者の意思による訴訟終了⑴

既判力に関する復習をした上で，訴えの取下げについて概説する（5-2-1, 5-2-2）。

第２回　当事者の意思による訴訟終了⑵

訴訟上の和解および請求の認諾・放棄について概説する（5-2-3, 5-2-4）。

第３回　複数の請求を持つ訴え⑴

訴えの客観的併合，訴えの変更，反訴，中間確認の訴えについて概説する(6-1)。

第４回　複数の請求を持つ訴え⑵・重複訴訟禁止

複数請求訴訟について復習した上で、重複訴訟禁止の規律について確認する（6-1, 3-3-2）。

第５回　多数当事者訴訟⑴

多数当事者訴訟の基本である通常共同訴訟の規律を概説し、翻って単純訴訟における諸原則を改めて確認する（6-2-1-2, 6-2-1-3）

第６回　多数当事者訴訟⑵

通常共同訴訟と対比して必要的共同訴訟の規律を確認する（6-2-1-4）。

第７回　多数当事者訴訟⑶

主観的追加的併合，および補助参加について概説する（6-2-1-1，6-2-2，6-2-3）。

第８回　多数当事者訴訟⑷

独立当事者参加，および訴訟承継について概説する（6-2-4～5）。

第９回　多数当事者訴訟⑸

訴訟承継について概説する（6-2-6～7）。

第 10 回　控訴⑴

上訴の一般論を確認した後，控訴について概説する（7-1～2，7-4）。

第 11 回　控訴⑵

控訴審の構造論等、控訴特有の問題について確認する（7-2）

第 12 回　上告

控訴と対比しつつ，上告について概説する（7-3～5）。

第 13 回　再審

再審について概説する（7-6）。

第 14 回　略式手続

略式手続について概説する（8）。

第 15 回　民事裁判の IT 化

民事裁判の IT 化に関する令和 4 年改正事項について概説し、改正事項に関わらない新種証拠の取扱いについても確認する。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
民法４	３年次	必修科目	前期	火曜・１時限	鶴ヶ野翔麻

【科目のねらい】

担保物権法の重要なテーマに関する判例などを素材として，民法全体・執行・倒産をも視野に入れながら，民法の応用を支える思考力を確立する。

【授業の方法等】

対面方式の授業として、判例・説例を主たる素材として問答によって進める。担保物権法は，様々な法制度が交錯する領域であるので，授業と並行して民法の他の分野の理解も復習しておくことが望まれる。

【教材等】

各回とも事前に指定した判例・設例などを使用する（Moodle を通じて配布する）。判例については，判例集として、瀬川信久＝内田貴＝森田宏樹『民法判例集 担保物権・債権総論〔第 3 版〕』（有斐閣，2014 年）を使用する。追加で必要な判例があれば別途指示する。

教科書として，道垣内弘人『担保物権法〔第 4 版〕』（有斐閣，2017 年）を指定する。なお，担保物権法については新しい注釈民法が出揃っている。道垣内弘人編『新注釈民法（6）物権（3)』（有斐閣，2019 年），森田修編『新注釈民法（7）物権（4)』(有斐閣，2019 年)。図書室で適宜参照することをおすすめする。

【成績評価】

平常点（出席・発言・小テスト）（30%），中間試験（30%），学期末試験（40%），を総合考慮する。

【各回の内容】

第 1 回　抵当権①

ウォーミングアップとして、特に、抵当権の付従性、付加一体物、賃借人保護、抵当権と時効、といった点に関わる問題を検討する（取り上げる内容は変更する可能性がある)。

第 2 回　抵当権②

抵当権侵害を扱う。判例を前提として，抵当権侵害の意義，抵当権侵害に関わる損害賠償請求権・物権的請求権の要件・効果を分析する。

第 3 回　抵当権③

物上代位を扱う。平成年間に現れた多数の判例を整理・分析し，立法の展開や先取特権の場合との違いも踏まえながら，全体として整合的な理解を探求する。

第 4 回　抵当権④

共同抵当を扱う。基本的理解を確認した後，判例を前提として，弁済による代位や第三取得者が絡む応用的な問題を検討する。

第 5 回　抵当権⑤

法定地上権を扱う。基本的な理解を確認した後，判例を前提として，共同抵当や同一の不動産に複数の抵当権が設定された場合の応用的な問題を検討する。

第 6 回　抵当権⑥

小テストとして、抵当権に関する事例問題の即日起案と解説を実施する。

第 7 回　留置権

留置権の基本構造を確認した後，特に目的物と被担保債権の牽連性に関する問題（留置権の人的範囲と物的範囲の問題）を検討する。

第 8 回　先取特権

先取特権の社会における意義・機能を確認した後，雇用関係の先取特権，動産売買の先取特権，不動産工事の先取特権について，隣接する法制度の存在にも注意を払いながら，条文・判例に即して理解を深める。

第 9 回　質権

有体物（動産・不動産）を客体とする質権を扱う（権利質，特に債権質は第 14 回に扱う)。特に質権者による目的物の占有に着目し，それに関わる規律を分析する。

第 10 回　中間試験のレヴュー

中間試験について解説・議論をする。

第 11 回　譲渡担保①

譲渡担保の基本構造を，不動産を客体する場合を念頭において検討する。譲渡担保権者の法的地位，譲渡担保設定者の法的地位に着目し，判例を整理・分析する。

第 12 回　譲渡担保②

承前。

第 13 回　譲渡担保③

集合動産譲渡担保を扱う。集合動産譲渡担保の法的構成，設定方法，後順位譲渡担保の設定可能性，譲渡担保設定者による個別動産の処分，物上代位といった問題を重点的に検討する。

第 14 回　譲渡担保④

集合債権譲渡担保を扱う（債権質も含む)。集合債権譲渡担保の法的構成，設定方法，債権譲渡が関わる元物（賃貸不動産）と果実（賃料債権）の分離といった問題を重点的に検討する。

第 15 回　所有権留保

所有権留保の社会における意義・機能を確認した後，所有権留保の基本構造を判例に即して検討する。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
民法５	３年次	必修科目	前期	金曜・２時限	常岡史子

【科目のねらい】

この授業の目的は，親族法及び相続法に関する一定程度の知識が受講者に備わっていることを前提として，さらに学習を深めることにある。最高裁判例とともに家庭裁判所の審判例等ももとにした事例を交えながら，受講者が，民法第４編及び第５編の条文の内容を理解し，具体的事例において法規範の適用を行うことができるようになることをねらいとする。特に相続法については，2018年，2021年及び2022年の民法改正前と後の条文並びに判例を対比しながら学習する。これにより，家族関係の規律と法律の役割について理解を深める。

【授業の方法等】

１．授業の方法は，対面方式による。

２．予習について

毎回の授業のレジュメ、課題、判例資料を授業日の一週間前までにMoodleにアップロードする。あわせて教科書の該当頁も示すので，各自で予習の上，授業を受けること。

３．各回のテーマに関する小問（短答式問題の肢の形式）を毎回Moodleにアップロードするので，解答を授業の翌週の金曜日までにMoodleを通じて提出すること。

【教材等】

本科目の扱う領域をカバーする基本書として，常岡史子『家族法』（2020 年，新世社〔今日の法律学シリーズ８〕）を挙げておく。同書のWEBサポート情報のサイトに，民法の改正等に関する最新の情報を「補論」「WEB資料」として掲載している。

市販の判例教材としては，『民法判例百選Ⅲ』がよく知られており、2023 年 2 月に第 3 版が発行されている。多数の判例の事案を簡便に確認するだけであれば，『判例プラクティス民法Ⅲ　親族・相続【第２版】』（2020年，信山社）や，『実務精選120離婚・親子・相続事件判例解説』（2019年，第一法規）でもよい。なお、判例教材は授業時の必携ではなく、各自が自習で使用するものとの位置づけである。

【成績評価】

授業の出席・発言・質疑応答状況（30%），中間試験（30%）及び学期末試験（40%）によって評価する。

【備考】

六法は人事訴訟法，家事事件手続法の掲載されているものを用意すること。

【各回の内容】

第１回　家族法とは何か，法律婚の要件

まず、家族法の目的と役割，親族の効果、夫婦・親子の法律関係，家事事件手続の特徴について説明する。そこでは、①国家と家族とのかかわりや家族法の目的と役割，家族法の特色と構造を知り，家族法が婚姻・離婚，親子といった私人の生活関係において果たす役割や機能について知見を得ること，②家事事件と民事事件の異同，家事審判手続・人事訴訟手続の特徴を理解すること，③戸籍法の基本的枠組みと民法における創設的届出と報告的届出の具体例を知ることをねらいとする。

その上で、夫婦に関して、法律婚の要件につき学習する。ここでは、婚姻の成立要件としての意思及び婚姻障害事由の意味（重婚の禁止，再婚禁止期間，近親婚の禁止）を扱い、①婚姻の成立要件としての届出，婚姻意思とは何かに関する判例・学説の議論，②重婚，再婚禁止期間，近親婚に関する婚姻障害事由及びこれらにおける公益的取消と詐欺・強迫等による私益的取消，婚姻の無効・取消について解説する。

第２回　婚姻の法的効果、婚姻外の男女関係

婚姻の一般的効果と財産的効果を扱う。そこでは，①判例の動向を含む夫婦別姓論の現状，②夫婦の同居・協力・扶助義務とその具体的事例等に関する理解を得た上で，③民法762条の別産制における夫婦の財産の帰属関係，婚姻費用分担義務の意味，民法 761 条の日常家事債務の連帯責任と夫婦相互の代理権について，判例・学説を正確に理解することをねらいとする。

さらに、法律婚外の関係としての婚約及び内縁（事実婚）について考察する。ここでは、①婚姻予約

と内縁をめぐる判例・学説について理解し，婚姻予約理論と準婚理論についての知識を習得すること、②婚姻障碍を原因とする事実婚（内縁）関係について、法律婚と事実婚の法的効果の異同を知ることを目的とする。

第３回　婚姻の解消（協議離婚、裁判離婚）

婚姻の解消について，まず、協議離婚の要件とその課題を検討する。そこでは、①民法 763 条の協議離婚の要件，不受理申出制度について理解し，②離婚の効果（姻族関係の解消（民法 728 条）・婚氏続称（民法 767 条）ルール等）に関する知識を確認する。

次に、裁判上の離婚における離婚原因，有責主義離婚と破綻主義離婚，有責配偶者からの離婚請求の可否と要件を扱う。①民法 770 条 1 項の具体的離婚原因と抽象的離婚原因，離婚における有責主義と破綻主義の相違について理解すること，②最高裁昭和 62 年大法廷判決の意義とその射程，有責主義から破綻主義への流れについて理解すること等を目的とする。

第４回　離婚の効果

離婚の効果について，財産分与，未成年子の親権者・監護者の指定，未成年子の養育費，面会交流権について説明する。そこでは、①財産分与と離婚慰謝料，過去の婚姻費用等との関係に関する知識を習得すること，②民法 819 条による親権者指定，民法 766 条による監護者の取決めにつき裁判実務の動向を知ること，③離婚した親の未成年子に対する養育費の支払義務及び親と子の面会交流権について裁判例を踏まえた理解を得ることを目的とする。

第５回　親子関係－嫡出子－

法律上の親子関係について，嫡出子と婚外子の要件・効果に関する概要及び推定を受ける嫡出子，推定を受けない嫡出子，推定の及ばない子について説明する。①法律上の親子関係と生物学上の親子関係の違い，②嫡出推定制度に関する民法 772 条の要件と効果，③法律上の父子関係を否定するための法律上の要件（形式的には嫡出推定を受ける子であっても推定の及ばない場合はあるか，推定の及ばない子を認めるか等）について，判例・学説を正確に理解し、また 2022 年の民法改正の内容について知識を得ることを目的とする。

第６回　親子－婚外子－

認知による父子関係の成立，認知の法的性質と効力，認知の訴えについて説明し，さらに準正制度について解説する。そこでは，①婚外子についての法律上の父子関係・母子関係の成立要件，②生物学上の父でない者による認知，③認知無効を主張できる者は誰か，認知無効の法的性質をどのように考えるべきか等について，判例の動向を踏まえて正確に理解し，さらに④民法 789 条の認知準正と婚姻準正に関する十分な知識を習得することを目的とする。あわせて、2022 年の民法改正による規定の改定についても説明する。

第７回　親子関係－養子－，生殖補助医療と親子関係

普通養子制度と特別養子制度の要件・効果について，縁組意思とは何か，虚偽の嫡出子出生届等と養親子関係成立の可能性，親子関係不存在確認の訴えの可否，離縁等に関する具体的問題を挙げながら説明する。また，生殖補助医療と親子関係の成立に関する法律上の論点と判例について解説する。これにより，養子制度の意義と目的を理解し，①普通養子縁組の要件・効果，②虚偽の嫡出子出生届・虚偽の認知届の養子縁組への転換の可否に関する判例，③普通養子縁組の離縁の要件・効果，④特別養子縁組の成立要件・効果及び離縁に関する十分な知識を習得することを目的とする。さらに，⑤生殖補助医療における AIH，AID と代理出産の法律上の課題及び判例の動向について理解することをねらいとする。

第８回　親権と後見，親族扶養

親権の法的性質と内容，親権喪失・停止制度について説明し，あわせて，子の奪い合いと人身保護法に基づく子の引渡請求，未成年後見と成年後見，親族扶養制度の概要を解説する。親権について，①親権概念につき児童の権利条約等国際条約との関係を含め理解すること，②身上監護・財産管理それぞれの内容と効果に関する十分な知識を習得すること，③婚姻中の父母共同親権の原則と親権行使をめぐる法律上の論点，親権者の利益相反行為等に関する判例・学説を理解すること，④親権の喪失・停止及び管理権喪失制度に関する十分な知識を得ることとともに，⑤子の引渡請求に関する人身保護法，家事事件手続法等の手続き，⑥未成年後見制度における後見開始事由と未成年後見人の選任要件及びその職務，⑦成年後見人・保佐人・補助人の選任要件と職務，⑧親族間扶養の要件と扶養請求の判断基準について理解することを目的とする。

第９回　中間試験

中間試験を実施し，その解説を行う。解説では，第８回までに学習したことの総復習も意図する。

第 10 回　法定相続制度

民法における法定相続人，相続分，代襲相続について説明するとともに，相続欠格制度，廃除制度についても解説する。そこでは，①死者の財産承継である相続制度について，法定相続と遺言との関係を遺留分の意義も含めて理解し，相続の根拠について考察すること，②代襲相続人の範囲と代襲原因（死亡，欠格，廃除）について理解すること，③法定相続分と指定相続分の内容及び相互の関係について理解すること，④相続欠格における２種類の欠格事由（被相続人等の生命侵害に関する場合，被相続人の遺言への介入・侵害の場合）とその要件・効果に関する十分な知識を習得すること，⑤相続人の廃除について，欠格との異同を理解し，廃除の要件と効果に関する十分な知識を習得することを目的とする。

第 11 回　共同相続と遺産分割

遺産共有の法的性質，共同相続人による遺産の管理・使用・処分，特別受益と寄与分，遺産分割の法的性質と効果を扱う。そこでは，①民法 896 条の包括承継の原則と一身専属権の例外について理解し，所有権，賃借権，預金債権等の権利や売主の地位，貸主の地位等の相続における法律上の問題点について理解すること，②民法 898 条の遺産共有について，共有説と合有説の相違を理解し，相続財産を構成する個々の財産に関する物権的持分権の存否，債権・債務の共同相続について判例の動向も含めて考察すること，③遺産分割の効果について，移転主義と宣言主義の相違，現物分割・代償分割・換価分割等の分割方法について理解すること，④具体的相続分の法的性質を理解し，特別受益及び寄与分に関する十分な知識を習得して，具体的相続分の算定をすることができることをねらいとする。また、2021 年の民法改正で導入された遺産分割の期間に関する規定等にも言及し、最新の知識を習得する。

第 12 回　相続の承認・放棄，相続人の不存在，相続回復請求権

単純承認・限定承認・放棄の要件と効果，熟慮期間と法定単純承認について解説し，さらに相続人の不存在と相続財産法人の成立，特別縁故者制度について説明する。また，共同相続人間における相続回復請求と民法 884 条の消滅時効についても扱う。これにより，①民法 921 条の法定単純承認，民法 922 条以下の限定承認に関する十分な知識を習得すること，②民法 938 条以下の相続放棄制度について，放棄の法的性質及び効果に関する十分な知識を習得すること，③民法 915 条の熟慮期間に関する判例を学習し，再転相続等の場合についても考察すること，④相続人が不明の場合における捜索や財産管理の手続及び相続人不存在の場合の特別縁故者の権利に関する十分な知識を習得すること，⑤共同相続人間の相続回復請求権をめぐる判例，民法 884 条の消滅時効の趣旨について理解することを目的とする。

第 13 回　遺言の方式と遺言事項

遺言能力，普通方式・特別方式の遺言，遺言の撤回の方式と効果について扱う。そこでは，①遺言の法的性質と効果，②遺言能力につき，民法総則の制限行為能力者に関する諸規定との異同，③普通方式の遺言である自筆証書遺言（民法 968 条），公正証書遺言（民法 969 条，民法 969 条の 2），秘密証書遺言（民法 970 条-民法 972 条）の要件，④特別方式の遺言（死亡危急者遺言，伝染病隔離者遺言，在船者遺言，船舶遭難者遺言）の要件に関する十分な知識を習得し，⑤民法 1022 条による遺言の撤回自由の原則と民法 1023 条以下の撤回の方式について理解することを目的とする。

第 14 回　遺言の効果と遺言の執行

包括遺贈（全部包括遺贈・割合的包括遺贈）及び特定遺贈の要件と効果及び相続させる遺言（特定財産承継遺言）について解説する。また，遺言執行者の選任とその権限について説明する。そこでは，①民法 964 条の遺贈について，特定遺贈と包括遺贈の効果の相違を理解すること，②いかなる場合が特定遺贈にあたりいかなる場合が包括遺贈にあたるかを，特に特定の財産を特定の相続人に相続させる旨の遺言（特定財産承継遺言）との関係において考察すること，③受遺者に関し，包括受遺者と相続人の異同について理解する，④民法 1004 条以下の遺言の執行手続について改正後の相続法に依拠し，十分な知識を習得することを目的とする。

第 15 回　遺留分制度，配偶者短期居住権・配偶者居住権，特別の寄与

遺留分の法的性質と効果について説明する。また，2018 年の相続法改正によって新設された配偶者短期居住権，配偶者居住権，特別の寄与について確実に知識を習得する。そこでは，改正後の相続法を対象に，①遺留分制度の意義について理解し，遺留分権利者ごとに遺留分額を算定できること，②遺留分請求権の法的性質を理解し，対象となる行為及び順序について民法に従って説明することができること，③遺留分算定の基礎となる財産及び遺留分の対象となる行為につき基礎的知識を習得すること，④遺留分請求権の放棄と消滅時効につき，民法総則等の規定との関連を含め理解することをねらいとする。また，⑤配偶者短期居住権の要件と効果，⑥配偶者居住権の要件と効果，⑦特別の寄与の要件と効果について，条文を正確に理解し知識を固めることを目的とする。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
商法	３年次	必修科目	前期	月曜・３時限	堀田佳文

【科目のねらい】

商法総則（会社法総則）・商行為法および手形法・小切手法を講義する。この領域における各種制度の意義と機能を条文の趣旨、判例・学説の検討を通じて理解し、企業取引法上の問題を解決する能力を養う。会社法との関連性、および一般法たる民法上の制度との異同とその理由に十分注意を払ってもらいたい。時間が非常にタイトなのでメリハリをつけて講義を行う。

【授業の方法等】

講義形式を中心としつつ、質疑応答を織り交ぜて進める。下記の順序で進めるが、受講生の理解状況によって若干進行が前後することがありうる。

【教材等】

特定の教科書は指定しない。授業では PPT スライドを用いて説明を進める。そのファイルは Moodle から事前入手できるようにするので、各自紙媒体または電子媒体で教室に持参されたい。参考書としては、北村雅史編『商法総則・商行為法』（法律文化社）、早川徹『基本講義　手形・小切手法（第2版）』（新世社）を勧めるが、各自使い慣れた基本書があればそれでも差し支えないので随時参照すること。

【成績評価】

平常点 30%（うち授業内で指示する課題 10%、授業内における問答状況 20%）、筆記試験 70%（うち中間試験 30%、学期末試験 40%）の総合点で評価する。

【各回の内容】

第１回　商法の意義、商法の法源

実質的意義の商法について隣接諸法との対比から検討する。実質的意義の商法の法源を説明する。

第２回　商人概念と商行為概念の関係、営業概念と営業譲渡

商人概念・商行為概念とそれぞれの内容、両概念の関係を説明する。商法総則において「営業」概念がなぜ重要かを説明する。

第３回　営業譲渡（事業譲渡）、Ｍ＆Ａ全般

前回の議論を踏まえて営業譲渡（事業譲渡）の意義と機能、法的性質を検討する。これに関連して会社法上の合併・分割など組織再編行為との対比を行い、先端的な問題を含めたＭ＆Ａ全般への理解の深化を図る。

第４回　商号の続用

営業譲渡（事業譲渡）に伴い商号が続用される場合の当事者と債権者・債務者の法律関係を検討する。

第５回　商号規制と商号権者の保護、名板貸責任、商業帳簿

商号規制と商号権者の保護について説明する。名板貸と名板貸人の責任について説明し、名板貸責任の類推適用について要件を中心に検討する。商人が利用する商業帳簿の意義と機能を概説する。

第６回　商業使用人、商事代理・商事委任

特定の商人に付随して営業主の取引を代理する商業使用人の意義と機能を、代理商と対比しつつ説明する。商事代理と商事委任の意義と問題点を説明する。

第７回　商業登記

商業登記制度の意義と趣旨を説明し、商業登記の効力と不実登記についての問題点を検討する。

第８回　商行為法通則、商事売買、商事債権の履行確保手段

商事売買契約の成立について、関連する商行為法通則規定を織り交ぜながら説明する。商事売買規定の問題点として買主の検査・通知義務を検討する。企業間取引から生ずる代金債権履行確保のための諸制度を説明する。商事留置権の成立要件と効力について民事留置権と対比しつつ検討する。

第９回　交互計算、匿名組合

商法上の特別な制度である交互計算と匿名組合について、その現代的意義を視野に入れつつ説明する。

第 10 回　企業間取引の仲介制度　　手形・小切手の意義と経済的機能・法的性質

不特定の者のために取引を仲介する制度として商法が用意する問屋・仲立人・代理商の意義と機能を対比しつつ説明し、それぞれについて問題点を検討する。　約束手形・為替手形・小切手を用いた取引の仕組みと経済的機能を説明する。これを踏まえて手形取引の法的性質を民法上の指名債権譲渡と対比しつつ説明する。手形・小切手取引と原因関係との関係について説明する。議論の見通しを良くするために、人的抗弁の切断と善意取得について概観する。

第 11 回　運送営業、倉庫営業、場屋営業、物品証券、有価証券法総論

運送営業の意義・種類・機能を説明する。運送人の債務不履行責任に関する商法上の特則について検討する。倉庫営業の意義と法律関係について説明する。場屋営業の意義と商法規整の特徴を説明し、場屋営業者の債務不履行責任について検討する。運送取引・倉庫取引で用いられる物品証券の意義・機能を説明し、その法的性質を検討する。これに関連して有価証券法の総論部分を説明し、手形法・小切手法の議論への橋渡しを行う。

第 12 回　手形行為総論、手形の記載事項、白地手形

手形行為の種類と性質を説明する。約束手形の記載事項について、振出を有効に成立させるために要求される絶対的記載事項（手形要件）を中心に説明する。これを踏まえて未完成手形としての白地手形の意義を説明し、白地補充権に関する問題点を検討する。

第 13 回　手形行為の成立と手形学説（手形理論）の概要、手形署名、裏書（1）

手形振出時の交付欠缺を例にいわゆる手形理論（手形学説）の分布状況を概観し、手形行為の成立に関する判例の立場を検討する。手形行為における署名の意義を説明する。裏書の種類と効力を説明する。

第 14 回　裏書(2)、民法規定の適用、他人による手形行為、手形行為の無権代理、偽造・変造

裏書の連続とその問題点を検討する。取立委任裏書の意義と効力について説明し、隠れた取立委任裏書の法的性質について検討する。手形行為に対して民法の意思表示規定が適用されるかを検討する。他人による手形行為の意義を説明し、無権代理の法律関係を検討する。手形の偽造の意義を説明し、偽造者と被偽造者の責任について検討する。手形の変造の意義を説明し、変造の局面で各手形行為者が負う責任と原文言の立証責任について検討する。

第 15 回　手形抗弁論、人的抗弁の切断、善意取得、公示催告・除権決定、手形行為独立の原則、手形保証、手形債権の消滅、遡求、利得償還請求権

手形抗弁の種類と内容を説明し，人的抗弁の切断とその例外としての悪意の抗弁について検討する。人的抗弁の個別性の例外として後者の抗弁・二重無権の抗弁を検討する。善意取得の意義と要件・効果を説明する。これに対して公示催告・除権決定による手形権利者保護について説明する。手形行為独立の原則の意義と機能を説明する。関連して手形保証とその独立性について説明する。手形債権の消滅、遡求権、利得償還請求権について説明する。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
民事法演習１	３年次	自由選択科目	後期	月曜・１時限	鶴ヶ野翔麻 白石友行 平野秀文

【科目のねらい】

民法を学んだ学生が，具体的な事例の検討を通じて，知識・理解を深めつつ，法的問題を抽出し，的確に法解釈・適用を行う能力を身につけることをねらいとする。

【授業の方法等】

本演習は対面形式で実施する。

民法に関する事例問題の即日起案を行い，それをもとに講評と議論を行う。具体的には，15 回の授業のうち、14 回の授業を 2 回・1 セットと捉えて，即日起案と講評・議論を行う。つまり，合計 7 回の即日起案と講評・議論を行う予定である。残りの 1 回は令和 5 年度の司法試験の解説会を兼ねた回にする予定である。

事例問題の出題範囲については，民法の全範囲とし，かつ先端的な問題を出題することもある。ただし、事例問題⑦を除き、各問題の出題範囲についてはあらかじめ告知する。

【教材等】

問題は起案の際に、解説などの資料は Moodle を通じて、適宜配付する。

【成績評価】

事例問題⑦の起案 60%，平常点 40%（事例問題①～⑥の起案、①から⑦の議論における発言）の割合によって評価する。補足すれば、第 14 回の事例問題⑦の起案を実質的に期末試験に相当するものとして実施し、その他の起案は平常点の評価資料として考慮する。

【各回の内容】

本演習はオムニバス方式で実施する。各回の担当者については開講の際に案内する。

第１回　民法の事例問題の考え方

司法試験の問題を素材に民法の事例問題の考え方を学ぶ。なお、司法試験の解説会を兼ねる都合から実施回が前後する可能性がある。

第２回　事例演習①　即日起案

事例問題①の即日起案を行う。

第３回　事例演習①　講評・議論

事例問題①について，参加者の答案を踏まえて，講評と議論を行う。

第４回　事例演習②　即日起案

事例問題②の即日起案を行う。

第５回　事例演習②　講評・議論

事例問題②について，参加者の答案を踏まえて，講評と議論を行う。

第６回　事例演習③　即日起案

事例問題③の即日起案を行う。

第７回　事例演習③　講評・議論

事例問題③について，参加者の答案を踏まえて，講評と議論を行う。

第８回　事例演習④　即日起案

事例問題④の即日起案を行う。

第９回　事例演習④　講評・議論

事例問題④について，参加者の答案を踏まえて，講評と議論を行う。

第 10 回　事例演習⑤　即日起案

事例問題⑤の即日起案を行う。

第 11 回　事例演習⑤　講評・議論

事例問題⑤について，参加者の答案を踏まえて，講評と議論を行う。

第 12 回　事例演習⑥　即日起案

事例問題⑥の即日起案を行う。

第 13 回　事例演習⑥　講評・議論

事例問題⑥について，参加者の答案を踏まえて，講評と議論を行う。

第 14 回　事例演習⑦　即日起案

事例問題⑦の即日起案を行う。

第 15 回　事例演習⑦　講評・議論

事例問題⑦について，参加者の答案を踏まえて，講評と議論を行う。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
民事法演習２	３年次	自由選択科目	前期	木曜・１限	北村賢哲・ 小林俊明

【科目のねらい】
民事訴訟法・会社法分野を中心に、具体的な設例について法的な問題を発見し、的確に分析したうえで、文章を作成する能力を涵養することを目的とする。

【授業の方法等】
本授業では、裁判例や実務をモデルとした設例を題材に、法的問題点の抽出、適切な法の適用と理論構成等につき、参加者全員で議論しながらすすめる。全授業のうち、民事訴訟法５回、会社法３回の合計８回で実施する予定である。
民事訴訟法については、第１回にて即日起案を実施したのち、複雑訴訟や上訴に関連する重要判例を押さえた上で、第５回にて、それらの判例に関わる即日起案を実施する。民事訴訟法２で触れた事項や判例をあらかじめ復習しておいていただきたい。
会社法については、各人があらかじめレポートを作成してから（在宅起案を行う）、授業に参加することとする。会社法の授業回数が少ないので、授業内で起案を行わない点に注意すること。
なお、実施内容の詳細については、授業ガイダンスにおいて説明する。

【教材等】
（民事訴訟法）
高橋宏志・高田裕成・畑瑞穂編・民事訴訟法判例百選〔第５版〕（有斐閣、2015 年）

（会社法）
伊藤ほか・会社法（リーガルクエスト）（有斐閣）、神田秀樹・会社法（弘文堂）、田中亘・会社法（東大出版会）、神作ほか編・会社法判例百選〔第４版〕（有斐閣、2021 年）

【成績評価】
平常点（発言の状況等）20%、起案レポート 80%の割合によって評価する。

【各回の内容】
第１回　民事訴訟法（１）
文書起案（１）
第１審単純訴訟に関する問題全般から出題する。

第２回　民事訴訟法（２）
判決によらない訴訟終了に関する判例をいくつか押さえる。

第３回　民事訴訟法（３）
複雑訴訟に関する判例をいくつか押さえる。主体的複数訴訟を主に扱う。

第４回　民事訴訟法（４）
複雑訴訟に関する判例をいくつか押さえる。主体的複数訴訟を主に扱う。

第５回　民事訴訟法（５）
文書起案（２）
判決によらない訴訟終了または複雑訴訟に関わる問題事案について、受講生が文書起案を行う。

第６回　会社法（１）
株式会社の資金調達（ファイナンス）に関する分野を中心に検討する。具体的には、株式の流通、

新株発行、株式の内容と種類等に関する設例の分析を行う。

第７回　会社法（２）

株式会社の統治（ガバナンス）に関する分野を中心に検討する。具体的には、株主総会の運営、株主総会決議争訟、取締役会の運営、代表取締役、監査役、委員会設置型株式会社の問題点について扱う。

第８回　会社法（３）

株式会社の組織再編（リストラクチャリング）等に関する分野を中心に検討する。具体的には、合併・会社分割、株式交換・株式移転・株式交付、事業譲渡等の問題点を扱う。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
基礎刑法１	１年次	必修科目	前期	金曜・３時限	西貝吉晃

【科目のねらい】

判例を主な素材として質疑応答をおこない，刑法総論のうちの犯罪論についての基礎的な理解を得る。理論面を中心とした刑法総論の講義である「基礎刑事法特論 1」とあわせて受講することで，初めて刑法に接する者が自力で刑法総論の判例及び教科書を読むことができるようになることが目標である。

【授業の方法等】

判例及び教科書を読んできてもらうことを前提としつつ，判例のテキストから得られる理論的な枠組みや問題の実質などの理解を促すように努める。授業全般にわたり，刑法の基本的な判例を十分に読み，判例の的確な理解ができるようにする。なお，刑法総論における問題を中心に扱うが，議論の展開や取り扱う問題の特性に応じて，各論における問題点にも言及することがある。

【教材等】

山口厚『刑法（第 3 版)』(2015 年・有斐閣）を教科書として指定する。各回に対応する頁も参考としてシラバス内に記載した。そのほか，西田典之ほか編『判例刑法総論（第 8 版)』(2023 年・有斐閣）を使用する。

【成績評価】

予習状況も含め授業時の発言等による平常点を 30%，中間試験を 30%，学期末試験を 40%の割合で評価する。

【各回の内容】

第１回　刑法の基本原理，及び犯罪論の体系・構成要件該当性[行為・結果](教科書 3 頁―30 頁、52 頁―55 頁)

刑法の目的・任務，罪刑法定主義，責任主義などの刑法の基本原理について説明し，刑法の基本原理と犯罪成立要件，刑罰論との相互の関連について理解を得るようにする。

刑法における犯罪概念と構成要件の概念について説明する。構成要件については，刑法の基本原理や違法・責任の実質とどのように関連しているのかということを明らかにすると同時に，構成要件要素の概要とこれに関連する基本的な概念を整理する。

第２回　構成要件該当性の判断　因果関係(教科書 30 頁―44 頁)

刑法上の因果関係に関する学説を概観し，近時の判例の流れを追いながら，因果関係の判断に関する判例理論を考察する。

第３回　構成要件該当性の判断　不作為犯―主に不真正不作為犯(教科書 44 頁―52 頁)

不真正不作為犯に関する問題を扱う。とりわけ，作為義務に関する学説の動向と近時の判例を取り上げ，その判断の枠組みを検討する。

第４回　違法性阻却事由①　違法論総論，正当行為，可罰的違法性 (教科書 55 頁―63 頁，92 頁―98 頁)

違法性の実質（優越的利益の保護か否か等）について概観し，違法性阻却事由の概要，正当行為及び可罰的違法性の説明をする。

第５回　違法性阻却事由②　正当防衛(教科書 63 頁―74 頁)

正当防衛の成立要件について説明する。その際，条文文言がどのように解釈されて要件が形成されているかを，正当防衛の正当化の根拠との関係を意識できるようにする。

第６回　違法性阻却事由③　緊急避難及び被害者の同意等(教科書 74 頁―92 頁)

正当防衛と緊急避難の要件の異同等を説明した後に，重要な判例に触れつつ，緊急避難の理解を促す。さらに被害者の同意等の違法性阻却事由についても扱う。

第７回　責任論①　総論(教科書 99 頁―112 頁，122 頁―127 頁)

責任の基礎理論および責任要素に関して総論的に説明する。故意・過失の概要などを取り扱う。

第８回　責任論②　事実の錯誤(教科書 112 頁―122 頁)、違法性の錯誤(教科書 105 頁―110 頁)

事実の錯誤について，錯誤の態様・種類および事実の錯誤に関する学説・判例を検討する。ここ

では特に簡単な事例について，自力で処理できるようにすることが求められる。

違法性の錯誤に関する判例・学説を説明し，違法性の錯誤に関する処理の仕方について考察する。誤想(過剰)防衛についての議論も行う。

第９回　未遂犯論　未遂犯論一般(教科書 139 頁—148 頁)、不能犯論・中止犯の処理(教科書 139 頁—148 頁)

処罰の早期化の法技術である未遂犯について　の理解を判例を読みながら考察する。

第 10 回　共犯論①　共犯の基礎理論（共犯論については教科書の該当頁は適宜指定する）

単独正犯の場合と比較しながら，共犯の処罰根拠（因果的共犯論）など共犯論の基礎的な問題について理解を修得し，条文解釈との関連性についての理解を深めるよう，理論的な問題を中心に検討し，判例と理論との関係を明らかにする。

第 11 回　共犯論②　共同正犯の処罰根拠と成立要件

一部実行全部責任の根拠づけと共犯の処罰根拠論の二側面から，刑法 60 条の解釈のあり方を検討し，共謀共同正犯に関する理論構成，共同正犯の成立要件がどのように展開されるのかを判例を通して理解できるようにする。

第 12 回　共犯論③　**共犯論の諸問題（1）**

承継的共犯の問題，共犯関係の解消の問題を共犯の要件，共犯の処罰根拠論と関連づけながら検討する。

第 13 回　共犯論④　共犯論の諸問題（2）

共犯と身分，共犯と錯誤などの問題を検討し，共犯論全体の体系的な理解を促す。

第 14 回　共犯論⑤　不作為犯と共犯

いわゆる不真正不作為犯について復習した後，不作為と共犯の問題を検討する。

第 15 回　罪数論　　法条競合、包括一罪、科刑上一罪、併合罪(教科書 180 頁—191 頁)

罪数論に加えて，犯罪論の復習を行う。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
基礎刑法２	１年次	必修科目	後期	火曜・２時限	荒木　泰貴

【科目のねらい】
刑法各論の分野を中心に講義を行い、基礎的な理解を得られるようにする。初めて刑法に接する者が「基礎刑法１」とあわせて受講することで、自力で学修を進められるようになることが目標である。

【授業の方法等】
Moodle 上で配布するレジュメとその内容に関する各自の教科書の該当部分を読んでいることを前提として、質疑応答を交えつつ進行する。

【教材等】
西田典之ほか編『判例刑法各論〔第 8 版〕』(有斐閣、2023 年)および配布レジュメ(Moodle で配布する)を使用する。

【成績評価】
教室における応答の状況を評価する平常点を 30%、中間試験を 30%、学期末試験を 40%の割合で評価する。

【各回の内容】
第１回　生命に対する罪
殺人罪、堕胎罪及び遺棄罪について、相互の関係を明らかにしつつ、解釈論上重要な問題点を検討する。
第２回　身体に対する罪
暴行・傷害罪について、関連する問題を含めて解釈論上重要な問題点を検討する。
第３回　自由に対する罪
逮捕監禁罪、略強制わいせつ・強制性交等罪および住居侵入罪について、保護法益の理解が個々の構成要件要素の解釈がどのように関係するのかに注意して検討する。
第４回　名誉に対する罪
名誉毀損・侮辱罪について、言論の自由との調整を含めて検討する。
第５回　業務および公務に対する罪
公務と業務の関係について学説・判例を検討するとともに、公務執行妨害罪および業務妨害罪の成立要件について解釈論上の問題点を検討する。
第６回　財産犯の基礎
財産犯の体系、財産犯各罪の相互関係、財産犯の保護法益、財産犯の客体などについて説明し、これらに関係する解釈論上の問題について検討する。
第７回　奪取罪の基本問題
窃盗罪を中心に、奪取罪の基本要素である占有概念を検討しつつ、奪取罪の中核概念である占有の移転について基本的理解を得ることを目的とする。
第８回　領得罪の諸問題
領得行為の概念を基礎づける不法領得の意思について、判例を基礎に検討し、領得罪の基本構造の理解を得ることを目指す。
第９回　強盗罪の諸問題
二項強盗罪、事後強盗罪、強盗殺人罪など強盗罪に関する解釈論上重要な問題について検討する。
第 10 回　詐欺罪の諸問題
詐欺罪の基本的な成立要件について考察し、詐欺罪に関する種々の問題点をあわせて検討する。
第 11 回　横領罪・背任罪の諸問題
横領罪と背任罪の基本的な成立要件について検討する。

第 12 回　その他の財産犯にまつわる諸問題

第 6 回から第 11 回までで触れることのできなかった財産犯の諸問題について検討する。

第 13 回　公共危険罪

放火罪における種々の問題を検討しながら、公共の危険の概念について理解を深める。

第 14 回　偽造罪

有形偽造概念について基本的な理解を得るため、判例に現れた事案について検討する。また、文書概念と偽造概念との関連性についても考察する。

第 15 回　賄賂罪

賄賂罪の保護法益に対する理解をもとに、「職務に関し」について判例状況を検討し、賄賂罪に関する問題へのアプローチを修得することを目標とする。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
基礎刑事法特論１	１年次	選択必修科目３	前期	木曜・５時限	荒木　泰貴

【科目のねらい】
本講義は、刑法総論に関してテーマごとに作成した基本事例の検討を通じて、刑法の初学者に、刑法の基本的な理解と問題解決能力を獲得させることを目指す。本講義は、判例を素材に刑法の基礎を学ぶ必修科目「基礎刑法１」の補助的科目である。

【授業の方法等】
事前に提示した事例問題について、刑法総論で登場する代表的な見解の理論的根拠（なぜそのように考えるべきなのか／考えるべきでないのか）を意識しつつ、受講者全員で検討を加える。受講者は、「基礎刑法 1」の解説を大いに活用しつつ、事例問題について予め検討を加えておくことが求められる。毎回の予習・復習に要する時間は、受講者の習熟度にもよるものの、概ね 120 分程度を要することが見込まれる。決して軽いものではないので、履修に際しては、自身の目標や可処分時間を十分に勘案すること。
本講義は、質疑応答を交えた同時双方向型で実施する。

【教材等】
事前に Moodle で共有する事例問題を教材とします。「基礎刑法 1」で指定された教科書及び判例集も適宜参照すると良い。その他、必要な文献や資料がある場合にはその都度指示する。

【成績評価】
平常点を 40%、学期末試験を 60%の割合で評価する。平常点では、出席のほか、事前準備の程度や授業での発言等を総合的に評価する。学期末試験では複合的な事例問題を出題する予定である。

【各回の内容】
第１回　ガイダンス／刑法の基本的な考え方
本講義の進め方について確認したあと、刑法の基本的な考え方について解説する。
第２回　因果関係
因果関係の基本事例を検討する。
第３回　不作為犯
不作為犯の基本事例を検討する。
第４回　故意・錯誤
故意・錯誤の基本事例を検討する。
第５回　被害者の同意
被害者の同意の基本事例を検討する。
第６回　正当防衛・過剰防衛
正当防衛の基本事例を検討する。
第７回　責任能力・原因において自由な行為
原因において自由な行為に関する基本事例を検討する。
第８回　違法性の意識
違法性の意識に関する基本事例を検討する。
第９回　実行の着手
実行の着手に関する基本事例を検討する。
第 10 回　不能犯・中止犯
不能犯・中止犯に関する基本事例を検討する。
第 11 回　正犯と共犯
間接正犯に関する基本事例を検討する。
第 12 回　共同正犯の要件
共同正犯に関する基本事例を検討する。

第 13 回　共犯の諸問題(1)

共謀の射程と共犯の錯誤に関する基本事例を検討する。

第 14 回　共犯の諸問題(2)

承継的共同正犯に関する基本事例を検討する。

第 15 回　共犯の諸問題(3)

その他、共犯に関する基本論点についての基本事例を検討する。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担 当 教 員
基礎刑事法特論２	１年次	選択必修科目３	前期	金曜・５時限	川島享祐

＊本授業科目は，令和 2 年度 2 年コース入学者および平成 31 年度以前入学者に対する基礎刑法３（必修科目）であるが，令和 2 年度 3 年コース入学者に対しては基礎刑事法特論２（選択必修科目３）である。

【科目のねらい】

本講義は，刑事訴訟法を初めて学ぶ学生が，今後刑事訴訟法を深く学んでいくために必要な知識・能力を修得することをねらいとする。具体的には，刑事手続の全体像や，重要な手続・準則の趣旨，重要な法的問題点に関する判例法理等について，基本的な知識を獲得するとともに，この基本的な知識を踏まえつつ，法的三段論法をはじめとする法解釈方法を用いる基本的な能力を身につけることを目的とする。

【授業の方法等】

レジュメを配布し，講義形式と双方向形式を適宜組み合わせて行う予定である。毎回の授業に先立って予習範囲を指定するので，受講生は，教科書の該当箇所や判例等を読んで予習をする必要がある。

【教材等】

池田公博＝笹倉宏紀『刑事訴訟法』（有斐閣，2022 年）

井上正仁＝大澤裕＝川出敏裕編『刑事訴訟法判例百選（第 10 版）』（有斐閣，2017 年）

【成績評価】

平常点（40%）及び学期末試験（60%）による。平常点は，出席及び発言状況（予習状況を含む），小テスト等を考慮して評価する。

【各回の内容】

第１回　刑事手続の全体像／捜査法概説

捜査から上訴に至る刑事手続の全体像（流れ）を説明する。そのうえで，捜査に対する法的規律の基本的枠組み（強制処分法定主義，比例原則，令状主義等）と個別の捜査手続の概要について解説する。

第２回　任意捜査と強制捜査①

捜査に対する法的規律の基本的枠組みについての理解を前提に，捜査における有形力の行使や写真撮影等に関する判例を素材として，任意捜査と強制捜査の区別や任意捜査の限界等を検討する。

第３回　任意捜査と強制捜査①

第 2 回授業に引き続き，任意捜査と強制捜査の区別や任意捜査の限界等を検討する。

第４回　逮捕・勾留（１）

逮捕・勾留という身体拘束処分の要件等を確認したうえで，当該処分を規律する諸原則を検討する。

第５回　逮捕・勾留（２）

第 4 回授業に引き続き，逮捕・勾留という身体拘束処分に関する法的問題点を検討する。

第６回　令状による捜索・差押え（１）

捜索・差押えの要件等を確認したうえで，令状主義の趣旨を踏まえ，令状による捜索・差押えに関する法的問題点を検討する。

第７回　令状による捜索・差押え（２）

第 6 回授業に引き続き，令状による捜索・差押えに関する法的問題点を検討する。

第８回　公訴提起から判決に至るまでの手続の全体像／審判対象論

公訴提起の手続，公判前整理手続（証拠開示を含む），公判手続の全体像（流れ）や基本原則を説明したうえで，当事者（追行）主義や刑事訴訟における審判対象等について概説する。

第９回　検察官の訴因設定権限／訴因の明示・特定

当事者（追行）主義という手続の基本的構成原理を確認したうえで，検察官の訴因設定権限や訴因の明示・特定に関する法的問題点を検討する。

第 10 回　訴因の変更（１）

訴因変更手続の概要と制度趣旨を確認したうえで，訴因変更に関する法的問題点を検討する。

第 11 回　証拠法概説

証拠法の基本原則，証人尋問をはじめとする証拠調べ手続の概要，証拠法の基本概念，証拠能力制限に関する諸準則等について概説する。

第 12 回　証拠の関連性

証拠の関連性について，それが証拠能力要件として要求される根拠を確認したうえで，関連する法的問題点を検討する。

第 13 回　伝聞法則

伝聞法則の趣旨を確認したうえで，伝聞と非伝聞の区別等について検討する。

第 14 回　伝聞例外（１）

伝聞法則の趣旨に関する理解を前提に，伝聞例外規定の基本構造を確認したうえで，伝聞例外に関する法的問題点を検討する。

第 15 回　伝聞例外（２）

第 14 回授業に引き続き，伝聞法則の趣旨や伝聞例外規定の基本構造に関する理解を前提に，伝聞例外に関する法的問題点を検討する。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
刑法判例入門	１年次	自由選択科目	後期	金曜・４時限	野口泰三

【科目のねらい】
刑法総論の基礎的内容を主要判例の事案を通して学習することを目的としています。事案と判例理論の検討を重視するため、学説の紹介などは割愛する場合があります。
刑法総論の学習を始めて間もない人を対象にしていますが、受講にあたっては事案を読み取るために必要最小限の刑法理論に関する知識があることが求められます。
【授業の方法等】
質疑応答の形式により各回のテーマに関する刑法理論を確認したうえでテキストが取り上げる各判例を検討していきます。
前提として事案を読み取るための必要最小限の刑法理論に関する知識が必要であるため、各回のテーマに該当する部分を基本書などで予習しておいてください。なお、本授業は対面形式での実施になります。
【教材】
「START UP 刑法総論判例 50！」（有斐閣）をテキストに指定します。
【成績評価】
平常点が 40%、期末試験が 60%の割合で評価します。小テストは実施しません。

【各回の内容】
各回のテーマと判例は次の通りです。
第１回及び第２回　罪刑法定主義、因果関係
罪刑法定主義の派生原則について事例を通して学びます。最判昭和 60 年 10 月 23 日（福岡県青少年保護育成条例事件）、大審院昭和 15 年 8 月 22 日（ガソリンカー事件）
行為時の特殊事情、行為後の介在事情がある場合の因果関係の評価について学びます。最判昭和 46 年 6 月 17 日（老女布団むし事件）、最決平成 2 年 11 月 20 日（大阪南港事件）、最決平成 15 年 7 月 16 日（高速道路進入事件）、大審院大正 12 年 4 月 30 日（砂末吸引事件）
第３回　不作為犯
不作為犯の作為義務の内容や求められる因果関係について学びます。最決平成元年 12 月 15 日（覚せい剤注射事件）、最決平成 17 年 7 月 4 日（シャクティパット事件）、最判昭和 33 年 9 月 9 日（火鉢事件）
第４回　正当防衛の急迫性と相当性
正当防衛成立の要件を通じて違法性に対する考え方について学びます。最決昭和 52 年 7 月 21 日、最判昭和 50 年 11 月 28 日、最判昭和 44 年 12 月 4 日、最決平成 20 年 5 月 20 日
第５回　故意の内容と錯誤論
犯罪事実の認識内容、認識事実と発生事実との不一致（錯誤）の場合の処理について学びます。最決平成 2 年 2 月 9 日、大審院大正 14 年 6 月 9 日、最判昭和 53 年 7 月 28 日、最決昭和 61 年 6 月 9 日
第６回　実行行為
実行の着手、不能犯、早すぎた結果の発生に関する事案を通して実行行為について学びます。最判昭和 37 年 3 月 23 日（空気注射事件）、最決昭和 45 年 7 月 28 日、最決平成 16 年 3 月 22 日
第７回　間接正犯と共謀共同正犯
実行行為を直接的に行っていない場合の正犯性について学びます。最決昭和 57 年 7 月 16 日（大麻密輸入事件）、最決平成 15 年 5 月 1 日（スワット事件）、最決昭和 58 年 9 月 21 日
第８回　共犯の諸問題
実行行為に途中から関与した場合や離脱した場合などについての共犯関係の成立について学びます。最判平成 6 年 12 月 6 日、最決平成 21 年 6 月 30 日（住居侵入強盗事件）、最決平成 24 年 11 月 6 日

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
刑法１	２年次	必修科目	前期	木曜・２時限	荒木　泰貴

【科目のねらい】

刑法総論の主要な論点をカバーしつつ、しかも学部（本研究科の基礎刑法を含む）レベルで教授される犯罪論の体系をほぐして、犯罪成否について類似の事情を考慮する――換言すれば法的発想が通底する――諸場面を横断的に対象として議論を行う。そのような編成の下で、判例事案、設例を自ら検討することにより、学生がそれぞれの理論・法理が適用される場面を明確に切り分けられるようになることと、判例の基礎にある考え方を自ら発見することとをめざす。

【授業の方法等】

配布レジュメを参照しつつ、質疑応答を交えながら進行する。

【教材等】

西田典之ほか編『判例刑法総論〔第 8 版〕』（有斐閣、2023 年）及び配布レジュメ（Moodle で配布する）を使用する。

【成績評価】

平常点、中間試験および学期末試験の成績を評価対象とする。平常点は、教室でのやり取り等を評価する。
評価全体に対する割合は、平常点 30％、中間試験 30％、学期末試験が 40％である。

【各回の内容】

各回の説明の末尾に、「共通的な到達目標モデル：刑法」（法科大学院協会による第二次案修正案）が示す到達目標のうち、当該回が扱う内容に相当する部分を大まかに指摘した。なお、すべて「第1編　総則」に分類される部分であるから、「第1編」という記載は省略した。

第1回　刑法の存在理由・目的・役割、刑法の基本原則

刑法の基礎的な部分を理解し、刑法の解釈・適用に際して基盤となる考え方を習得する。

〔第1章〕

第2回　因果関係

いわゆる直接実現型・間接実現型といった事案類型を意識しながら、因果関係判断の枠組みを理解する。

〔第2章第4節〕

第3回　不作為犯

特に作為義務（保障者的地位）の問題を中心に、不作為犯の成立要件を検討する。

〔第2章第5節〕

第4回　故意

故意を肯定するために行為者が認識すべき事情を確認し、未必の故意と認識ある過失の区別・故意の推認過程を検討する（近時は詐欺罪の故意について最高裁判例が出ているので、詐欺罪の基本的な理解が前提となるので予習しておくこと）。また、違法性の意識との関係も確認する。

〔第2章第6節、第4章第3節〕

第5回　錯誤

行為者の認識した事実と客観的に発生した事実に齟齬が生じた場合の処理を検討する。

〔第2章第6節〕

第6回　過失犯

過失犯の成立要件について検討する。

〔第2章第7節〕

第7回　違法性の基本問題、被害者の同意

違法性の本質や違法性阻却の基本原理に関する基礎的事項を確認する。

被害者の同意が犯罪成立を阻却する根拠について確認する。また、錯誤・強制に基づく同意の有効性について検討する。

〔第3章第1節・第3節〕

第8回　正当防衛①

正当防衛の違法性阻却の根拠を確認し、正当防衛の成立要件のうち、特に急迫性について検討する。

〔第3章第4節〕

第9回　正当防衛②

防衛の意思の内容、防衛の意思と予期・積極的加害意思との関係、相当性などの正当防衛の成立要件、および、量的過剰防衛・質的過剰防衛について検討する。

〔第3章第4節〕

第 10 回　責任能力

責任主義の意義を再確認し、精神鑑定との関係を意識しつつ、責任能力の意義・判断枠組みを検討する。

〔第4章第1～2節〕

第 11 回　未遂犯

殺人罪・詐欺罪・窃盗罪を中心に、実行の着手の判断枠組みを検討する（各犯罪の基本的な理解が前提となるので予習しておくこと）。

〔第5章第1～2節〕

第 12 回　不能犯・中止犯

不能犯の各類型を確認し、未遂犯成立の判断枠組みを検討する。中止犯については、必要的減免の根拠を確認し、中止犯の成立要件を検討する。

〔第5章第3～4節〕

第 13 回　共犯の処罰根拠、共同正犯・教唆犯・幇助犯、間接正犯

共犯の処罰根拠ならびに各共犯類型の意義および間接正犯との関係を検討する。

〔第6章第1～3節〕

第 14 回　共同正犯

共同正犯の成立要件を検討する。その際、実行共同正犯と共謀共同正犯とでポイントとなる考慮要素を理解する。

〔第6章第2節〕

第 15 回　共犯の諸問題

共犯と身分、共犯の射程、共犯の錯誤、承継的共犯等の諸問題を検討する。

〔第6章第4節〕

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
刑法２	２年次	必修科目	後期	金曜・３時限	西貝　吉晃

【科目のねらい】

財産犯を中心に、現実に問題となることの多い犯罪類型について、個別の犯罪成立要件を、一般的な議論との関連を常に意識しながら検討する訓練を行う。これにより、判例の底にある考え方を理解し、自らこれを発見できるようにするとともに、新規事例への応用能力を養う。自学自習をしにくい情報の刑法的保護やサイバー犯罪に関連する議論も若干とりいれて、理解の相対化を図る。

【授業の方法等】

上記のとおり。

【教材等】

西田典之ほか編『判例刑法各論（第 8 版）』（有斐閣・2023 年)は必須。もし教科書を使いたければ西田典之〔橋爪隆補訂〕『刑法各論（第 7 版）』(弘文堂・2018 年)

【成績評価】

平常点、中間試験及び学期末試験の成績を評価対象とする。平常点は、①教室外学習の出来栄えを評価するため授業時間における発言の当否、②問題に関する高度の理解があるか評価するために自発的・積極的な発言、議論に対して有益な発言の有無、③欠席・遅刻の有無、の 3 点を総合評価する。

評価全体に対する割合は、平常点 30%、中間試験 30%、学期末試験の成績が 40%である。

【各回の内容】

各回の説明の末尾に、「共通的な到達目標モデル:刑法」(法科大学院協会による第二次案修正案)が示す到達目標のうち、当該回が扱う内容に相当する部分を大まかに指摘した。なお、すべて「第2編　各則」に分類される部分であるから、「2編」という記載は省略した。

第１回　　財産犯（１）　総論及び窃盗罪

まず、総論として、財産犯の保護法益及びその関連問題として論じられている多くの論点を横断的に取り扱う。窃盗罪を素材として、移転罪における占有の意義・不法領得の意思等の重要な要件について議論する。

〔1部6章1・2節〕

第２・３回　財産犯（２）　各犯罪類型

財産犯において、財産法益侵害のみならず、その手段に関する違法評価が重要な意味をもつことに基づいて、主として強盗罪、詐欺罪を対象としつつ、各罪の手段の違法性の内容を理解する。以上を基礎として、事後強盗罪、強盗致死傷罪における「機会」、窃盗と詐欺の区別などの論点を検討する。

〔1部6章2・3・4・5節〕

第４回　　財産犯（３）　詐欺罪・電子計算機使用詐欺罪

現実に問題となることの多い論点について、判例を素材として議論する。

〔1部6章4節〕

第5・6回　財産犯（４）　横領罪・背任罪

多くの事例を素材として議論することを通し、移転罪と横領罪との差異、及び両罪のもつ信頼違反的性格の異同を基礎として各罪の成立範囲を理解する。

〔1部6章6・7節〕

第７回　　財産犯（５）情報の不正取得・開示・使用

情報の不正取得・開示等を財産犯によって処罰してきた裁判例を素材として、財産犯としての構成の可能性と限界について認識する。さらに、不正競争防止法上の営業秘密侵害罪による立法的解決の内容について理解し、財産犯としての解決との関係を議論する。

〔1部5章各節を横断的に〕

第８回　　生命・身体に対する罪

生命・身体に対する罪のうち、特に暴行罪・傷害罪について、判例を素材として処罰範囲を議論する。　〔1部1章〕

第９・10 回　　自由に対する罪　脅迫・強要、逮捕・監禁・拐取・性犯罪・住居侵入等

自由に対する罪について、ポイントを絞って、「刑法1」で扱った被害者の同意、及び軽微事案の処罰範囲の問題とも関連させつつ、議論する。

〔1部2・3章〕

第 11 回　　名誉損、信用毀損、業務妨害

人の社会的活動の妨害となる行為の処罰範囲について、他の利益との調整を中心として、議論する。名誉毀損罪における公共の利害に関する場合の特例、業務妨害罪における業務の適法性、公務執行妨害罪との関係が、事例の中心となる。〔1部4・5章〕

第 12・13 回　文書偽造

有形偽造における名義人概念を中心とする問題について、名義人の承諾などを中心とする多くの事例を素材に議論し、判例が考える文書偽造罪の機能について理解するとともに、文書偽造罪周辺の各種偽造罪について検討する。

さらに、電磁的記録不正作出罪など、文書偽造に関連する最新の問題を議論する。立法解説と判例を通して、犯罪成立範囲の正確な理解を得ることを目的とする。〔2部2章2節〕

第 14 回　　放火、公共危険罪

公共の平穏・安全を保護法益とする放火罪その他の公共危険罪について、法益及び罪質の理解と解釈上の結論の関連などを、具体的事例を基礎に考える。

〔2部1章1・3・4節〕

第 15 回　　職務犯罪、国家法益に対する罪

主に賄賂罪を対象として、職務権限、職務密接関連行為の範囲、各構成要件の関係などについて正確な理解が得られるよう、各種の事例を素材として議論をする。

〔3部2章1・3・4節〕

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
刑事訴訟法１	２年次	必修科目	前期	火曜・５時限	池亀尚之

【科目のねらい】

刑事手続の進行は，犯罪の捜査から始まる。その後，検察官によって終局処分が決定され，公判が請求（起訴）されると，裁判へと進む。

本科目は，捜査，公訴提起，公判，裁判という刑事手続の流れのうち，主として起訴前（捜査）手続について，主要な（裁）判例・学説の状況を踏まえて，基礎的知識を体系的に習得するとともに，今学期以降に配当されている刑事訴訟法科目，さらに将来の刑事司法実務に対応できる基礎的能力の養成を目指す。

刑事訴訟法１では，捜査手続に関する刑事訴訟法の基本知識を習得するとともに，複雑でない事案であれば，刑事訴訟法を的確に解釈・適用し，法的問題の解決策を導くことのできる能力を習得する。

【授業の方法等】

１　主としてレジュメを用いて講義形式で進行する。

２　各回の２週間前までに，「予習用チェックリスト（予習指示書）」を配付する（標準的な予習時間は，各回 30 分～60 分程度）。

３　講義後は，レジュメの「復習指示」に従い，当日中に復習の上，予習指示書に記載された「基本設例」について，各自の考え方を文章により表現するのが望ましい（担当者に提出し，コメントを求めることを推奨する）。

※初学者は，予習よりも復習に重点を置く方が効率的に学習を進めることができる（復習には，予習の２～３倍程度の時間を割くのが望ましい）。

【教材】

◎三井誠編『判例教材刑事訴訟法〔第５版〕』（東京大学出版会，2015 年）

※授業用

◎宇藤崇＝松田岳士＝堀江慎司『刑事訴訟法〔第２版〕』（有斐閣，2018 年）

※主として予習・復習用

【参考図書】

○三井誠=酒巻匡『入門刑事手続法〔第８版〕』（有斐閣，2020 年）

※刑事手続の仕組み・運用を粛々と説明しているため，法解釈の面白さを感じることは少ないと思われるが，そのぶん，初学者が刑事手続の全体像を把握するのに適している。開講前に通読することを強く推奨する。

○酒巻匡『刑事訴訟法〔第２版〕』（有斐閣、2020 年）

※必読箇所を指示，解説する。

○川出敏裕『判例講座　刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕〔第２版〕』（立花書房，2021 年）

※必読箇所を指示，解説する。

○古江頼隆『事例演習刑事訴訟法〔第３版〕』（有斐閣，2021 年）

※必読箇所を指示，解説する。

○井上正仁=大澤裕=川出敏裕編『刑事訴訟法判例百選〔第 10 版〕』（有斐閣，2017 年）

【成績評価】

平常点（30%），中間試験（30%）及び学期末試験（40%）による。平常点は，第３回・第５回・第８回・第 12 回・第 15 回に実施する小テストにより評価する。

【各回の内容】

概ね，以下のスケジュールで進行する（夏季休暇中に補習を実施する）。

第１回　刑事手続の全体像／捜査法概説

捜査から上訴に至る刑事手続の全体像（流れ）を説明する。その上で，捜査に対する法的規律の基本的枠組み（強制処分法定主義，比例原則，令状主義等）と個別の捜査手続の概要について解説する。

第２回　任意捜査と強制捜査

捜査に対する法的規律の基本的枠組みについての理解を前提に，任意捜査と強制捜査の区別や任意捜査の限界等を検討する。

第３回　捜査の端緒

行政警察活動と司法警察活動の関係を検討した上で，職務質問や所持品検査に関わる法的問題点等を検討する。

※第２回に取り上げた事項について，小テストを実施する。

第４回　被疑者の身体拘束（１）

逮捕・勾留という身体拘束処分の要件等を確認した上で，当該処分を規律する諸原則を検討する。

第５回　被疑者の身体拘束（２）

第４回に引き続き，逮捕・勾留という身体拘束処分に関する法的問題点を検討する。

※第４回に取り上げた事項について，小テストを実施する。

第６回　被疑者の身体拘束（３）

第５回に引き続き，逮捕・勾留という身体拘束処分に関する法的問題点を検討する。

第７回　供述証拠の収集・保全（１）

被疑者の取調べをはじめとする供述証拠の収集・保全手続に対する法的規律を確認した上で，任意同行とその後の取調べの適法性を中心に検討する。

第８回　供述証拠の収集・保全（２）

第７回に引き続き，被疑者の取調べをはじめとする供述証拠の収集・保全手続に関する法的問題点を検討する。

※第７回に取り上げた事項について，小テストを実施する。

第９回　被疑者の権利

主に被疑者の弁護人依頼権について，制度の概要を確認した上で，接見交通権に関する法的問題点を中心に検討する。

第 10 回　物的証拠の収集・保全（１）　―令状による捜索・差押え（１）

捜索・差押えの要件等を確認した上で，令状主義の趣旨を踏まえ，令状による捜索・差押えに関する法的問題点を検討する。

第 11 回　物的証拠の収集・保全（２）　―令状による捜索・差押え（２）

第 10 回に引き続き，令状による捜索・差押えに関する法的問題点を検討する。

第 12 回　物的証拠の収集・保全（３）　―逮捕に伴う無令状の捜索・差押え

逮捕に伴う無令状の捜索・差押えについて，その制度趣旨，要件等を検討する。

※第 10 回・第 11 回に取り上げた事項について，小テストを実施する。

第 13 回　物的証拠の収集・保全（４）　―体液の採取

検証や鑑定処分としての身体検査の要件等を確認した上で，強制採尿を中心に，人の体液を採取する処分の許容性やその法的性格，令状の形式等を検討する。

第 14 回　その他の捜査手法（１）　―写真撮影，ビデオ撮影，電磁的記録の取得

捜査に対する法的規律の基本的枠組みに関する理解を前提に，写真撮影，ビデオ撮影，電磁的記録の取得の適法性について検討する。

第 15 回　その他の捜査手法（２）　―通信・会話の傍受，おとり捜査

捜査に対する法的規律の基本的枠組みに関する理解を前提に，会話・通信の傍受の法的性質や通信傍受法の規律，会話の一方当事者による秘密録音の適法性，おとり捜査の適法性について検討する。

※第１回～第 15 回に取り上げた事項について，小テストを実施する。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
刑事訴訟法２	２年次	必修科目	後期	月曜・４時限	池亀尚之

【科目のねらい】

刑事手続の進行は，犯罪の捜査から始まる。その後，検察官によって終局処分が決定され，公判が請求（起訴）されると，裁判へと進む。

本科目は，主として公訴提起以後の手続について，主要な（裁）判例・学説の状況を踏まえて，基礎的知識を体系的に習得するとともに，今学期以降に配当されている刑事訴訟法科目，さらに将来の刑事司法実務に対応できる基礎的能力の養成を目指す。

刑事訴訟法２では，公訴提起後の手続に関する刑事訴訟法の基本知識を習得するとともに，複雑でない事案であれば，刑事訴訟法を的確に解釈・適用し，法的問題の解決策を導くことのできる基本的な能力を習得する。

【授業の方法等】

１　主としてレジュメを用いて講義形式で進行する。

２　各回の２週間前までに，「予習用チェックリスト（予習指示書）」を配付する（標準的な予習時間は，各回30分～60分程度）。

３　講義後は，レジュメの「復習指示」に従い，当日中に復習の上，予習指示書に記載された「基本設例」について，各自の考え方を文章により表現するのが望ましい（担当者に提出し，コメントを求めることを推奨する）。

※初学者は，予習よりも復習に重点を置く方が効率的に学習を進めることができる（復習には，予習の２～３倍程度の時間を割くのが望ましい）。

【教材】

◎三井誠編『判例教材刑事訴訟法〔第５版〕』（東京大学出版会，2015年）

※主として授業用

◎宇藤崇＝松田岳士＝堀江慎司『刑事訴訟法〔第２版〕』（有斐閣，2018年）

※主として予習・復習用

【参考図書】

○三井誠=酒巻匡『入門刑事手続法〔第８版〕』（有斐閣，2020年）

※刑事手続の仕組み・運用を粛々と説明しているため，法解釈の面白さを感じることは少ないと思われるが，そのぶん，初学者が刑事手続の全体像を把握するのに適している。開講前に通読することを強く推奨する。

○酒巻匡『刑事訴訟法〔第２版〕』（有斐閣、2020年）

※必読箇所を指示，解説する。

○川出敏裕『判例講座　刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕〔第２版〕』（立花書房，2021年）

※必読箇所を指示，解説する。

○川出敏裕『判例講座 刑事訴訟法〔公訴提起・公判・裁判篇〕』（立花書房，2018年）

※必読箇所を指示，解説する。

○古江頼隆『事例演習刑事訴訟法〔第３版〕』（有斐閣，2021年）

※必読箇所を指示，解説する。

○井上正仁=大澤裕=川出敏裕編『刑事訴訟法判例百選〔第10版〕』（有斐閣，2017年）

【成績評価】

平常点（30%），中間試験（30%）及び学期末試験（40%）による。平常点は，第４回・第８回・第12回に実施する小テストと小レポートにより評価する。

【各回の内容】

概ね，以下のスケジュールで進行する（春季休暇中に補習を実施する）。

第１回　公訴提起から判決に至るまでの手続の全体像／審判対象論

公訴提起の手続，公判前整理手続（証拠開示を含む），公判手続の全体像（流れ）や基本原則を説明した上で，当事者（追行）主義や刑事訴訟における審判対象等について概説する。

第２回　検察官の訴因設定権限／訴因の明示・特定

当事者（追行）主義という手続の基本的構成原理を確認した上で，検察官の訴因設定権限や訴因

の明示・特定に関する法的問題点を検討する。
第３回　訴因の変更（１）
訴因変更手続の概要と制度趣旨を確認したうえで，訴因変更に関する法的問題点を検討する。
第４回　訴因の変更（２）
第３回に引き続き，訴因変更に関する法的問題点を検討する。
※第４回に取り上げた事項について、小テストを実施する。
第５回　証拠法概説・証拠の関連性
証拠法の基本原則，証人尋問をはじめとする証拠調べ手続の概要，証拠法の基本概念，証拠能力制限に関する諸準則等について概説するとともに，証拠の関連性について，それが証拠能力要件として要求される根拠を確認した上で，類似事実による立証や科学的証拠の証拠能力に関する法的問題点を検討する。
第６回　伝聞法則
伝聞法則の趣旨を確認した上で，伝聞と非伝聞の区別等について検討する。
第７回　伝聞例外（１）
伝聞法則の趣旨に関する理解を前提に，伝聞例外規定の基本構造を確認した上で，伝聞例外に関する法的問題点を検討する。
第８回　伝聞例外（２）
第７回に引き続き，伝聞法則の趣旨や伝聞例外規定の基本構造に関する理解を前提に，伝聞例外に関する法的問題点を検討する。
※第７回に取り上げた事項について、小テストを実施する。
第９回　伝聞例外（３）
第８回に引き続き，伝聞法則の趣旨や伝聞例外規定の基本構造に関する理解を前提に，伝聞例外に関する法的問題点を検討する。
第10回　伝聞例外（４）
第10回に引き続き，伝聞法則の趣旨や伝聞例外規定の基本構造に関する理解を前提に，伝聞例外に関する法的問題点を検討する。
第11回　自白法則（１）
自白法則の趣旨に関する議論を確認した上で，自白の証拠能力が問題となる諸類型や自白の任意性立証に関する手続・制度について検討する。
第12回　自白法則（２）／補強法則
自白法則の趣旨に関する議論についての理解を前提に，違法な手続で獲得された自白や派生証拠の証拠能力について，違法収集証拠排除法則に関する理解を踏まえつつ検討する。また，補強法則について，その趣旨を確認したうえで，これに関する法的問題点を検討する。
※第11回に取り上げた事項について、小テストを実施する。
第13回　違法収集証拠排除法則（１）
違法収集証拠排除法則について，その根拠と基準等を検討する。
第14回　違法収集証拠排除法則（２）
第13回に学修したことを前提に，違法性の承継・毒樹の果実論等を検討する。
第15回　裁判
裁判（とりわけ判決）について，その意義や構成を確認した上で，有罪判決における罪責認定と刑の量定に関する法的問題点を検討する。また，裁判の効力について，その制度趣旨や法的問題点を検討する。最後に，上訴や非常救済手続について概説する。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
刑事法演習	３年次	自由選択科目	後期	火曜・３時限	池亀尚之 荒木泰貴

【科目のねらい】

刑法・刑事訴訟法の基本事項をひととおり学んだ学生が，刑事法に関する発展的な問題を分析することでその知識・理解を深めること，及び，刑法・刑事訴訟法に関する具体的な事例を検討することで，基本的な知識・理解を深めつつ，法的問題点を抽出して的確に法解釈・適用を行うという実務法曹に求められる基本的な能力を身につけることをねらいとする。

【授業の方法等】

刑法・刑事訴訟法に関する代表的な法的問題点を含む長文の事例問題を提示し，即日教室で問題解決案にについて起案を作成・提出させた上で，授業（講評）ではその内容等について検討する。

即日起案は，ほとんどの場合，火曜日の授業（講評）の直前の木曜日 16：15～18：15 に設定される。

【教材等】

授業（講評）・即日起案に際して，適宜配付する。

【成績評価】

平常点 15%（出席及び発言状況），即日起案 85%の割合によって評価する。

【各回の内容】

第１回（9 月 26 日（火））　刑事訴訟法起案①・講評（池亀）　※即日起案は 9 月 21 日（木）16：15～
第２回（10 月 3 日（火））　刑法起案①・講評（荒木）　※即日起案は 9 月 28 日（木）16：15～
第３回（10 月 10 日（火））　刑事訴訟法起案②・講評（池亀）　※即日起案は 10 月 5 日（木）16：15～
第４回（10 月 17 日（火））　刑事訴訟法起案③・講評（池亀）　※即日起案は 10 月 12 日（木）16：15～
第５回（10 月 24 日（火））　刑法起案②・講評（荒木）　※即日起案は 10 月 19 日（木）16：15～
第６回（11 月 7 日（火））　刑事訴訟法起案④・講評（池亀）　※即日起案は 11 月 2 日（木）16：15～
第７回（11 月 14 日（火））　刑事訴訟法起案⑤・講評（池亀）　※即日起案は 11 月 9 日（木）16：15～
第８回（11 月 28 日（火））　刑法起案③・講評（荒木）　※即日起案は 11 月 21 日（火）16：15～
第９回（12 月 5 日（火））　刑事訴訟法起案⑥・講評（池亀）　※即日起案は 11 月 30 日（木）16：15～
第 10 回（12 月 12 日（火））　刑事訴訟法起案⑦・講評（池亀）　※即日起案は 12 月 7 日（木）16：15～
第 11 回（12 月 19 日（火））　刑事訴訟法起案⑧・講評（池亀）　※即日起案は 12 月 14 日（木）16：15～
第 12 回（12 月 26 日（火））　刑法起案④・講評（荒木）　※即日起案は 12 月 21 日（木）16：15～
第 13 回（1 月 9 日（火））　刑事訴訟法起案⑨・講評（池亀）　※即日起案は 1 月 4 日（木）16：15～
第 14 回（1 月 16 日（火））　刑事訴訟法起案⑩・講評（池亀）　※即日起案は 1 月 11 日（木）16：15～
第 15 回（1 月 23 日（火））　刑法起案⑤・講評（荒木）　※即日起案は 1 月 18 日（木）16：15～

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
刑事訴訟法特論	３年次	自由選択科目	前期	金曜・４時限	池亀尚之

【科目のねらい】

①「刑事訴訟法１」・「刑事訴訟法２」で取り上げた，判例・学説上しばしば争われる刑事訴訟法上の法的問題点について，長文の具体的事例の中から法的問題点を的確に抽出し，主要な（裁）判例を踏まえて，抽出した法的問題点に対する説得的な解決策を導き出せるようになる。

②「刑事訴訟法１」・「刑事訴訟法２」で十分に取り上げることのできなかった発展的な問題点について補足する。

【授業の方法等】

(1) 判例・学説上しばしば争われる論点を含む起案課題を出題する，(2) 受講者は，これに対して，即日，教室で自己の見解を示す起案を作成し・提出する，(3) 担当教員は，提出された起案に目を通した上，受講者の理解度を確認し，採点・コメントの上，演習で取り上げるべき論点や質疑内容と質疑の対象者等について，講評の進行シナリオを作成する，(4) このシナリオを基に，教員と受講者との間の質疑応答を中心に講評を展開する。

【教材等】

授業（講評）・即日起案に際して，適宜配付する。

【成績評価】

平常点 15%（出席及び発言状況），即日起案 85%の割合によって評価する。

【各回の内容】

第１回（4 月 7 日（金））　強制捜査と任意捜査に関する諸問題
※即日起案は 4 月 7 日（金）12：50～14：20

第２回（4 月 21 日（金））　逮捕・勾留に関する諸問題
※即日起案は 4 月 14 日（金）14：30～16：00

第３回（5 月 12 日（金））　令状による捜索・差押えに関する諸問題
※即日起案は 5 月 5 日（金）14：00～16：00

第４回（5 月 26 日（金））　逮捕に伴う令状によらない捜索・差押えに関する諸問題
※即日起案は 5 月 19 日（金）14：00～16：00

第５回（6 月 2 日（金））　訴因に関する諸問題
※即日起案は 6 月 2 日（金）12：50～14：20

第６回（6 月 23 日（金））　証拠法に関する諸問題（1）
※即日起案は 6 月 16 日（金）14：30～16：00

第７回（7 月 7 日（金））　証拠法に関する諸問題（2）
※即日起案は 6 月 30 日（金）14：00～16：00

第８回（7 月 21 日（金））　証拠法に関する諸問題（3）
※即日起案は 7 月 14 日（金）14：00～16：00

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
法学学習ガイド	１年次	自由選択科目	前期	金曜・２時限	木村琢麿 永口 学

【科目のねらい】

法曹界で活躍する上で法令や判例を検索し読解する能力及び法の解釈のあり方を修得することは必須である。本講義では、未修者が自らの力で法学を学び法令・判例を読みこなしていく能力の基礎を獲得することを目標とする。

法の解釈のあり方を学ぶ上で最高裁判例は至高の素材である。しかしながら、予備知識なしに読むことは困難であり、一種の「外国語」のように、読み方・調べ方・文法（構造）をつかむことが必要となる。本授業では、前半４回を法令の構造に詳しく多くの判例評釈執筆経験もある研究者が担当し、これらの基礎知識と活用方法を集中的にレクチャーする。後半４回のうち２回を使って実際の最高裁判例を読みこなす過程を示すことで、今後判例から学習する際の基礎となる力をつけるよう指導する。

また、５年後に法曹界で活躍するイメージを持ってもらうため、実務家による授業では、後半４回のうち２回を使って法曹界のあり方について簡単にレクチャーし、３年間の勉強のモチベーションとしていただくことも目指す。

【授業の方法等】

未修者対象の科目であるため、教員が学生に講義する方法で行うことを基本とするが、理解状況を確認するために学生に問いかけを行うこともある。本授業の前半４回は、G Suite（Google Meet）を用いた同時双方型で実施し、後半４回は対面で実施するが、状況によって変更する可能性がある（その場合には、事前にMoodle上に掲示する）。なお、初回の授業の方法については、本授業科目のMoodleのサイトをも参照すること。

【教材等】

基本的にはプリントを用い、それ以外の教材は、開講時などに指示する。

【成績評価】

平常点（40%）、レポート（60%）による。平常点は授業における質問・発言の頻度やその内容で評価・判断する。

【各回の内容】＊各回の講義内容については、必要に応じて順番及び内容を変更する可能性がある。

第１回　法令の基礎知識とその探し方

法令とは何か、法令の作られ方、法令の構造、法令の検索方法などについて学ぶ。あわせて、その背景として必要となる、統治機構の概要についても確認する。

第２回　判例の基礎知識とその探し方

判例の基礎知識として、審級や判決文の構造、判例検索の方法などについて学ぶ。

第３回　法令の構造を分析する

法令を探索したうえで、それらの読み解き方を学ぶ。特に、委任立法により具体化される要件とはどのようなものなのか、法令用語の基礎知識などについて、課題とそれに対する応答を通して学ぶ。

第４回　判例の構造を分析する

判例を検索したうえで、最高裁判例とそれに付随するテキスト（下級審判例及び判例評釈）の関係はどのようになっているのかなどについて、課題とそれに対する応答を通して学ぶ。

第５回　法曹に関わるプレーヤー

これから飛び込む法曹界というもののイメージを掴むことを目的とする。弁護士は勿論のこと、裁判官、検察官、学者、公認会計士等の他のプロフェッション、官公庁パラリーガル、司法修習生等にも言及し、それぞれが協働して法曹界を支えていることを実感していただきたい。

第６回　弁護士の法曹界における役割

第５回の授業を受け、改めて弁護士が法曹界で務める役割を考えたい。教員自身が関与した案件なども紹介し、裁判は勿論のこと、それ以外の場面においても弁護士が自由と正義の実現のためにどのように活動しているかを紹介する。組織内弁護士といった比較的新しい弁護士像にも適宜言及したい。

第７回　最高裁判例を読むその１～憲法編～

憲法の簡単な説明を行うとともに、著名な最高裁判例（現状尊属殺重罰規定違憲判決（最大判昭和４８年４月４日刑集第２７巻３号２６５頁）を想定している。）をじっくり読み、その判断過程を検証する。

第８回　最高裁判例を読むその２～民法編～

民法の簡単な説明を行うとともに、著名な最高裁判例（現状いわゆる民法９４条２項類推適用判決（最三小判昭和４５年９月２２日民集第２４巻１０号１４２４頁）を想定している。）をじっくり読み、民法の解釈における特徴を掴むことを目的とする。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
民事実務基礎１	２年次	必修科目	前期	水曜・４時限	北原賢一 中畑洋輔

【科目のねらい】

主として民法について，具体的事例を用いて，抽象的に定められている法律要件が充足されるために当該事例においてはどのような事実が必要であるのか，また，その事実の存在を立証するためにはどのような証拠を用いることが考えられるかを発見する能力を，議論を重ねることによって高めることを目的とする。また，あくまで権利判定手続としての訴訟を学修の中心としつつも，理解をより深めるために，権利の保全・実現（執行）についての基礎知識の習得を目指す。

【授業の方法等】

当事者の言い分について，自己の立場から主張を行う両訴訟当事者と，事実認定を行う立場にある裁判官のそれぞれの立場から検討を行うことにより，訴訟の進行に応じて三者がとるべき行動（訴訟活動）の内容を具体的に判断する能力を養う。

なお，本授業は，対面形式で実施することを予定しているが，新型コロナウイルス感染状況によっては，Moodle に動画付き PowerPoint をアップし，オンデマンド型で実施する。

【教材等】

（教材）　司法研修所編『第４版　民事訴訟第一審手続の解説』（令和２年２月発行・Ａ４版）
司法研修所編『改訂　新問題研究　要件事実』（令和５年３月発行）
司法研修所編『４訂　紛争類型別の要件事実』（令和５年３月発行）
司法研修所編『改訂　事例で考える民事事実認定』（令和５年３月発行）

【成績評価】

法律実務家としての実践的能力を修得しているかどうかを基準にする。小テストを適宜行い，学生の理解度を確認するとともに，その結果を成績評価にも反映させる。学期末テスト，小テスト，課題の結果のみならず，発言ないしコメントペーパーの提出や内容，受講態度など，授業への参加・貢献度を含めて総合的に考慮する（平常点 40%，学期末試験 60%）。

【各回の内容】　※講義内容，順番については変更する可能性がある。

第１回　要件事実の基礎・売買代金支払請求訴訟①
第２回　売買代金支払請求訴訟②
第３回　貸金返還請求訴訟
第４回　所有権に基づく土地明渡請求訴訟①
第５回　所有権に基づく土地明渡請求訴訟②，登記請求訴訟①
第６回　登記請求訴訟②
第７回　賃貸借契約の終了に基づく土地明渡請求訴訟
第８回　動産引渡請求訴訟
第９回　第１審手続の解説
第 10 回　事実認定の基礎
第 11 回　事実認定の実際
第 12 回　事件記録に基づく主張整理
第 13 回　事件記録に基づく事実認定
第 14 回　譲受債権請求訴訟
第 15 回　要件事実のまとめ（執行・保全も含めて）

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
民事実務基礎２	２年次	自由選択科目	後期	水曜・４時限	島田直樹 中畑洋輔

【科目のねらい】

この講座は，現職の弁護士と裁判官の共同講座です。その主な狙いは，民事実務基礎１で学習したことを前提に，その理解を更に深めることを主眼としています。

弁護士が担当する回は，「紛争類型別の要件事実」についての解説を主に行います。裁判官が担当する回は，事前に出題する課題について，十分検討していることを前提に質疑応答を行います。この講座によって，民法の要件事実の理解及び実際の民事手続についての理解が深まると思います。

【授業の方法等】

本授業は，対面形式で実施することを予定していますが，新型コロナウイルスの感染状況によっては，Moodle に動画付き PowerPoint をアップし，オンデマンド型で実施します。

【教材等】

教科書としては，「４訂　紛争類型別の要件事実」（法曹会・令和５年３月）を使用しますので，各自ご準備ください。

要件事実の基礎については，主に「第４版　要件事実論 30 講」（弘文堂）を参考に解説を行いますが，書籍をご準備いただく必要はありません。

【成績評価】

成績については，平常点(発言・コメント，受講態度)10 点，小テスト 40 点，学期末試験 50 点の割合です。

【各回の内容】

第１回　要件事実の基礎（１）要件事実の概念，主張立証責任の分配，弁論主義と要件事実の関係
第２回　要件事実の基礎（２）規範的要件，立証の困難性の軽減方策，要件事実一般の問題点
第３回　売買契約に基づく代金支払請求訴訟及び目的物引渡請求訴訟
第４回　貸金返還請求訴訟及び保証債務履行請求訴訟
第５回　問題研究１
第６回　所有権に基づく不動産明渡請求訴訟
第７回　不動産登記手続請求訴訟
第８回　問題研究２
第９回　賃貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求訴訟
第 10 回　動産引渡請求訴訟、債権者代位訴訟
第 11 回　小テスト
第 12 回　問題研究３
第 13 回　譲受債権請求訴訟
第 14 回　請負関係訴訟
第 15 回　問題研究４

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
刑事実務基礎	２年次	必修科目	後期	木曜・５時限	小林　俊彦 遠藤　直也 岡本　大地

【科目のねらい】

主として刑法上の犯罪について、具体的事例を用いて、抽象的に定められている法律要件が充足されるために当該事例においてはどのような事実が必要であるのか、また、その事実の存在を立証するためにはどのような証拠を用いることが考えられるかを発見する能力を、議論によって高めることを目的とする。同一の事案について、自己の立場から主張を行う検察官、弁護人と、事実認定を行う裁判官のそれぞれの立場から検討を行うことにより、訴訟の進行に応じて三者の各立場がとるべき行動（訴訟活動）の内容を具体的に判断する能力を養う。

【授業の方法等】

本授業は、対面形式で実施する。

事前に刑事第一審公判手続を傍聴させ、レポートを提出させる（前期オリエンテーションにおいて、課題を配布するので、第１回授業までにレポートを作成し、授業に持参すること。）。

【教材等】

事件記録教材等

【成績評価】

教員との応答や討論での発言、課題として作成する書面及び学期末試験を総合し、刑事手続の各段階で、何を、どのような根拠で行うべきかを、どれだけ理解しているかを基準にして評価する。（評価の比重は、平常点 30%（公判傍聴のレポートの評価を含む。）、事件記録等に基づく在宅レポート起案 20%、学期末試験 50%←平常点の比重が重いことに留意。）

【各回の内容】

第１回　捜査手続の概要、勾留請求前の捜査〔小林〕

具体的な事件の捜査手続きの全体の流れが描かれている DVD を視聴して捜査手続の概要についての理解を図り、具体的事件を素材にした事件記録教材を使用して勾留請求前の捜査について検討する。

第２回　勾留請求の要否⑴、勾留請求後の捜査⑴〔小林〕

具体的事件を素材にした事件記録教材を使用して、勾留請求の要否及び勾留請求後の捜査の内容等について検討・討議する。

第３回　勾留請求後の捜査⑵、勾留期間延長後の捜査⑴〔小林〕

具体的事件をを素材にした事件記録教材を使用して、勾留請求後の捜査の内容及び勾留期間延長後の捜査の内容等について検討・討議する。

第４回　勾留請求の要否⑵、勾留期間延長後の捜査⑵、終局処分〔小林〕

予め勾留請求の要否についての起案課題（第１回在宅レポート）について書面を提出させ、その起案課題に対する講評を行う。また、具体的事件を素材にした事件記録教材を使用して、勾留期間延長後の捜査の内容及び終局処分について検討・討議する。

第５回　弁護人接見〔弁護〕

具体的事件を素材として、被疑者段階における弁護人接見の意義を理解するとともに、実務において弁護人が接見の際に行っている援助内容や接見を巡って生じる諸問題について理解することを目的とする。

第６回　勾留・保釈〔弁護〕

具体的事件を素材として、勾留による身体拘束からの解放に関わる諸手続を理解するとともに、実務上問題となる要件について理解することを目的とする。

第７回　ケース・セオリーの構築〔弁護〕

具体的事件を素材として、弁護人の証拠収集活動を検討するとともに、公判段階における弁護活動の指針となる「ケース・セオリー」の意義や構築方法につき理解することを目的とする。

第８回　第１回公判期日前の準備、証拠から事実を認定する方法〔小林〕

具体的な事件を素材にした事件記録教材を使用して、検察官の第１回公判期日前の準備（証拠取調べ請求を行う証拠の選別、弁護人からの証拠意見に対する対応等）及び証拠から事実を認定する方法等について検討・討議する。

第９回　証拠請求に対する対応〔弁護〕

具体的事件をを素材として、検察官請求証拠（特に伝聞証拠）に対する対応について議論する。

第 10 回　証人尋問①〔弁護〕

具体的事件を素材として、主尋問及び反対尋問を行う際の着眼点を検討した上で、模擬尋問の準備を行ってもらう。

第 11 回　証人尋問②〔弁護〕

第 10 回に引き続き、学生に模擬尋問を行ってもらう。

第 12 回　冒頭陳述、論告〔小林〕

具体的な事件を素材とした事件記録教材を使用して、検察官の冒頭陳述及び論告において、どのような事項をどのように主張するかなどについて検討・討議する。

第 13 回　冒頭陳述、最終弁論〔弁護〕

公判における冒頭陳述、主尋問、反対尋問、最終弁論の役割を理解するとともに、最終弁論の実例を素材として弁護人の最終弁論の在り方を具体的に検討する。

第 14 回　判決〔小林〕

予め判決書の要旨についての起案課題（第２回在宅レポート）について書面を提出させ、その起案課題に対する講評を行い、証拠から事実を認定する方法等についての振り返りを行う。

第 15 回　公判前整理手続〔弁護〕

公判前整理手続の概観を理解すると共に、具体的事例に基づき、弁護人の立場から同手続で行うべき活動の内容や留意点を検討・討議する。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
法曹倫理	３年次	必修科目	前期	月曜・５時限	小林俊彦 田部井宏明 牧野宏信 駒谷孝雄

【科目のねらい】

実務家として活動するには，法律学の知識があるだけでは不十分である。また，依頼者の利益を図るだけでも足りない。倫理的な廉直さ，公正さ，対社会的責任に立脚した説明能力などが必要である。その中心部分は，現実に実務を行いながら身につけるしかないが，そのための予行演習的なトレイニングとして，実務家による授業，討論を行い，問題となる事例を学ぶことが，その準備として適切である。

【授業の方法等】

本授業は，対面形式で実施する。

【教材等】

追って指示する。

【成績評価】

４人の担当教員が，それぞれ平常点（出席・発言状況・受講態度）４０点，学期末試験６０点の割合で採点し，それを担当回数の比率に対応させて合算したものを最終評価とする。

【各回の内容】　※各回の講義内容については，順番を変更する可能性がある。

第１回　裁判官の倫理（１）（駒谷）

司法の機能・作用（例えば民事裁判・刑事裁判の目的など）を討議し，これに携わる法曹，特に裁判官の果たすべき役割を，国家と国民の双方の視点で検討する。

第２回　裁判官の倫理（２）（駒谷）

我が国の裁判官制度を比較法的，歴史的に考察するとともに，裁判官に求められる倫理と資質・能力の特色について検討する。この回は，主として裁判官の独立性及び廉潔性について討議する。

第３回　裁判官の倫理（３）（駒谷）

裁判官の中立性，公平性の意義を理解し，裁判官が自己の担当する事件や当事者との関係などにおいて，どの様にあるべきかを討議する。

第４回　裁判官の倫理（４）（駒谷）

国民の司法に対する信頼の要請と裁判官の市民的自由の必要性を理解し，裁判官の市民的自由の限界及び品位の保持，服務規律について，裁判例などを参考に討議する。

第５回　検察官の倫理（１）（小林）

我が国の刑事司法過程における検察の役割を採り上げ，我が国の検察制度の特徴とその沿革，事件関係者・関係機関等に対する検察権行使の在り方等について，講義・討論を行うことにより，理解・考察を深める。

第６回　検察官の倫理（２）（小林）

警察と検察官の関係，検察官の公益性と職責の範囲，検察官の公益性・中立性と被害者感情への配慮等について，講義・討論を行うことにより，理解・考察を深める。

第７回　検察官の倫理（３）（小林）

再審無罪事件等と再発防止策，検察改革と検察の理念等について，講義・討論を行うことにより，理解・考察を深める。

第８回　弁護士の倫理（１）（田部井）

弁護士自治，懲戒制度に関する解説を行い，弁護士職務基本規程のうち，主に基本倫理，利益相反に関する問題について検討する。

第９回　弁護士の倫理（２）（牧野）

刑事事件における基本的な弁護活動の流れと刑事弁護人の役割について学ぶ。

第10回　弁護士の倫理（３）（田部井）

利益相反（続き），守秘義務，報酬に関する問題について検討する。

第 11 回　弁護士の倫理（４）（牧野）

刑事事件における具体的な弁護活動のあり方（誠実義務，刑事弁護の心構え，接見の確保と身体拘束からの解放，防御権の説明等）について検討する。

第 12 回　弁護士の倫理（５）（田部井）

事件の受任過程，処理過程，処理終了時における問題について検討する。

第 13 回　弁護士の倫理（６）（牧野）

刑事弁護における国選弁護人の倫理，依頼者等との関係について検討する。

第 14 回　弁護士の倫理（７）（田部井）

共同事務所・弁護士法人における問題，相手方・他の弁護士等との関係における問題について検討する。

第 15 回　弁護士の倫理（８）（牧野）

弁護士に対する懲戒処分などに基づき，弁護士としてのあるべき姿について検討する。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
エクスターンシップ	３年次	必修科目	前期	前期・集中	後藤弘子・鶴ヶ野翔麻・島田直樹・野口泰三

【科目のねらい】

担当弁護士の指導のもと，法廷における弁護活動に立ち会うのはもちろんのこと，法律事務所において膨大な事件記録に目を通したり，担当弁護士と依頼者・相談者との面談の場に同席したりする。場合によっては，担当弁護士の参加されている活動（勉強会や，弁護士会での委員会活動など）にも参加する。これらの体験を通じて，法の素人の語る内容から法的関連性のある事実を抽出し，法律家として当該問題の法的解決の可能性とそのために必要な手続を考える機会を得るとともに，弁護士の活動の多様性を体感し，さらには依頼者・相談者をはじめとする様々な人々と良好なコミュニケーションをもつために必要な姿勢を実地で学ぶことが，本科目のねらいである。

【授業の方法等】

事前指導において注意事項などを確認した後，千葉県弁護士会所属の担当弁護士の法律事務所に赴き，２週間を目安として実習を行う。

【成績評価】

下記の A)と B）とを合計して，最終評価（100 点満点）とする。

A）実習時の態度・能力を見て，担当弁護士が「法律学上の評価」（25 点満点）および「その他，事案の理解・対人関係などの評価」（25 点満点）を評価する。任意でコメントが書き加えられることもある。

B）学生は，以下の形式でレポートを書いて担当教員に提出する（50 点満点）。

1）日誌部分（実習内容について記述する）

2）総括部分として，「法学的側面について学んだこと」，「人間的側面について体験し考えたこと」，「全体的感想」に分けて記述する。

A）B）いずれについても，法律学上の能力・成果のみならず，依頼者・相談者の心情・苦境への理解，コミュニケーション力，社会人としての常識なども，評価の対象となる。

【科目の内容】

事前指導（６月中旬に実施予定）

教室において，科目の意図および実習の実施方法を説明し，守秘義務を含めて現場において配慮すべき事項につき注意を促す。なお，２年次必修科目のうち２科目を超える科目の単位が未修得の学生は，個別面接あるいはこれまでの成績を考慮して，本科目の履修を認めないことがある。

実習（７月上旬から実施。実施時期は担当弁護士により異なる）

担当弁護士の法律事務所において，担当弁護士の指導のもと，２週間を目安として実習を行う。

中間報告会（７月下旬に実施予定）

最終報告会（９月下旬に実施予定）

実習に参加したすべての学生が集合した授業において，学生が実習中に見聞したいくつかの実例を，匿名化を施したうえで発表する。そして，担当教員の指導のもと，参加者全員が，その事例を自分が担当したならば取っただろう処理を考え，討論する。その後，担当教員による講評を行う。

科　目　名	年　次	区　分	期	担　当　教　員
刑事模擬裁判	３年次	必修科目	前期集中	小林俊彦 遠藤直也 岡本大地 島田　環

【科目のねらい】

本授業では，模擬裁判を通じて，刑事公判手続全般の理解を深めることを目的とする。具体的には，模擬裁判記録を用いて公判前整理手続に関するレポート作成を行うほか，学生が裁判官役・検察官役・弁護人役を担当して公判前整理手続の一部及び公判手続の実演を行うことにより，訴訟手続の基本的知識の理解を深め，証人尋問の技法を習得するとともに，各種訴訟行為の在り方等刑事訴訟実務の運用の理解を深める。

また，刑事事実認定の基本的な視点を理解することを副次的な目的とする。

【授業の方法等】

本授業は，対面式で実施する。

但し，一部授業につき，Moodle に動画ビデオ（動画付き PowerPoint）をアップするオンデマンド型で実施する（詳細は第 1 回の授業で説明する。）。

【教材等】

7 月（予定）以降逐次配布する。

教科書として，司法研修所刑事裁判教官室「プラクティス刑事裁判（平成 30 年版）」（法曹会）を指定する（各自準備すること）。公判前整理手続・模擬裁判の各実演準備において，適宜参照すること。

【成績評価】

事前レポート 20%，模擬裁判における訴訟活動等（模擬裁判の際の発言内容や，提出した冒頭陳述書・論告要旨・弁論要旨及び判決書等の内容等）80%の割合で評価する。評価基準は，刑事公判手続についての理解度とする。

【日程・内容】

日程及び内容の詳細については，別途，「刑事模擬裁判実施要領」を配布する。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
企業法務	３年次	自由選択科目	前期	木曜・２時限	藤池智則 松本亮一

【科目のねらい】

本授業では，現代の企業法務に関連する基本的諸問題について，判例・実務を踏まえて検討し、それを通じて、企業法務に必要な基本的知識を習得するとともに現実の法的問題を解決するために必要な法的思考力を養うことを目的とする。

主な検討対象は，企業活動の中心的存在である株式会社の資金調達方法，統治構造，及び企業組織再編，並びに，企業取引であるが，その他，コンプライアンス，金融取引法，決済サービス関連法等についても対象とする。また，企業法務において重要な個人情報保護法，消費者保護関連法，独禁法，民事訴訟法等についても，授業の中で適宜取り上げる。これにより，実務の一端を垣間見ながら、必要な基本的知識を習得していただく。

また、授業のうち 12 回ほどについては，株式会社及び企業取引に関する事例問題を事前に設定した上で，原則として，担当者を決めてレポートを事前に提出して頂き，これを出発点として講義を進める。事例問題を検討してレポートを作成する中で，問題解決のための法的思考の方法、着眼点及び説得の技術を身に着けるとともに，書面作成力を向上させることを期する。

【授業の方法等】

本年度の本授業は，原則として,対面授業とする。講義は，随時対話を取り入れる方式によって進行する。また，事例問題の検討に関しては，授業の前に，レポート担当者がレポートを作成して提出する。各自，授業修了後，提出されたレポートについて，講義内容を踏まえて，再検討することが求められる。

【教材等】

江頭憲治郎「株式会社法第８版」
会社法判例百選（第４版）
商法（総則・商行為）判例百選（第５版）等

【成績評価】

発言討議 10%，レポート 30%，学期末試験 60%を考慮して行う。

【各回の内容】

第１回　株式会社等の設立と株式制度に関する事例研究（4 月 6 日）

企業活動の主体として，株式会社，投資法人等の各種法人，投資事業有限責任組合等の各種組合，事業信託等について比較しつつ概説した上で，合弁会社等の設立を巡る諸問題について検討する。

また，株式制度に関する事例問題を通じて，株式に関する実務上の諸問題を検討する。

第２回　株式会社の資金調達制度に関する事例研究（１）（4 月 13 日）

募集株式の発行，新株予約権の発行，社債の発行等の株式会社の資金調達制度における事例問題を通じて，株式会社の資金調達制度に関する実務上の諸問題を検討する。

第３回　株式会社の資金調達制度に関する事例研究（２）（4 月 20 日）

資金調達方法のみならず買収防衛策としての機能を有する募集株式・新株予約権の発行について，近時の裁判例を踏まえて，事例問題を通じて，実務上の諸問題を検討する。必要に応じて，金融商品取引法・金融商品販売法等の各種規制についても概説する。

第４回　株式会社の統治構造に関する事例研究（１）（4 月 27 日）

主として，大規模会社を念頭においた事例問題を通じて，株式会社の統治構造に関する実務上の諸問題を検討する。併せて，株主総会対策，会社法上求められる内部管理体制（リスク管理体制，コンプライアンス体制，内部通報制度を含む），及び，金融商品取引法の下で上場会社に求められる内部統制システムやコーポレートガバナンスコード等についても概説する。

第５回　株式会社の統治構造に関する事例研究（２）（5 月 11 日）

主として中小規模会社を念頭においた事例問題を通じて，株式会社の統治構造に関する実務上の諸問題を検討する。併せて，上場前のベンチャー企業に対して投資するベンチャー・キャピタルの役割及び投資契約の機能，並びに，オーナー企業における事業承継の問題等についても概説する。

第６回　株式会社の統治構造に関する事例研究（３）（5 月 18 日）

株式会社における統治構造に関する総合的な事例問題を通じて，株式会社の統治構造の実務上の

諸問題について解説する。併せて，監査等委員会設置会社などの統治機構の変容についても概説する。

第７回　企業の組織再編に関する事例研究（１）（5 月 25 日）

Ｍ＆Ａ取引を巡る最新の判例を踏まえた事例問題を通じて，企業組織再編に関する実務上の諸問題を検討する。併せて，独占禁止法上の規制，契約実務及び法的デューディリジェンスの実務についても概説する。

第８回　企業の組織再編に関する事例研究（２）（6 月 1 日）

株式譲渡，合併，事業譲渡，株式交換・株式移転，会社分割等の株式会社の組織再編に関連する事例問題を通じて，各組織再編取引の特徴と利用場面について検討する。

第９回　企業法務に関する総合事例研究（１）（6 月 15 日）

株式会社の資金調達，統治構造，組織再編，商法総則・商行為法等に関する総合的な事例研究を通じて，株式会社法全体の構造を再確認するとともに，企業法務における各種商行為の類型や関連する法令に関して概説する。

第 10 回　企業法務に関する総合事例研究（２）（6 月 22 日）

株式会社の資金調達，統治構造，組織再編，商法総則・商行為法等に関する総合的な事例研究を通じて，株式会社法全体の構造を再確認するとともに，企業法務における各種商行為の類型や関連する法令に関して概説する。

第 11 回　企業法務に関する総合事例研究（３）（6 月 29 日）

株式会社の資金調達，統治構造，組織再編，商法総則・商行為法等に関する総合的な事例研究を通じて，株式会社法全体の構造を再確認するとともに，企業法務における各種商行為の類型や関連する法令に関して概説する。

第 12 回　企業法務に関する総合事例研究（４）（7 月 6 日）

株式会社の資金調達，統治構造，組織再編，商法総則・商行為法等に関する総合的な事例研究を通じて，株式会社法全体の構造を再確認するとともに，企業法務における各種商行為の類型や関連する法令に関して概説する。

第 13 回　企業のコンプライアンス（7 月 13 日）

企業におけるコンプライアンス態勢について概説するとともに，反社会的勢力，ハラスメント，不祥事等のコンプライアンス上の問題に対する具体的対応について検討する。

第 14 回　金融規制法と決済サービス（7 月 20 日）

銀行法，金融商品取引法等の金融規制法に関する基本構造を概説した上で，銀行の為替業務について解説するとともに電子マネー，資金移動業，収納代行等の各種決済サービスについて概観する。

第 15 回　金融取引法と民法改正（7 月 27 日）

銀行等の金融機関が行う預金業務及び融資業務に関して，近時の債権法改正を踏まえて，それらの実務運用・関連する諸問題における法解釈について，解説する。

回数	月日	講師名	形式	主たる内容
1	4 月　6 日	藤　池	事例研究①（レポートなし）	企業主体・設立
2	4 月　13 日	松　本	事例研究②	資金調達
3	4 月　20 日	藤　池	事例研究③	資金調達
4	4 月　27 日	松　本	事例研究④	統治構造
5	5 月　11 日	松　本	事例研究⑤	統治構造
6	5 月　18 日	松　本	事例研究⑥	統治構造
7	5 月　25 日	松　本	事例研究⑦	企業再編
8	6 月　1 日	藤　池	事例研究⑧	企業再編
9	6 月　15 日	松　本	事例研究⑨	企業法務の総合問題
10	6 月　22 日	松　本	事例研究⑩	企業法務の総合問題
11	6 月　29 日	松　本	事例研究⑪	企業法務の総合問題
12	7 月　6 日	藤　池	事例研究⑫	企業法務の総合問題
13	7 月　13 日	藤　池	講義形式①	コンプライアンス
14	7 月　20 日	藤　池	講義形式②	金融規制法と決済サービス
15	7 月　27 日	松　本	講義形式③	金融取引法

※　担当講師は、事情により変更する場合がある。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
刑事法総合演習	３年次	自由選択科目	前期	木曜・４時限	小林俊彦 西貝吉晃

【科目のねらい】

刑法及び刑事訴訟法の基本的学識を有していることを前提として，法律実務家になるために必要な刑法及び刑事訴訟法に関する事案分析能力，法解釈・適用能力，論理的思考力，論述能力等を養うことを目的とする。

【授業の方法等】

比較的長文の事例を提示し，その事案の全体像を俯瞰して実務上問題になる点及びその問題の程度を分析してその問題の程度に応じた分量の論述を行い，また，その問題点を法的に解決するために重要な具体的な事実を抽出してその事実が法的解決のためにどのような理由で積極，消極の判断に働くのかについて説得的な論述を行い，さらに，論理的な一貫性を保ちつつ実務家として妥当な結論を導くという観点から，事例の検討及び討論等を行う。

本授業は対面式で実施する。

【教材等】

追って指示する。

【成績評価】

即日起案・レポート(70%)，平常点(30%)の割合で評価する。平常点は，授業時間における発言(内容の当否及び積極性)と欠席・遅刻の有無とを総合して評価する。

【各回の内容】

第1回　刑法に関する事例の問題検討〔小林〕

①窃盗罪と詐欺罪の区別，②窃盗罪の客体の財物性，③事後強盗と共犯等が問題になる事例について検討する。

第2回　刑法に関する事例の問題検討〔小林〕

①過失犯の成否，②正当防衛の成否，③緊急避難の成否等が問題になる事例について検討する。

第3回　刑法に関する事例の問題検討〔小林〕

①強盗罪の「暴行・脅迫」の程度及び判断基準，②承継的共同正犯の成否等が問題になる事例について検討する。

第4回　刑法に関する事例の問題検討〔小林〕

①共謀共同正犯の成否，②共犯関係の解消，③強盗利得罪の「財産上の利益」の該当性等が問題になる事例について検討する。

第5回　刑事訴訟法に関する事例の問題検討〔小林〕

ICレコーダー等を使用して会話を録音した捜査の適否等が問題になる事例について検討する。

第6回　検討対象行為の抽出及び分析の手法～一連の行為論〔西貝〕

検討対象行為を複数特定しながら，その行為間の関係を考えていかないと，実体法上の分析が難しい事案がある。同様の目的に基づいて複数の行為があるように見える場合には，それらをまとめて一連の行為として取り扱った方がよい場合もあり，そうすると，一連の行為というための基準が問題となる。第6回においては，刑法総論の横断的な理解が求められるいくつかの判例を素材として，実務の考え方の片鱗を学ぶ。

第7回　刑事訴訟法に関する事例の問題検討〔小林〕

①自白法則，②違法収集証拠の証拠能力の基準及派生証拠の証拠能力の基準等が問題になる事例について検討する。

第8回　検討対象行為の抽出及び分析の手法～一連の行為論②〔西貝〕

第6回の続きであり，第6回で学んだ基礎知識を応用できるようになることを目指す。必要に応じて，事前にレポート課題を課すことにより，頭の中の整理をしてもらいつつ，複雑な事案に対する対処方法についてディスカッションする。

第9回　刑事訴訟法に関する事例の問題検討〔小林〕

①現場への留め置きの適否，②接見指定の可否・限界等が問題になる事例について検討する。

第 10 回　刑事訴訟法に関する事例の問題検討〔小林〕

①準現行犯逮捕の要件該当性，②刑訴法220条1項2号の「逮捕の現場」の意義等が問題になる事例に

ついて検討する。

第 11 回　刑事訴訟法に関する事例の問題検討〔小林〕

①伝聞証拠該当性，②実況見分調書の現場指示と現場供述，③刑訴法328条で許容される証拠の範囲等が問題になる事例について検討する。

第 12 回　刑事訴訟法に関する事例の問題検討〔小林〕

①刑訴法111条1項の「必要な処分」として許容される限界，②「場所」に対する令状によって捜索できる範囲等が問題になる事例について検討する。

第 13 回　罪数判断の検討①〔西貝〕

刑事実体法パートにおいては，処断刑の範囲を決めるのに重要な判断である罪数判断に慣れてもらう。前半に罪数判断（法条競合，包括一罪，科刑上一罪（牽連犯，観念的競合），併合罪）の取扱いについて解説する。後半で『判例刑法総論』の罪数の部分に記載されている判例の理解を質疑応答を交えて確認する。

第 14 回　刑法又は刑事訴訟法に関する事例の問題検討（即日起案）〔小林〕

第1～5，7，9～12回の授業で取り上げた刑法又は刑事訴訟法の問題点を含む事例について即日起案をさせる。

第 15 回　罪数判断の検討②〔西貝〕

第 13 回で学んだ基礎知識を応用できるようになることを目指す。様々な事案類型についての罪数判断が問題となる事案（事案自体は長くない）を事前に配布するので，それに対して，結論と結論を導く理由を回答してもらい，ディスカッションを行う。事前にレポート課題として提出してもらう可能性がある。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
法律実務総合演習	３年次	自由選択科目	後期	水曜・５限	島田直樹

【科目のねらい】

この講座は，２年次までに学習した要件事実に関する基礎的理解を前提として，問題を実際に解くことにより，要件事実を復習し，理解を深めることを主眼とするものです。

法律実務においては，当事者の主張を要件事実的に整理したうえで，訴訟物の選択，主張の展開をしていく必要があります。そこで，本講座では，講座の最初に「第４版　要件事実論３０講」（弘文堂）の設問について起案を行い，当事者の主張を要件事実的に整理してもらったうえで，それぞれの要件事実について必要な検討・解説を加えていきます。

【授業の方法等】

授業内において問題演習を行ったうえで，解説・学生への質問により行います。

本授業は，対面形式で実施することを予定していますが，新型コロナウイルスの感染状況によっては，解説部分につき Moodle にリンク先をアップし，同時双方向型オンラインで実施します。

【教材等】

「第４版　要件事実論３０講」（弘文堂）を使用します。

【成績評価】

成績については，平常点（発言・コメント，受講態度）10 点，レポート 30 点，起案演習 60 点の割合となります。

【各回の内容】

第１回　　売買（１）
第２回　　売買（２）
第３回　　消費貸借
第４回　　準消費貸借
第５回　　賃貸借（１）
第６回　　賃貸借（２）
第７回　　賃貸借（３）
第８回　　代理（１）
第９回　　代理（２）
第 10 回　　物権的請求権
第 11 回　　時効取得
第 12 回　　不動産物権変動
第 13 回　　債権譲渡（１）
第 14 回　　債権譲渡（２）
第 15 回　　起案演習

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
千葉県下の弁護士実務の現状と諸課題	２・３年次	自由選択科目	前期	金曜・５時限	島田直樹ほか

【科目のねらい】

弁護士業務一般のほか，民事介入暴力，少年事件，倒産処理，労働問題，医療問題，消費者問題，被害者問題の各専門分野について，千葉県内で当該分野につき積極的に活動をしている弁護士が，実務の現状及び諸問題につき講義を行う。これにより具体的かつ実践的な事件処理方法につき理解を深めるとともに，実務の現場における諸問題につき知識及び問題意識を養うことを目的とする。

併せて，基本科目等で学んだ知識の活かし方，実務家としての心構え等を会得する。

【授業の方法等】

専門分野ごとの担当講師が，実務上実際に行われている事件処理や問題点等につき，対面形式で実施することを予定していますが，新型コロナウイルスの感染状況によっては，Moodle に動画付き PowerPoint をアップし，オンデマンド型で実施します

【教材等】

教科書は指定しない。

担当講師ごとに，レジュメ等を配布する。

【成績評価】

平常点（発言・コメント，受講態度）20 点，レポート 20 点，学期末試験 60 点

【各回の内容】

第１回　民事介入暴力
　　担当講師：大塚功

第２回　消費者問題
　　担当講師：上杉浩介

第３回　倒産処理
　　担当講師：宮本勇人

第４回　労働問題
　　担当講師：戸田哲

第５回　医療問題
　　担当講師：岡田知也

第６回　少年事件
　　担当講師：中溝明子

第７回　被害者問題
　　担当講師：柳原悠介

第８回　弁護士業務一般
　　担当講師：島田直樹

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担 当 教 員
法哲学	１・２・３年次	選択必修科目２	前期	火曜・３時限	川瀬貴之

【科目のねらい】

法科大学院の学習においては，実定法の妥当性を前提とし，その解釈を丹念に辿るという態度が重要である。しかし，法哲学は実定法の妥当性が自明であるとは考えない。それは、法とはそもそも何であるのか，法がめざすべき正義とはどのようなものなのかについて、常識にとらわれることなく、その根源や本質にさかのぼることを目的とする。そのためには、実定法の知識や解釈技術だけでなく哲学的な思考力を身に付けることが不可欠である。本科目は，法曹志望者の法哲学的問題関心を喚起し，法哲学的思考力を養うことを目指したい。

【授業の方法等】

毎回レジュメを用いて基礎的な知識に関する講義を行ったうえで，受講者とのディスカッションを通して法哲学の幅広い問題に関する理解を深めていく。

【教材等】

教科書は特に指定せずレジュメを用いて講義を進める。参考書については必要に応じて講義の中で紹介する。

【成績評価】

法哲学は知識を暗記する科目ではなく，自分の頭を使って法哲学的な考察を行っていくことに何よりも重点が置かれる科目である。基本的には，毎回の講義への積極的な参加（平常点）（40%）及び学期末試験（60%）をもとに評価を行うが，いずれにおいても，真剣に法哲学的に考えようとする姿勢を重視する。

【各回の内容】

第１回　法の概念～法と，タブー・暴力団の命令などとは，何が違うのか？
第２回　権利の概念～権利は何のためにあるのか，それと対比されるものは何か？
第３回　悪法問題～道徳に反する法は，法といえるのか？
第４回　自然法論と法実証主義～法は人が作るものなのか，それとも自然にある正義によるものなのか？
第５回　正義論概説～正しいとは何か，それと対比されるものは何か？
第６回　価値相対主義～正しさは，個人の好みの問題か，それとも客観的なものなのか？
第７回　功利主義～社会全体の幸福を増進するとは，どのような意味か？
第８回　自由主義～我々はどのようなときに自由なのか，自由を尊重する社会とはどのようなものか？
第９回　平等主義・共同体主義～平等とはどのような意味か，自由を可能にする共同体の基礎とは？
第 10 回　リアリズム法学・批判法学～裁判は，本当に教科書に書いてある方法で実践されているのか？法解釈に絶対的な正しさはあるのか？
第 11 回　生命倫理～命の価値は，どこにあるのか。どうすれば，それを尊重したことになるのか？
第 12 回　多文化主義～民族・宗教・文化が多様な社会を，安定的に運営するにはどうすればよいか？
第 13 回　フェミニズム～多様な性のあり方の間で，公平性を保つにはどうすべきか？
第 14 回　法と経済学～法や道徳など，規範の力は，お金や効率性の前には無力なのか？
第 15 回　法と科学技術～科学の正しさと法の正しさの違い，その伝達による共有の可能性と限界はどこにあるのか？

第 10 回までの内容は、法哲学にとって必須のものであるので必ず取り上げるが、第 11 回以降の内容は、受講者の希望に応じて選択的に取り上げる。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
法制史	１・２・３年次	選択必修科目２	前期	火曜・４限	坂井大輔

【科目のねらい】

本科目のテーマは、大日本帝国憲法の制定と憲法解釈学の展開である。今日の日本において施行されている様々な法、およびそれらを対象とする法学は、一朝一夕に出来上がったものでは決してなく、近代化の過程で漸進的に整備され、発展してきたものであることは周知の事実であろう。本講義では、特に憲法について、その制定の経緯を振り返りながら、併せて過去の法学者たちがどのような時代状況と直面しながら法解釈を発展させてきたのかを検討する。

【授業の方法等】

この講義は、moodle を用いたオンデマンド型メディア授業として実施する。開講時刻(火曜日 14 時 30 分)までに、moodle 上に授業音声(mp3)と資料(pdf)をアップロードするので、履修者は各自それらをダウンロードし、聴取すること。また、毎回 moodle 上に課題提出コーナーを設け、疑問点・批評・感想・コメント等を提出してもらう。次回授業の冒頭で 30～40 分程度の時間を取り、寄せられたコメントに対してリプライする。コメントシートの提出締切は授業を実施した週の土曜日午前 10 時とし、提出をもって出席と見なす。

【教材等】

教科書：なし。

参考書：大野達司・森元拓・吉永圭『近代法思想史入門』法律文化社，2016 年

伊藤博文(宮沢俊義校註)『憲法義解』岩波文庫、2019 年

その他の参考文献については、講義の中で紹介する。

【成績評価】

平常点（コメントシート提出状況・記載内容）40%　学期末レポート　60%

【各回の内容】

第１回　明治維新

明治維新期に日本社会にもたらされた変化を概観する。また、幕末・維新期に西洋法と接触した日本人が、それをどのように受容しようとしたのかを検討する。

第２回　大日本帝国憲法制定前史

憲法制定に向けた明治政府の活動を、主として政治的側面から検討する。明治 14 年政変の背景にいかなる憲法構想の差異があったかを検討する。

第３回　大日本帝国憲法の制定

憲法制定の経緯について概観する。伊藤博文の憲法調査、井上毅の活動などを取り上げる。

第４回　憲法学の誕生

憲法学者の育成もまた、憲法制定のために必要な準備のひとつであった。この点を穂積八束を題材として論じる。

第５回　穂積八束の憲法学(1) 民法典論争

民法典論争に関与した穂積八束が、論争を通じて自己の憲法解釈をいかにして形成したのかを、「民法出テゝ忠孝亡フ」を題材として検討する。

第６回　穂積八束の憲法学(2) 国体論

穂積八束が確立した大日本帝国憲法の解釈論のうち、国体論および道徳教育論に関する部分に焦点を当てて紹介・検討する。

第７回　穂積八束の憲法学(3) 政体論

穂積八束が確立した大日本帝国憲法の解釈論のうち、政体論に関する部分に焦点を当てて紹介・検討する。

第８回　上杉・美濃部論争

明治末年に上杉慎吉と美濃部達吉との間で争われた憲法学上の論争について紹介し、そこで展開された両者の主張について検討する。

第９回　上杉慎吉の憲法学(1)　穂積八束の継承

大正期以降の上杉慎吉が、穂積八束の学説をどのように継承したのか、検討する。

第 10 回　上杉慎吉の憲法学(2)　国体論

大正中期以降に提唱された上杉独自の国体論について検討する。大正デモクラシーと言われる時代思潮と上杉の理論との関係性を探る。

第 11 回　筧克彦の憲法学(1)　神ながらの道

美濃部と並ぶ機関説の旗手として期待されていた筧克彦が、独自の古神道体系を構築するに至った過程を振り返る。

第 12 回　筧克彦の憲法学(2)　日本体操(やまとばたらき)

筧克彦が考案した日本体操(やまとばたらき)について紹介する。この体操がいかなる意味で憲法学たり得るのかについて検討する。

第 13 回　美濃部達吉の憲法学(1)　天皇機関説

美濃部達吉の「天皇機関説」が、当時の憲法学の潮流の中でいかなる位置を占めるものであったか，穂積八束・上杉慎吉との比較を通じて明らかにする。

第 14 回　美濃部達吉の憲法学(2)　天皇機関説事件

言論弾圧事件として知られる天皇機関説事件について、当時の政治状況や彼自身の学説との関連において検討する。

第 15 回　総括

明治期以降の憲法制定史および憲法学史が、今日の憲法に対してどれほどの影響力を有しているのかを考える。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担 当 教 員
法社会学	１・２・３年次	選択必修科目２	後期	木曜・３時限	佐伯昌彦

【科目のねらい】

本講義では，様々な社会科学の知見をも踏まえつつ，法律の実際の作動過程や社会で果たしている役割について理解を深めることを目標とする。規範としての法ではなく，事実として存在する法の実態を意識し，そのことを将来の法律家としてどのように捉えるべきかについて自覚的に考える姿勢を身に着けてもらいたい。また，科学的な知見を，法の実践的な場面においてどのように位置づけていくべきかという問題も扱う。

【授業の方法等】

原則として対面式で講義を実施するが，感染状況によってはオンデマンド型メディア授業に切り替えることもあり得る（その場合は，Moodle 上に動画をアップするので，それを次回講義日までに視聴してもらう）。

なお，授業は基本的に講義形式で行うが，必要に応じて若干の対話形式を取り込むことがある。なお，対話形式を取り入れる主たる目的は，法の実際の作動や機能，あるいはそれを探求する方法について思考すること，および，講義内容を咀嚼し，それを自らの視点として取り込み，活用することを促すことにある。

【教材等】

特に教科書は指定しない。参考となる文献については講義の中で適宜紹介するが，さしあたり，以下の文献は，講義全般の内容に深く関わる。

飯田高，法と社会科学をつなぐ，有斐閣，2016

村山眞維・濱野亮，法社会学[第３版]，有斐閣，2019

【成績評価】

学期末における筆記試験と平常点により評価する。配点の割合は，前者が 70%，後者が 30%である。

なお，平常点は，対面式で行っている場合には，授業中の受講姿勢およびこちらからの質問に対する回答をもとに評価を行う。オンデマンド型メディア授業を行う場合，その期間中はそのような方法で評価ができないため，必要に応じてリアクションペーパーを課題として用意し，その内容をもとに平常点を評価することがある。

【各回の内容】

第１回　序論：法社会学の課題・方法

法社会学という学問分野の特徴や，その目的・課題について講義する。また，法社会学において用いられている実証的研究の方法，およびその特徴についても，その概要を学ぶ。

第２回　民事司法過程（１）紛争

紛争の展開過程を中心に学習する。法的な観点による整理を行うのではなく，紛争がどのような現象であるのかを理解したうえで，そのことを前提とした法律家の役割についても考察を深める。

第３回　民事司法過程（２）紛争解決

多様な紛争解決の在り方について紹介し，そのうえで司法的な解決の位置づけについて理解を深める。

第４回　民事司法過程（３）司法アクセス（１）

紛争当事者の法サービスへのアクセスの過程，ならびに司法過疎問題等のアクセス障害について学ぶ。

第５回　民事司法過程（４）司法アクセス（２）

前回に引き続き，司法アクセスの問題を扱う。特に，弁護士への様々なアクセス経路や，アクセス障害の改善方策等について学ぶ。

第６回　民事司法過程（５）訴訟利用

紛争当事者による裁判利用行動について学ぶ。また，日本における訴訟件数の少なさを説明する諸仮説についても紹介する。

第７回　民事司法過程（６）民事裁判の経験

訴訟利用当事者にとって民事裁判がどのような経験であるのか，訴訟利用者を対象とした実証研究にも依拠しながら検討し，法律家の役割について考える。

第８回　刑事司法過程（１）暗数とディヴァージョン

公的機関に認知されない犯罪の発生原因について学習する。また，公的機関に認知された犯罪がどのように処理されているかについて，その概観と近時の動向について学ぶ。

第９回　刑事司法過程（２）刑事裁判①

刑事裁判や裁判員裁判の実態について学ぶ。

第１０回　刑事司法過程（３）刑事裁判②・刑事弁護

前回に続き，刑事裁判（裁判員裁判を含む）の実態について学ぶ。あわせて，刑事弁護の意義や実態についても学ぶ。

第１１回　刑事司法過程（４）目撃証言や自白に関する心理学の基礎

刑事事件の事実認定に用いられる目撃証言や自白に関する心理学的研究の基礎的な内容について学ぶ。

第１２回　法の動態・形成（１）

政策形成訴訟など，法の動態・形成の問題を扱う。特に，社会内における規範形成過程について中心的に取り扱う。

第１３回　法の動態・形成（２）

前回と同じく，法の動態・形成の問題を扱う。特に，社会内における規範形成過程について中心的に取り扱う。

第１４回　科学と法律（１）立法事実アプローチと科学

法政策，法実務における科学的知見の利活用を重視する立法事実アプローチの考え方を学ぶ。

第１５回　科学と法律（２）科学と法律学の距離

科学と法律学の違いについて考え，法における科学の利用の在り方について考える。また，法律家として科学的諸知見をどのように捉え，どのように法的営為に組み込んでいくのかについて各人での考えを深めることを促す。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
法律英語	１・２・３年次	選択必修科目	後期	水曜・５時限	金原恭子

【科目のねらい】

今日では英語が事実上の世界共通語である。また，国際化（あるいは場合によってはアメリカ化）の波は政治・経済・社会・教育・文化等多分野に及んでおり，種々の状況下での紛争の解決を主要機能とする法の実務・研究において，高度の実践的英語力が必要とされる度合いは極めて高くなっている。このような状況にかんがみ，この授業では英米法の基礎知識を必要に応じて与えながら，特に米国に重点をおいて、判例等の英文法律文献を原語で読み，少しでも法律英語に慣れるよう訓練することが主なねらいである。そして，どのような英文法律資料であっても，抵抗なく自力で読解しようとする姿勢が持てるようになることを最低到達目標としている。

【授業の方法等】

英米法の基礎知識に関しては講義形式の授業となる。それ以外は，学生が毎回事前に配布されていた英文資料を予習し，授業では,理解困難だったところを中心に出席者同士で議論することによって資料の正確な理解に達するような,対話的な授業方法を採りたい。授業の内容・範囲としては，法律英語を学ぶために最小限必要な英米法の基礎知識の獲得及び英文法律資料の精読訓練ということになる。

授業は対面式を予定している。

【教材等】

英米両国（特に米国）の判例集・法律雑誌・書評誌・新聞等から，受講者にとって過度の負担にならない程度の分量の素材を選び,教材として事前に配布する。参考文献として,田中英夫編集代表『英米法辞典』（東京大学出版会・1991 年）。教材の選択に際しては，受講者の関心分野にも配慮したい。

【成績評価】

平常点（出席時の発言状況・受講態度・提出物の提出状況）を概ね 50%，テスト及びそれに関連したレポートを概ね 50%として成績評価を行う。

【備考】

毎回必ず予習し，わからないところがあっても辞書等を活用して粘り強く考える姿勢が不可欠。

【各回の内容】

第１回　はじめに：授業の全体像の提示とミニ英文読解訓練

英語の法律関係文献の読解力向上をめざすこの授業の全体像をまず提示する。実際には英文文献のほとんどは英米法関係の資料であるので，読解に必要な最低限の英米法の基礎知識にも触れておく。

また,第２回目以降の授業の具体的イメージを掴めるよう，第１回の授業時に若干の英文読解を行う予定であるので，受講希望者は事前に第１回授業のための英文資料を査収し，必ず予習しておくこと。

第２回　判例（１）

合衆国憲法は判例憲法として制定以来発展を遂げてきた。ここでは注目度の高い分野の代表的憲法判例を正確に読解する訓練を行う。必要に応じ，ケースブック等で関連判例も参照していく。判例はまず法廷意見から読み始め，時間的余裕があれば個別意見（特に反対意見）も取り上げる。

第３回　判例（２）

前回に引き続き判例を精読する。

第４回　判例（３）

前回に引き続き判例を精読する。

第５回　判例（４）

前回に引き続き判例を精読する。

第６回　判例（５）

前回に引き続き判例を精読する。

第７回　判例（６）

前回に引き続き判例を精読する。

第８回　判例（７）

前回に引き続き判例を精読する。

第９回　判例（８）

前回に引き続き判例を精読する。

第 10 回　判例（９）

前回に引き続き判例を精読する。

第 11 回　判例（10）

第 10 回までの判例読解に関わる学修内容を踏まえたテストを実施する。また，次回提出するレポートの課題を示す。

第 12 回　判例（11）

受講者からレポートの提出を受けた上で，前回のテスト及びレポート課題の解説と講評を行う。

第 13 回　英米の新聞・雑誌の中の法律関連記事（１）

法の第一次資料や専門的な学術的著作以外に，日常多くの人が目にする新聞や雑誌にも法律関連の記事が載ることが少なくない。ここでは英米の代表的新聞や高級雑誌に載ったタイムリーな記事を選んで，より一般的な法律関連の文章を読むことにする。まず１件目の記事を読解する。

なお，記事の長さや難易度により，必ずしも毎回異なる記事を取り上げていくことはできないかもしれないので，第 14 回以降の予定は希望的目安であることに留意されたい。

第 14 回　英米の新聞・雑誌の中の法律関連記事（２）

２件目の記事を読解する。

第 15 回　英米の新聞・雑誌の中の法律関連記事（３）

３件目の記事を読解する。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担 当 教 員
経済学	１・２・３年次	選択必修科目	後期	水曜３・４時限（隔週）	榊原健一

【科目のねらい】

経済学の研究対象は社会における生産・分配・消費である。現代社会においてこれらの行為は主にモノやサービスの交換の場である市場を通じて行われる。本講義ではこの市場に関する重要な概念である「競争市場」と「競争均衡」の意味を，多面的に検討することにより深く理解することを目的とする。

【授業の方法等】

講義による。適宜，宿題を課す。

【教材等】

講義ノートを配布する。参考資料等については適宜指示する。

【成績評価】

平常点（発言状況・宿題等）30%，期末レポート 70%

【各回の内容】

第１回　経済学の視点その１(市場の役割)
第２回　経済学の視点その２(社会契約説)
第３回　日本社会と経済学その１(儒教的視点)
第４回　日本社会と経済学その２(文化的視点)
第５回　競争市場の意味その１(経済的な環境)
第６回　競争市場の意味その２(完全競争)
第７回　合理的な選択その１(順序)
第８回　合理的な選択その２(効用関数)
第９回　競争均衡の定義その１(予算制約と満足の最大化)
第 10 回　競争均衡の定義その２(需給の一致とワルラス法則)
第 11 回　競争均衡の存在
第 12 回　競争均衡の評価その１(パレート効率性の定義)
第 13 回　競争均衡の評価その２(競争均衡の効率性)
第 14 回　外部性と競争均衡
第 15 回　総括

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
労働法基礎	２・３年次	選択必修科目１	前期	金曜・１時限	皆川宏之

【科目のねらい】

労働法は，①個別的労働関係法，②集団的労使関係法，③労働市場法，④労働紛争処理法といった分野から構成される。本講義では，雇用・労働関係の実態と法的問題についての基礎的な理解に資するよう，特に基幹的な領域である前記①と②を中心に，基本となる法制の内容を講述し，法の解釈適用に関する学説および重要判例を紹介し，その内容を検討する。本講義を通じて，後期に開講される労働法科目に向けての基礎を学ぶと同時に，現代労働法の基礎の修得を目指す。

【授業の方法等】

講義形式で行い，質疑応答の形式を適宜取り入れる。講義内容は，学部等では4ないし8単位で実施される内容を2単位により修得することを目指すものであるため，教科書，参考書，配布資料による十分な予習，復習が必要となる。授業では，事前に各回の講義テーマにそった設問形式の検討課題資料を配布し，当該検討課題に基づき教員と受講者が質疑を行いつつ講義を進める。教員とのやり取りにおける受講者の回答ないし質問の内容を平常点評価の一部（20 点）とする。また，講義期間中，小レポート（事例に基づく法律判断の論述）を予定しており，当該小レポートの評価を平常点評価の一部（20点）とする。

事前課題の提示，小レポートの提出等は千葉大学のMoodleを通じて行う。

本授業は対面式で実施するが、必要に応じて、Google Meetを利用した動画配信も活用する。

【教材等】

教科書：山川隆一編『プラクティス労働法〔第3版〕』(信山社，2022年)，村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選〔第10版〕』(有斐閣，2022年)

参考書：菅野和夫『労働法〔第12版〕』(弘文堂，2019年)，水町勇一郎『詳解労働法〔第2版〕』(東京大学出版会，2021年)，荒木尚志『労働法〔第5版〕』(有斐閣，2022年)。

追加講義資料は事前に配信・配布する。

【成績評価】

学期末試験60%，平常点（発言状況・小レポート）40%

【各回の内容】

下記の予定で講義を行う。受講者は事前に，教科書の該当箇所の確認，および関連する重要判例についての予習を要する。内容は目安であり，進捗によって変更・調整がありうる点に留意されたい。

第１回　労働法の基礎

労働法の総論，労働契約・雇用関係の当事者，労働契約上の権利義務，労働憲章

第２回　労働契約の成立

職業紹介・募集，採用の自由とその制約，労働条件の明示，採用内定，試用期間

第３回　賃金

賃金の種類と体系，労基法上の賃金・平均賃金，賃金請求権，賃金の支払方法，休業手当

第４回　労働時間

労働時間規制の原則，休憩・休日，時間外・休日労働，割増賃金，柔軟な労働時間制度

第５回　休暇・休業

年次有給休暇，女性・年少者の保護，育児介護休業、休暇・休業と不利益取扱い

第６回　労働条件の決定と変更

労働条件の決定，就業規則，集団的変更と合意

第７回　労働契約の展開①

人事概説，人事考課，昇進・昇格，降格，配転・出向・転籍

第８回　労働契約の展開②

懲戒，自宅待機・休職

第９回　労働契約の終了

合意解約・辞職，定年，休職後の退職、解雇

第 10 回　非典型雇用

有期労働，期間雇用の規制，無期労働契約への転換，雇止め，パートタイム労働，派遣労働

第 11 回　雇用平等

雇用平等概説，男女平等，雇用形態に基づく差別的取扱い・不合理な労働条件格差の禁止

第 12 回　労働災害

労災補償，労災民訴，労災補償と損害賠償の調整

第 13 回　労働基本権・労働組合

労使関係法総論，労働基本権，労使関係の当事者，労働組合の運営，組合員資格，便宜供与・チェックオフ，労働組合の統制，組合活動の正当性

第 14 回　団体交渉・労働協約

団体交渉，団体交渉事項，団体交渉の態様・義務違反の救済，労働協約の成立・効力

第 15 回　団体行動・不当労働行為

団体行動の意義と法的保護，争議行為の正当性，正当性のない争議行為と民事責任，争議行為と賃金，不当労働行為総論，不利益取扱い，支配介入，不当労働行為の救済

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
労働法	３年次	選択必修科目１	後期	木曜・１時限	皆川宏之

【科目のねらい】

労働法は，①個別的労働関係法，②集団的労使関係法，③労働市場法，④労働紛争処理法といった分野から構成される。本講義では，特に基幹的な領域である前記①と②を中心に、「労働法基礎」を受講したレベルの者を対象として，労働法基礎と同様のテーマに関し，教員が事前に提示する検討事項に沿った受講生の事前学習を前提とした質疑を行い，特に重要判例における法解釈のあり方を確認しながら労働法上の論点に関する適切な理解を得ることをねらいとする。なお,「労働法基礎」の講義内容について，上記のレベルでの修得があれば，本科目のみの受講も可とする。

【授業の方法等】

講義形式で行い，質疑応答の形式を適宜取り入れる。講義内容は，学部等では4ないし8単位で実施される内容を2単位により修得することを目指すものであるため，教科書，参考書，配布資料による十分な予習，復習が必要となる。授業では，事前に各回の講義テーマにそった設問形式の検討課題資料を配布し，当該検討課題に基づき教員と受講者が質疑を行いつつ講義を進める。本授業では，受講者が「労働法基礎」科目を受講し，労働法分野の基本的な知識を修得していることを前提とし，労働法分野での法規範の解釈適用に関する応用的な知識の修得を目的として，具体的な判例の分析・検討・解説を中心に講述する。教員とのやり取りにおける受講者の回答ないし受講者からの質問の内容を平常点評価の一部（20 点）とする。また，講義期間中，小レポート（事例に基づく法律判断の論述）を予定しており，当該小レポートの評価を平常点評価の一部（20 点）とする。

事前課題の提示，小レポートの提出等は千葉大学の Moodle を通じて行う。

本授業は対面式で実施するが、必要に応じて、Google Meet を利用した動画配信も活用する。

【教材等】

教科書：山川隆一編『プラクティス労働法〔第 3 版〕』(信山社，2022 年)，村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選〔第 10 版〕』(有斐閣，2022 年)

参考書：菅野和夫『労働法〔第 12 版〕』(弘文堂，2019 年)，水町勇一郎『詳解労働法〔第 2 版〕』(東京大学出版会，2021 年)，荒木尚志『労働法〔第 5 版〕』(有斐閣，2022 年)。

追加講義資料は，事前に配信・配布する。

【成績評価】

学期末試験 60%，平常点（発言状況・小レポート）40%

【各回の内容】

下記の予定で授業を行い，教員が事前に提示する検討事項に沿った法律問題の検討を行う。内容は目安であり，進捗によって変更・調整がありうる点に留意されたい。

第１回　労働法の基礎

労働契約・雇用関係の当事者，労働契約上の権利義務，労働憲章

第２回　労働契約の成立

採用の自由とその制約，労働条件の明示義務とその効果，採用内定，試用期間

第３回　賃金

労基法上の賃金・平均賃金，賃金請求権の成否，賃金の支払方法，休業手当

第４回　労働時間

労働時間の概念，時間外・休日労働，割増賃金，柔軟な労働時間制度

第５回　休暇・休業

年次有給休暇，育児介護休業、休暇・休業と不利益取扱い

第６回　労働条件の決定と変更

労働条件の決定，就業規則，集団的変更と合意

第７回　労働契約の展開①

人事考課，昇進・昇格，降格，配転・出向・転籍

第８回　労働契約の展開②

懲戒，自宅待機・休職

第９回　労働契約の終了

合意解約・辞職，定年，休職後の退職、解雇

第 10 回　非典型雇用

有期労働，期間雇用の規制，無期労働契約への転換，雇止め，パートタイム労働，派遣労働

第 11 回　雇用平等

男女の雇用平等，雇用形態に基づく差別的取扱い・不合理な労働条件格差の禁止

第 12 回　労働災害

労災補償，労災民訴，労災補償と損害賠償の調整

第 13 回　労働基本権・労働組合

労使関係法総論，労働基本権，労使関係の当事者，労働組合の運営，組合員資格，便宜供与・チェックオフ，労働組合の統制，組合活動の正当性

第 14 回　団体交渉・労働協約

団体交渉，団体交渉事項，団体交渉の態様・義務違反の救済，労働協約の成立・効力

第 15 回　団体行動・不当労働行為

団体行動の意義と法的保護，争議行為の正当性，正当性のない争議行為と民事責任，争議行為と賃金，不当労働行為総論，不利益取扱い，支配介入，不当労働行為の救済

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
倒産法基礎	２・３年次	選択必修科目１	前期	水曜・１時限	松下祐記

【科目のねらい】

この講義では、倒産法（倒産処理法とも呼ばれる。）を学修する。特に清算型手続に関する基本法である破産法及び再建型手続の基本法である民事再生法に関する基礎的な概念、規律及び手続について一通りの学修を行う。ただし、民事再生法については、概説にとどめ、本格的な解説は【倒産法】の授業に委ねる。本授業は「基礎」とはいえ、特に破産手続に関する規律については詳細に扱う予定であるため、相応の学習が要求される点につき留意されたい（倒産事件を法律実務家として扱うために要求される「基礎」の修得を目的とするものだと理解されたい）。

【授業の方法等】

この講義では、倒産法分野における破産法を扱う。受講者が下記の教材等により十全な予習を行ってくることを前提に、レジュメに沿って講義を行う。詳細な予習内容等については、ガイダンスまたは「千葉大学 Moodle」を通じて伝える。

【教材等】

・講義レジュメ、関連資料等を Moodle 上で配布する。

・主教材として山本和彦『倒産処理法入門[第 5 版]』(有斐閣、2018 年)を指定する(変更の可能性がある)。さらに、松下淳一=菱田雄郷編『倒産判例百選[第 6 版]』（有斐閣、2021 年）を副教材として指定する。その他、参考文献等については、講義中に随時指示する。

【成績評価】

平常点（40%）、及び学期末試験の成績（60%）による。平常点は、授業中の質問への回答その他教員の指示に対する対応を評価する。平常点評価の一環として、小テスト(またはレポート)を行うことがある(行った場合、平常点のうち 50%を占める)。

【各回の内容】

第１回　倒産法序論、破産手続・再生手続の概要（破産免責手続及び個人再生を含む）；破産手続の開始

前半は、倒産法の基本的な考え方、倒産処理法制の全体像及び破産手続・再生手続（破産免責手続・個人再生を含む。）の概要を検討する。後半は、破産手続開始申立てから破産手続開始決定に至るまでの手続を取り扱う。この手続の流れ及び規律を概観した後で、特に保全措置、破産手続開始原因及び破産手続開始の効果について検討を行う。

第２・３回　破産手続の機関、利害関係人および破産財団

破産手続において登場する利害関係人及び機関として、裁判所、破産管財人、債権者集会及び債権者委員会を取り扱う。後半は、破産債権者への配当の原資となる、破産財団について取り扱う。

第４回　破産債権・財団債権

前半は、破産債権の概念、要件、種類及びその行使を取り扱う。後半は、財団債権の概念、種類及び行使について取り扱う。

第５回　破産債権の届出・調査・確定、配当、破産財団の管理・換価、破産手続の終了

破産債権の届出・調査・確定の手続から配当手続までの規律を検討するとともに、破産財団の管理・換価、破産手続の終了について扱う。

第６回　破産管財人への管理処分権の移転に伴う効果；取戻権

破産管財人への管理処分権の移転に伴う効果のうち、破産管財人の管理処分行為によらない権利取得、及び係属中の手続関係の処理について説明する。後半は、取戻権の概念及び規律を扱う。

第７・８回　別除権

破産手続及び再生手続における物的担保の処遇に関する規律として、別除権の意義、範囲及びその行使の在り方について検討する。担保権の実行に対処する制度についても言及する。

第９回　人的担保(多数債務者関係と破産債権)；免責及び復権

破産手続における人的担保の処遇に関して複数債務者関係に関する規律である現存額主義を中心に検討する。後半は、個人債務者(自然人、消費者)の破産手続における免責制度及び復権制度を取り扱う。その過程で、個人破産事件において特徴的な、同時廃止事件、さらには破産財団と自由財

産の振分けについても説明する。

第１０回　契約関係の処理（総論）

破産破産手続開始前に破産者が第三者と契約関係を結んでいた場合の取扱い、特に双方未履行双務契約の処理に関する破産法の規律を説明する。

第１１回　契約関係の処理（各論）

前講で取り扱った双方未履行双務契約の処理に関する規律は、一般原則として機能する一方で、各種の双務契約について特則がある場合には、その特則が優先的に適用されることになる。そこで、各種の双務契約につき、一般原則の射程が及ぶか、どのような特則があるかを見ていくことにする。

第１２・１３回　相殺権

民法上の相殺権が破産手続上どのように取り扱われるか、民法の規律がどのように変容されるかを見ていく。再生手続上の相殺権の取扱いにも言及する。

第１４・１５回　否認権

破産手続における否認権の規律について取り扱う。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
倒産法	３年次	選択必修科目１	後期	月曜・５時限	松下祐記

【科目のねらい】

経済的破綻に陥った企業・個人をめぐる法律関係を適正に処理しつつ、権利者への分配を整然かつ公平に行うことを主たる目的とする倒産法制度に関し、「倒産法基礎」で破産法の基礎的知識を習得済みであることを前提に、その理解を確認しつつ、より掘り下げた内容を取り扱う。

【授業の方法等】

受講生が教材の設問に対する解答を準備し、授業ではその準備を前提として質疑応答を行う。

【教材等】

第 1～4 回授業での民事再生法の解説においては、講義レジュメを主たる教材とする。第 5 回授業以降は、三木浩一=山本和彦編著『ロースクール倒産法』の最新版を主教材として、事例演習を行う。また、松下淳一=菱田雄郷編『倒産判例百選〔第 6 版〕』(有斐閣、2021 年)を副教材とする。適宜、千葉大学 Moodle を通じて資料を配布する。

教材の設問への解答を行うための基本文献として、例えば以下のものがある。

【概説書】伊藤眞『破産法・民事再生法〔第 5 版〕』(有斐閣、2022 年)、山本和彦ほか『倒産法概説[第3版]』(弘文堂、2023年出版予定)、山本克己編著『破産法・民事再生法概論』(商事法務、2012年)。

【入門書】山本和彦『倒産処理法入門(第5版)』(有斐閣、2018年)、松下淳一『民事再生法入門[第2版]』(有斐閣、2014 年)。

【注釈書】伊藤眞ほか『条解破産法[第 3 版]』(弘文堂、2020 年)、園尾隆司ほか編『条解民事再生法[第 3 版]』(弘文堂、2013 年)。

【成績評価】

平常点(40%)、及び学期末試験の成績(60%)による。平常点は、授業中の質問への回答その他教員の指示に対する対応を評価する。

【各回の内容】第 1～4 回では、民事再生法の解説を行う。第 5 回以降は、主教材を用いた事例演習を行う。主教材の章立てに従って授業を進める。

第１・２回　民事再生手続の開始、再生債務者の地位・手続機関；再生債権・共益債権・一般優先債権・開始後債権

まず、再生手続開始申立てから再生手続開始決定に至るまでの手続を扱う。この手続の流れ及び規律を概観した後で、特に保全措置、再生手続開始原因及び再生手続開始の効果について、破産手続と比較しつつ検討を行う。次いで、再生手続における再生債務者の地位及びこれに関する規律について検討する。併せて、再生手続における他の手続機関（管財人、保全管理人、監督委員）についても扱う。

後半では、再生債権、共益債権、一般優先債権及び開始後債権の概念及び要件について、次いで再生債権の届出・調査・確定の手続について、特に破産手続における破産債権及び財団債権の処遇と比較しつつ、検討する。併せて、再生手続開始時において係属中の手続関係の処理について、破産手続の場合と比較しつつ概観する。

第３・４回　再生債権の届出・調査・確定、係属中の手続関係の処理、再生債務者財産とその調査及び確保―財産評定、営業・事業譲渡、法人役員等の責任追及；再生計画―再生計画の条項、再生計画案の作成・提出

前半では、再生債務者財産の概念を確認した上で、再生債務者財産の調査及び確保に関する財産評定、営業・事業譲渡に関する許可の制度及び法人役員等の責任追及を検討する。

後半では、再生計画の必要的記載事項及び任意的記載事項について具体例を示しつつ検討した後、再生計画案の作成・提出に関する手続規律について検討する。次いで、再生計画の成立・遂行までに至る手続規律を扱い、併せて再生手続の終了、破産手続への移行についても検討する。

第５回　倒産手続の開始

倒産能力、管轄、倒産手続開始原因、保全措置、手続開始決定の効果について、設例を題材に学習する。

第６回　手続機関

再生債務者の地位(第三者性など)・権限・義務(公平誠実義務など)、監督委員の地位・権限・役割、債権者集会・債権者委員会・債権者説明会の組織と機能、破産管財人の地位・権限・義務(善管注意義務など)について、設例を題材に学習する。

第７回　契約関係の処理

破産者が破産手続開始決定後にした法律行為、破産手続開始決定時に双方未履行の双務契約(請負契約、継続的供給契約、雇用契約、委任契約等)の処遇を、設例を題材に学習する。

第８回　賃貸借関係の取扱い

賃貸借契約の一方当事者に破産または再生手続が開始された場合における、契約関係の帰趨、賃料債権の処遇、敷金返還請求権の取扱いを、設例を題材に学習する。

第９回　担保権の処遇

担保は一般に債務者が倒産した場合にこそその威力を発揮すべきものであるから、担保権付き倒産債権を有する者には、倒産処理手続において一定の優先的地位が与えられる。ただその地位の表れ方は、各手続の趣旨・目的に即して異なる。破産手続・再生手続における「別除権」、会社更生手続における「更生担保権」がそれである。ここでは再生手続における担保権の処遇を中心に取り扱う。すなわち、再生手続における「別除権」の内容、担保権制限のための制度(担保権実行中止命令、担保権消滅許可制度)、別除権協定、商事留置権や動産売買先取特権の処遇、非典型担保(所有権留保、リース契約など)の取扱い等につき、設例を題材に学習する。

第１０回　債権の優先順位

債務者に対し、倒産手続開始前後に債権を取得した者で、(取戻権・別除権・相殺権など)手続外で行使可能な権利を有する者以外の権利が、手続においてどのように処遇されるかを検討する。すなわち、破産債権ないし再生債権としての取扱いの原則、例外的な手続外弁済(少額債権など)、再生計画における優先・劣後、財団債権・共益債権の種類・弁済、財団債権・共益債権を代位弁済した者の地位、DIP ファイナンス等につき、設例を題材に学習する。

第１１回　否認権(1)

倒産債務者が倒産手続開始直前に行った詐害行為･偏頗行為の効力を倒産手続上否定し、処分された財産を回復し、あるいは債権者間の平等を確保するという、倒産処理制度にとって伝家の宝刀とも言うべき否認権について検討する。まず、詐害行為取消権との異同(債権法改正も視野に)、詐害行為取消訴訟との調整、詐害行為否認の要件、適正価額売買の否認、否認の登記、否認権の行使方法、否認の効果につき、設例を題材に学習する。

第１２回　否認権(2)

引き続き否認権を取り扱う。すなわち、偏頗行為否認の要件(支払不能、支払停止など)、無償行為否認、対抗要件否認等について、設例を題材に学習する。

第１３回　相殺権

相殺権は、その担保的機能に鑑み、倒産手続においても基本的に尊重される。しかし、各手続の趣旨・目的・性質に則し、その行使は制限ないし拡張を受けることがある。特に相殺権の制限は、相殺の担保的機能に対する期待をどこまで合理的なものとして尊重するかの問題であり、円滑な金融の確保という政策的観点とも絡んで、昨今重要な論点である。かかる論点を中心に、設例を題材に学習する。

第１４回　破産債権の届出・調査・確定

破産債権の原則的行使方法である、届出・調査・確定につき、設例を題材に学習する。併せて、全部の履行をする義務を負う者が数人ある場合に、そのうちの一部ないし全部が破産したとき、誰がどのような形で破産手続に参加できるかについても、学習する。

第１５回　再生計画の成立・変更・履行の確保

再生手続中の事業譲渡について扱った後、再生計画案の提出、その内容、決議、認可、再生計画の効力、履行確保につき、設例を題材に学習する。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
知的財産法基礎	２・３年次	選択必修１ (選択必修)	前期	水曜・２時限	北島志保

【科目のねらい】
主に著作権法を取り扱う。著作権法は企業法務の中核の一つであるとともに、日常生活にも関係する法律であり、インターネット関連の技術の進歩等に伴い、日々新たな問題が生じている法改正の頻繁な分野でもある。
本科目は、第１に、実務家として著作権法上の問題に的確に対応できる能力を養成することを目指す。第２に、著作権法の基本構造、条文、各種論点に関する十分な知識を身につけ、その知識を用いて具体的事例に即した柔軟な事案解決能力を獲得することを目指す。

【授業の方法等】
本科目は原則として対面授業とする。レジュメ(パワーポイントのスライド資料)などの授業資料は Moodle にアップロードするとともに印刷して当日配布する。授業開始時点において著作権法の知識は不要であるが、司法試験に対応できる学力を得るためには教科書の授業範囲を通読するという予習は必須である。授業は３部構成であり、第１部では早期に著作権法の全体像を把握するため、基本書を通読して著作権法全般の基本的知識を獲得し（第１回～第５回)、第２部では判例百選を網羅して事例に即した法律の理解を深め（第６回～第１１回)、第３部では起案演習を通じて法的知識を文章化して具体的事例を解決する訓練を行う（第１３回～第１５回)。また、著作権法に関する実務や他の知的財産法についても概説する（第１２回)。
第１部と第２部ではリアクション・ペーパー課題を複数回行い、第３部では起案演習(60 分間の論文記述式)を３回行う。司法試験で知的財産法を選択しない者の履修も可能であるが、選択者と同様に起案演習を行うので、相応の覚悟を持って受講されたい。

【教材等】
第１部の教科書として、島並良・上野達弘・横山久芳/著「著作権法入門（第３版)」（有斐閣 2021）をおすすめする。また、第２部の教科書として「著作権判例百選（第 6 版)」（有斐閣 2019）を用いる。ただし、各教科書の最新版が出版された場合は最新版に変更する可能性がある。また、教科書に記載されていない新たな法改正や重要判例が出た場合は別途資料を配布する。

【成績評価】
平常点 40%（リアクション・ペーパー、起案演習の成績を基準とし、出席状況・質疑応答等を加味して評価する。)、学期末試験(対面試験)60%とする。なお、起案演習の成績は A（「秀」・「優」相当)、B（「良」相当)、C（「可」相当)、D（「不可」相当）の４段階で評価する。

【各回の内容】
第１回　「著作権法入門(第３版)」（１）1-73 頁（第３節「保護を受ける著作物」の前まで)
第２回　「著作権法入門(第３版)」（２）73-142 頁，289-301 頁（第６節「権利者が複数の場合」)
第３回　「著作権法入門(第３版)」（３）143-175 頁(第 3 節「権利制限」の前まで)、210-215 頁(第 4 節「保護期間(存続期間)」)
第４回　「著作権法入門(第３版)」（４）175-210、217-250 頁
第５回　「著作権法入門(第３版)」（５）250-289（第６節「権利者が複数の場合」の前まで)，303-346 頁
第６回　「著作権判例百選(第６版)」（１）1-18 事件
第７回　「著作権判例百選(第６版)」（２）19-36 事件
第８回　「著作権判例百選(第６版)」（３）37-54 事件
第９回　「著作権判例百選(第６版)」（４）55-72 事件
第 10 回　「著作権判例百選(第６版)」（５）73-90 事件
第 11 回　「著作権判例百選(第６版)」（６）91-109 事件
第 12 回　著作権法の実務と意匠法・商標法・不正競争防止法の概要、起案の基礎
第 13 回　演習１

第 14 回　演習 2
第 15 回　演習 3

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
知的財産法	２・３年次	選択必修１ （選択必修）	後期	金曜・２時限	北島志保

【科目のねらい】
主に特許法を取り扱う。特許法は知的財産法の中でも特に企業活動における重要性が高く、専門的な知識が要求されるため、特許実務に携わる実務家の養成が望まれている。
本科目は、第１に特許係争実務の代理人として活躍できるような人材の育成を目指す。第２に特許法の基本構造、条文、各種論点に関する十分な知識を身につけ、その知識を用いて具体的事例に即した事案解決能力を取得することを目指す。

【授業の方法等】
本科目は原則として対面授業とする。レジュメ(パワーポイントのスライド資料)などの授業資料は Moodle にアップロードするとともに印刷して当日配布する。授業開始時点において特許法の知識は不要であるが、司法試験に対応する学力を得るためには教科書の授業範囲を通読するという予習は必須である。授業は３部構成であり、第１部では早期に特許法の全体像を把握するため、基本書を通読して特許法全体の基本的知識を獲得し（第１回～第５回)、第２部では判例百選を網羅して事例に即した法律の理解を深め（第６回～第１１回)、第３部では起案演習を通じて法的知識を文章化して具体的事例を解決する訓練を行う（第１３回～第１５回)。また、特許侵害訴訟等の実務についても概説する（第１２回)。
第１部と第２部ではリアクション・ペーパー課題を複数回行い、第３部では起案演習(60 分間の論文記述式)を３回行う。司法試験で知的財産法を選択しない者の受講も可能であるが、選択者と同様に起案演習を行うため、相応の覚悟をもって受講されたい。

【教材等】
第１部の教科書として島並良・上野達弘・横山久芳/著「特許法入門（第２版)」(有斐閣 2021）を用いる。また、第２部の教科書として「特許判例百選（第 5 版)」(有斐閣、2019）を用いる。ただし、各教科書の最新版が出版された場合は最新版に変更する可能性がある。教科書に掲載されていない新たな法改正や重要判例が出た場合は別途資料を配布する。

【成績評価】
平常点 40%（リアクション・ペーパー、起案演習の成績を基準とし、出席状況・質疑応答等を加味して評価する。)、学期末試験(対面試験)60%とする。なお、起案演習の成績は A（「秀」・「優」相当)、B（「良」相当)、C（「可」相当)、D（「不可」相当）の４段階で評価する。

【各回の内容】
第１回　「特許法入門(第２版)」（１）1-99 頁
第２回　「特許法入門(第２版)」（２）102-201 頁
第３回　「特許法入門(第２版)」（３）204-279 頁
第４回　「特許法入門(第２版)」（４）282-346 頁
第５回　「特許法入門(第２版)」（５）347-431 頁
第６回　「特許判例百選（第５版)」（１）1-17 事件
第７回　「特許判例百選（第５版)」（２）18-34 事件
第８回　「特許判例百選（第５版)」（３）35-51 事件
第９回　「特許判例百選（第５版)」（４）52-68 事件
第 10 回　「特許判例百選（第５版)」（５）69-85 事件
第 11 回　「特許判例百選（第５版)」（６）86-103 事件
第 12 回　特許侵害訴訟の実務・起案の基礎
第 13 回　演習１

第 14 回　演習 2
第 15 回　演習 3

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
国際法基礎	２・３年次	選択必修科目	前期	水曜・２時限	藤澤　巌

【科目のねらい】

履修者が国際法の初学者であることを前提として、国際法の諸分野を広く概観し、国内法とは異なる国際法の規律内容の基本的な理解を得ることを目的とする。

【授業の方法等】

本授業は、履修者による教科書での予習を前提としたオンデマンド方式のオンライン授業で実施する。毎回水曜 10 時 30 分までに千葉大学 Moodle に視聴用ファイルをアップロードするので、履修者は、教科書の該当箇所を予習のうえファイルを視聴しなければならない。ファイルの視聴可能期間は 4 週間とする。

また、毎回水曜 10 時 30 分までに千葉大学 Moodle 上で出席確認を兼ねて確認課題（多肢選択問題など）を出す。解答期限は土曜 10 時 30 分までとする。

【教材等】

中谷和弘他『国際法[第4版]』（有斐閣アルマ、2021年）を教科書として指定する。『国際条約集』（有斐閣）も必ず用意すること。

【成績評価】

各回の確認課題（出席確認を兼ねる）による平常点（60%）及び、一定の時間内に問いへの解答を作成し提出する学期末レポート（40%）で評価する。いずれも千葉大学 Moodle を通じて実施する予定である。

【各回の内容】

第１回　国際法の基本的特徴

第１回は、全体の導入として国際法の基本的特徴を理解する。教科書第１章に基づき、国際法の概念および歴史について検討を加える。

第２回　国家

第２回は、国際法の規律の主要な名宛人である主権国家について学ぶ。教科書第 2 章に基づき、国家の成立と変動、国際法上の国家主権の内容について検討する。

第３回　国家機関

第３回は、国際法上の国家機関について理解する。教科書第３章に基づき、外交関係法や、国家元首などの国際法上の位置づけについて検討する。

第４回　国際組織

第４回は、国家以外の国際法の主体として重要な役割を果たしている国際組織について学ぶ。教科書第４章に基づき、国際組織の法的地位や、国際連合などの国際組織の具体例を検討する。

第５回　国際法の存在形式

第５回は、国際社会における国際法の存在形式を理解する。教科書第５章に基づき、条約、慣習法、法の一般原則など、主要な国際法の存在形式（形式的法源）を検討する。

第６回　条約法

第６回は、国際法の形式的法源のなかでも現代において大きな役割を果たしている条約についての国際法上の規律を学ぶ。教科書第６章に基づき、条約の締結、条約への留保、条約の解釈の原則、条約の無効と終了などについて検討する。

第７回　国際法と国内法

第７回は、国際法と国内法の関係について理解する。教科書第７章に基づき、国際法と国内法の関係についての伝統的な諸見解および、国際法と国内法の抵触の処理のあり方について検討する。

第８回　国家責任

第８回は、国家による国際義務違反の法的帰結としての国際法上の国家責任について学ぶ。教科書第８章に基づき、国家責任の成立の要件および、国家責任の内容などについて検討を加える。

第９回　国家領域

第９回は、国家の主権が及ぶ国家領域についての国際法上の規律を検討する。教科書第９章に基づき、国家領域の法的性格、国家間の領域紛争の処理に関する国際法の規律について検討する。

第 10 回　海洋法

第 10 回は、海洋に関する国際法の規制について検討する。教科書第 10 章に基づき、内水、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚、深海底といった海洋の諸区域の法的地位について検討する。

第 11 回　空法・宇宙法

第 11 回は、空と宇宙に関する国際法について学ぶ。教科書第 11 章に基づき、領空主権の法的性格および、宇宙空間や天体の法的地位について検討する

第 12 回　個人・国際刑事法

第 12 回は、国際法上の個人の法的地位について理解する。教科書第 12 章および第 13 章に基づき、国籍を基準とする伝統的な個人の規律、人権及び国際犯罪といった第二次世界大戦後における個人に関する規律の発展について検討する。

第 13 回　国際紛争の平和的解決

第 13 回は、国際紛争の平和的解決の諸手段について学ぶ。教科書第 16 章に基づき、国際紛争の平和的解決義務の内容や、交渉、周旋、仲介、審査、調停、仲裁裁判、司法裁判といった、紛争の平和的解決のための諸手段の特徴について検討を加える。

第 14 回　武力行使禁止原則

第 14 回は、国家による武力行使についての国際法の規制について理解する。教科書第 17 章に基づき、かつては戦争と呼ばれた国家による武力行使についての国際法の規制の展開および、国際連合の集団安全保障体制や平和維持活動について検討する。

第 15 回　武力紛争法

第 15 回は、武力行使の結果として武力紛争が発生した場合に適用される国際法について理解する。教科書第 18 章に基づき、かつて戦争法と呼ばれた武力紛争法の内容について検討を加える。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
国際法	２・３年次	選択必修科目	後期	金曜・１時限	藤澤　巌

【科目のねらい】

本授業では、『国際法基礎』での国際法の全体像についての基本的理解を前提として、国際裁判における国際法の解釈適用において問題となる国際法の諸論点を修得することを目的とする。具体的には、①国際司法裁判所（ICJ）における国際紛争の司法的解決の手続、②国際裁判における請求の主な主題である国家責任に関する法規則、③慣習国際法や条約などの国際裁判所が適用する国際法の諸類型、④国際裁判で頻繁に紛争の主題となる国家管轄権の問題、について検討する。

【授業の方法等】

本授業は、履修者による教科書での予習を前提としたオンデマンド方式のオンライン授業で実施する。毎回金曜８時50分までに千葉大学Moodleに視聴用ファイルをアップロードするので、履修者は、教科書の該当箇所を予習のうえファイルを視聴しなければならない。ファイルの視聴可能期間は４週間とする。

また、毎回金曜８時50分までに千葉大学Moodle上で出席確認を兼ねて確認課題（多肢選択問題など）を出す。解答期限は月曜８時50分までとする。

【教材等】

岩沢雄司『国際法』（東京大学出版会、2020 年）および、『国際条約集』（有斐閣）を必ず用意すること。

【成績評価】

各回の確認課題（出席確認を兼ねる）による平常点（60%）及び、一定の時間内に問いへの解答を作成し提出する学期末レポート（40%）で評価する。いずれも千葉大学 Moodle を通じて実施する予定である。

【各回の内容】

第１回　国際法の概念：ガイダンス

イントロダクションとして国際法の概念を説明し、今後の各回の授業内容の見通しを得る。授業の進め方と合わせてガイダンスとする。

第２回　国際紛争の平和的解決（１）

国際紛争の司法的解決の主要な機関である国際司法裁判所における訴訟手続きについて概観する。

第３回　国際紛争の平和的解決（２）

前回に引き続き、国際紛争の司法的解決の主要な機関である国際司法裁判所における訴訟手続について概観する。

第４回　国家責任法（１）

国際裁判における請求の主要な形式である国際責任の要件について検討する。

第５回　国家責任法（２）

国際裁判における請求の主要な形式である国際責任の内容および責任追及の諸要件について検討する。

第６回　国際法の存在形式（１）

主権国家が併存する国際社会には統一的な立法機関が存在しない。このような国際社会における国際法の存在形式としての、慣習国際法、法の一般原則などについて理解する。

第７回　国際法の存在形式（２）

国際法における主要な法律行為形式である条約に関する規律について、条約法条約を中心として概観する。特に、条約への留保について検討する。

第８回　国際法の存在形式（３）

前回に引き続き、条約法について検討する。今回は条約の解釈について説明する。

第９回　国際法の存在形式（４）

前回に引き続き、条約法について検討する。今回は条約の無効および終了について検討する。

第 10 回　国家管轄権（１）

国家主権の重要な構成要素である国家の統治権能すなわち国家管轄権の意義および、その国際法による規律について概観する。

第 11 回　国家管轄権（２）

国家管轄権の例外である、国家の裁判権免除について検討する。

第 12 回　海洋法（１）

第 12 回以降は、海洋空間における諸国家の管轄権の配分について概観する。第 12 回は、領海および接続水域について検討する。

第 13 回　海洋法（２）

前回に引き続き、海洋空間における諸国家の管轄権の配分について概観する。今回は、公海に関する規律について概観する。

第 14 回　海洋法（３）

引き続き、海洋空間における諸国家の管轄権の配分について概観する。今回は、天然資源開発の制度として排他的経済水域、大陸棚について解説する。

第 15 回　海洋法（４）

海洋紛争の処理手続について、国連海洋法条約第 15 部を中心に検討する。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
国際私法基礎	２・３年次	選択必修科目１	前期	木曜・3 時限	山田恒久

【科目のねらい】

複数の法域（国・地域など）にまたがる私法上の問題（渉外的私法問題）を何れの法域の法によって解決するかを定める法の領域を「（狭義の）国際私法」といいます（なお，この説明には異論もありますが、とりあえずこのように説明しておきます）。また，渉外的私法問題を裁判所が扱う際の様々な手続上の問題，たとえば，我が国の裁判所はいかなる範囲の渉外的私法問題につき管轄権を行使できるのか（国際裁判管轄），他国の裁判所が下した法的判断につきいかなる条件で国内における効力を認めるのか（外国判決の承認），などの問題を扱う法の領域を「国際民事訴訟法」といいます。そして，「狭義の国際私法」と「国際民事訴訟法」をあわせて「広義の国際私法」といいます。

他の法分野と異なり，国際私法では，法律問題の実体的な解決（損害賠償請求の認容など）そのものではなく，その前提となる「当該法律関係に適用すべき法（準拠法）は何法か（日本法，大韓民国法など）」という問題の解決が企図されます。そして，その点が解決されれば国際私法の任務は終了し，あとは決定された準拠法（たとえば大韓民国法）に基づいて事案が処理されることとなります。このように，国際私法は、「事案に適用すべき法を決定するための法（抵触法）」という性質を有しています。

この授業では，広義の国際私法に関して特に財産関係を中心に基礎的な知識および思考力を養成することを目的としています。

【授業の方法等】

授業方法は，千葉大の受講生についてはGoogle Meetを利用した同時双方向型メディア授業とします（他大学の受講生については，これを収録して動画とし，視聴することとします）。加えて，各講義回ごとに課題を提示し，講義（または動画視聴）終了後 72 時間以内に指定した方法でレポートを作成して，提出するという方法を採用します。なお，各受講生のレポートの採点結果は，「講義講評」として，次の講義回の講義資料に添付します。

なお，国際私法は基本的な知識を組み合わせて解決に至るという科目の特性があります。したがって，成果を得るためには，日々の基礎練習の積み重ねが最も効果的です。こうしたことから，毎回の講義課題はそれほど加重なものではありませんので安心してください。

【教材等】※購入時期に最新版が出版されていたときはそちらを用います。

テキスト：特に指定しません。下記の参考書の中から読みやすいものを選択してください。

参考書１：松岡博編『国際関係私法入門　第４版』（有斐閣・2019 年）

参考書２：道垣内正人，中西康編『国際私法判例百選　第３版』（有斐閣・2021 年）

【成績評価】

学期末試験（又はレポート）の成績（20%）と平常点（80%）をあわせて総合的に評価する。

ここにいう平常点とは，各講義回ごとに提示される課題に対するレポートの評価である。

【授業の内容】（授業の進行状況次第では若干の調整があり得る）

第 1 回 国際私法概説：国際私法の基本的な構造，方法，及び法源について学びます。

事前学修：『法の適用に関する通則法』（全 43 箇条，以下「通則法」という）を通読しておいてください。

事後学修：Moodle に掲示される第 1 回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第 2 回 自然人の能力①権利能力：自然人の権利能力の準拠法について学びます。

事前学修：民法の参考書で，自然人の権利能力を復習しておいてください。

事後学修：Moodle に掲示される第２回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第 3 回 自然人の能力②行為能力：自然人の行為能力の準拠法について学びます。

事前学修：民法の参考書で，自然人の行為能力を復習しておいてください。

事後学修：Moodle に掲示される第 3 回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第 4 回 法人の能力：法人の権利享有の準拠法について学びます。

事前学修：民法の参考書で，法人の行為能力と権利能力を復習しておいてください。

事後学修：Moodle に掲示される第 4 回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第 5 回 物権の静態：物権の静態（種類，性質，効力など）の準拠法について定められている，通則法 13 条 1 項の解釈について学びます。

事前学修：民法の参考書で，物権の性質や効力について復習しておいてください。

事後学修：Moodle に掲示される第 5 回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第 6 回 法律行為によらない物権変動：時効や埋蔵物の発見などを原因とする物権変動の準拠法について学びます。

事前学修：民法の参考書で，物権変動の基本事項を復習しておいてください。

事後学修：Moodle に掲示される第 6 回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第 7 回 法律行為による物権変動：売買や贈与に基づいて物権変動が生じる場合の準拠法の注意点について学びます。

事前学修：民法の参考書で，物権行為と債権行為との相違，物権行為の独自性や無因・有因などに関して記述されている箇所を復習しておいてください。

事後学修：Moodle に掲示される第 7 回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第 8 回 契約の準拠法①実質的成立要件（当事者自治）：契約の準拠法について，当事者自治が定められている通則法 7 条に関して学びます。

事前学修：民法の参考書で意思表示，法律行為及び取消し・無効について復習しておいてください。

事後学修：Moodle に掲示される第 8 回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第 9 回 契約の準拠法②実質的成立要件（最密接関係地法）：当事者が契約の成立に 関して準拠法を選択しなかった場合に適用される通則法 8 条について学びます。

事前学修：再度，意思表示，法律行為，及び取消し・無効を復習しておいてください。

事後学修：Moodle に掲示される第 9 回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第 10 回　契約の準拠法③形式的成立要件（本則）：法律行為の方式（書面の要否・立会人の要否など）の準拠法の本則について学びます。

事前学修：民法の参考書で，契約の方式が記述されている箇所を復習してください。

事後学修：Moodle に掲示される第 10 回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第 11 回　契約の準拠法④形式的成立要件（行為地法の補則）：法律行為の方式の準拠法の補則について学びます。

事前学修：民法の参考書で，再度，契約の方式について復習しておいてください。

事後学修：Moodle に掲示される第 11 回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第 12 回　消費者契約の特則：消費者契約の準拠法に関する特則である通則法 11 条について学びます。

事前学修：消費者契約法の 1 条から 3 条までを通読しておいてください。

事後学修：Moodle に掲示される第 12 回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第 13 回　労働契約の特則：労働契約の準拠法に関する特則である通則法 12 条について学びます。

事前学修：通則法 11 条と 12 条をよく読み，その相違点を考えてみてください。

事後学修：Moodle に掲示される第 13 回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第 14 回　法定債権の準拠法：事務管理，不当利得，及び不法行為の成立と効力の準拠法について学びます。

事前学修：通則法 14 条から 22 条までを通読しておいてください。

事後学修：Moodle に掲示される第 14 回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第 15 回　財産関係事件の国際裁判管轄：財産関係事件に関する訴訟の国際裁判管轄について学びます。

事前学修：民事訴訟法 3 条の 2〜3 条の 10 を通読しておいてください。

事後学修：Moodle に掲示される第 15 回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
国際私法	２・３年次	選択必修科目１	後期	木曜・4時限	山田恒久

【科目のねらい】

この授業では，法の適用に関する法律（以下「通則法」という。）を中心とする広義の国際私法に関し，制定法，判例法および学説の客観的な理解を基礎として，個別具体的な事実関係にそれらを適切に当てはめ，現実的かつ妥当な結論を導き出すという，法曹に求められる基本的な作業を滞りなく行うために必要な素養を身に着けることをねらいとしています。

この授業を履修するためには，前学期に「国際私法基礎」を履修し単位を修得していることが必要です。その「国際私法基礎」で養った国際私法に関する基本的知識や条文解釈力を土台として，そこに判例や学説に関するさらなる理解を上乗せすることによって，上記のねらいは初めて達成されます。そして，この授業で提供される内容を十分に消化することができれば，この授業が扱う分野については，「プロフェッショナルとして法を創造的に用いることのできる法曹人材（本研究科アドミッションポリシーより）」となるために必要な基本的素養を身に着けたと者となると考えられます。

ところで、本研究科の所在する千葉県，さらには首都圏全体が，その置かれた客観的事情から，日常的に渉外的私法関係から生ずる法的紛争と縁の深い状況に置かれています。したがって，この分野の素養の修得が「首都圏における市民の日常生活上の法律問題に積極的に取り組み，市民生活を支える法曹となる」（本研究科アドミッションポリシーより）ことの重要な一要素であるといえます。

そこでこの授業では，広義の国際私法に関し比較的市民生活に関わる身分関係を中心に，法曹となるために必要な知識・能力の一部としての国際私法の解釈運用能力，そして事案解決能力を身につけることを目指します。

【授業の方法等】

授業方法は，原則としてGoogle Meetを利用した同時双方向型メディア授業とします（授業は収録して動画とし，リンクをMoodleにアップして欠席者等に視聴可能とします）。加えて，各講義回ごとに課題を提示し，講義終了後72時間以内に指定した方法でレポートを作成して，提出するという方法を採用します。なお，各受講生のレポートの採点結果は，「講義講評」として，次の講義回の講義資料に公開します。

なお，国際私法は基本的な知識を組み合わせて解決に至るという科目の特性があります。したがって，成果を得るためには，日々の基礎練習の積み重ねが最も効果的です。こうしたことから，毎回の講義課題はそれほど加重なものではありませんので安心してください。

【教材等】※購入時期に最新版が出版されていたときはそちらを用いる。

テキスト：特に指定しません。下記の参考書の内読みやすいものを選択してください。

参考書１：松岡博編『国際関係私法入門　第４版』（有斐閣・2019年）

参考書２：道垣内正人，中西康編『国際私法判例百選　第３版』（有斐閣・2021年）

【成績評価】

学期末試験（又はレポート）の成績（20%）と平常点（80%）をあわせて総合的に評価する。

ここにいう平常点とは，各講義回ごとに提示される課題に対するレポートの評価である。

【授業の内容】（授業の進行状況次第では若干の調整があり得る）

進捗状況などを考慮して一部変更することもあり得るので注意すること。

第1回 国際私法（身分関係）の概観；通則法24条以下について学びます。

事前学修：通則法24条～43条を通読しておいてください。

事後学修：Moodleに掲示される第１回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第2回 国際私法の基本原則（反致）：当事者の本国法によるべき場合に、例外的に準拠法が日本法となる反致について学びます。

事前学修：通則法41条をよく読んでおいてください。

事後学修：Moodleに掲示される第２回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第3回 夫婦①（婚姻の実質的成立要件）：婚姻の成立要件の準拠法に関して定められている通則法24条1項について学びます。

事前学修：民法731条～738条まで、及び通則法24条1項を通読しておいてください。

事後学修：Moodleに掲示される第３回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

第 4 回 夫婦②（婚姻の実質的成立要件その２）：婚姻の成立要件の準拠法に関して、双方的婚姻障害と一方的婚姻障害について学びます。
事前学修：民法 731 条～738 条まで及び通則法 24 条 1 項を再度通読しておいてください。
事後学修：Moodle に掲示される第４回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。
第 5 回 夫婦③（婚姻の形式的成立要件）：婚姻の成立要件の準拠法について学びます。
事前学修：民法 739 条～741 条まで、及び通則法 24 条 2 項～3 項を通読しておいてください。
事後学修：Moodle に掲示される第５回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。
第 6 回 夫婦④（婚姻の身分的効力）：婚姻の身分的効力の準拠法について学びます。
事前学修：民法 750 条～754 条まで、及び通則法 25 条を通読しておいてください。
事後学修：Moodle に掲示される第６回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。
第 7 回 夫婦⑤（婚姻の財産的効力）：夫婦財産制の準拠法に関して定められている通則法 26 条について学びます。
事前学修：民法 755 条～762 条まで、及び通則法 26 条を通読しておいてください。
事後学修：Moodle に掲示される第７回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。
第 8 回 親子①（嫡出親子関係の成立）：嫡出親子関係の成立の準拠法について学びます。
事前学修：民法 772 条～778 条まで、及び通則法 28 条を通読しておいてください。
事後学修：Moodle に掲示される第８回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。
第 9 回 親子②（非嫡出親子関係の成立）：嫡出でない親子関係の成立の準拠法について学びます。
事前学修：民法 779 条～791 条まで、及び通則法 29 条を通読しておいてください。
事後学修：Moodle に掲示される第９回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。
第 10 回 親子③（養親子関係の成立）:養親子関係の準拠法について学びます。
事前学修：民法 792 条～817 条の 11 まで、及び通則法 31 条を通読しておいてください。
事後学修：Moodle に掲示される第 10 回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。
第 11 回 親子④（親子間の権利義務関係）：法律上の親子関係が成立している者の間の権利義務関係（特に親権）の準拠法について学びます。
事前学修：民法 818 条～837 条まで、及び通則法 32 条を通読しておいてください。
事後学修：Moodle に掲示される第 11 回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。
第 12 回 扶養義務の特則：夫婦、親子、その他の親族関係の扶養義務の準拠法について学びます。
事前学修：民法 877 条～881 条まで、及び扶養義務の準拠法関する法律 2 条～4 条を通読しておいてください。
事後学修：Moodle に掲示される第 12 回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。
第 13 回 相続　相続の準拠法について学びます。
事前学修：民法の参考書で相続に関して記述されている箇所を復習してください。
事後学修：Moodle に掲示される第 13 回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。
第 14 回 遺言　遺言の準拠法に関して定められている通則法 37 条、及び遺言の方式の準拠法に関する法律について学びます。
事前学修：民法の参考書で遺言に関して記述されている箇所を復習してください。
事後学修：Moodle に掲示される第 14 回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。
第 15 回 身分関係事件の国際裁判管轄：涉外的身分関係事件に関する訴訟についての国際裁判管轄について学びます。
事前学修：人事訴訟法 2 条～3 条の 5 を通読しておいてください。
事後学修：Moodle に掲示される第 15 回講義課題のレポートを作成して提出して下さい。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
環境法	２・３年次	選択必修科目１	後期	月曜・3時限	横田明美

【科目のねらい】
環境法は環境問題に対して法的アプローチを行う法分野である。環境法は民法や行政法などを基礎にした学際的法分野として形成され，発展してきた。本科目では，環境法の体系，方法及び理論を学習することによって，環境法とは何かを理解しその基本的知識を修得することを目的とする。また、環境法は生成する新規課題に対する法政策形成を志向する分野でもある。そこで、法政策論の視点も交えながら講義し、法を形成していく法曹としての基本的な視座を獲得することも目標とする。

【授業の方法等】
対面で行うが、一部の内容をオンデマンドで行う（第2回及び第8回以降の各論の一部）。
授業は第1にシラバスに沿って各回，環境法の仕組みと内容を体系的，重点的に解説するとともに，第2に、受講生が各回の授業に主体的に参加することができるように課題を与え，全員で討論する。

【教材等】
教科書として、交告尚史・臼杵知史・前田陽一・黒川哲志『環境法入門（第4版）〔有斐閣アルマ〕』（有斐閣、2020年）、参考書として北村喜宣『環境法（第5版）』（弘文堂，2020年）を指定する。そのほかの参考書（特に司法試験選択科目として予定するか否かに応じたレベル分けを含む）についてはガイダンス及び初回講義で説明する。なお、環境法の法令は通常の六法に記載されていないことが多いため、環境六法の最新版を持参するか、講義中に検索可能なデバイス（PC、スマートフォン等）を使用できるよう用意していただきたい。

【成績評価】
環境法に関する基本的知識を修得しているかどうか、及び、法政策論と訴訟における法曹の役割を果たすために必要な観点が身についているかどうかを成績評価の基準にする。平常点（課題の準備を含む予習状況、授業時の発言や討論への参加状況）40%，学期末試験 60%。

【備考】
司法試験の選択科目候補として検討する受講生には、本科目に加えて、環境法演習（特）を合わせて受講することを強く推奨する。本科目は基礎的な部分を概括的に扱いつつ、法政策論の観点からも講義するものである。疑問点がある場合は教員に問い合わせること。受講者の受講意図に応じて内容が大きく変わるため、受講希望者は、事前ガイダンスにできる限り出席していただきたい。

【各回の内容】（各回、とくに各論の内容は、受講生の知識と関心に応じ変更する可能性がある。）
第１回　環境法の学習にあたって
第２回　環境法の歴史（オンデマンド予定）
第３回　環境法政策の目標と基本的考え方
第４回　環境法の担い手
第５回　環境保護の手法
第６回　環境アセスメント
第７回　廃棄物とリサイクル
第８回　大気汚染・水質汚濁
第９回　自然環境・都市環境
第10回　原子力法制（オンデマンド予定）
第11回　地球規模の気候変動（オンデマンド予定）
第12回　その他の環境法の諸問題（指定教科書記載以外のテーマ受講生と相談し決定する。希望によっては、討論課題を指定する。）
第13回　環境訴訟・環境紛争処理：総論
第14回　環境訴訟・環境紛争処理：事例　産業廃棄物処理施設をめぐる紛争
第15回　環境法の未来：法曹に期待される役割

【日程備考】本務校及び法政経学部との日程調整の関係から、9月25日と12月25日には対面講義を行わない（その分はオンデマンドで行う）。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
租税法	２・３年次	選択必修科目	後期	火曜・１時限	佐藤香織

【科目のねらい】

本授業は，所得税（個人の所得に対する租税）と法人税（法人の所得に対する租税）の基本的な考え方を理解することを目的とする。個人や法人が活動するときには，まずは民法，会社法などの法律が関係することは気づくであろう。ただ，実務においては，それらの法律に加えて，所得税法や法人税法が関係することもあり，人や会社がどう行動するかを決定する際の重要な要素が「税金」である場合もある。

本授業は，例年，租税法を初めて受講する者が多いことから，第１回の授業はイントロダクションとして，租税に関する裁判（税務訴訟）が提起されるまでの流れなどを説明する。第２回以降の授業では，租税に関する重要な裁判例を取り上げながら，所得税法と法人税法の基本の理解を深めていく。

【授業の方法等】

G Suite（Google Meet）を使い，同時双方向型のメディア授業で，時間割どおりの曜日・時限に実施する。毎回の授業終了後，次回の授業の範囲を Moodle 上で告知する。

【教材等】

①金子宏『租税法』(弘文堂)
②金子宏・佐藤英明・増井良啓・渋谷雅弘『ケースブック租税法』(弘文堂)
※①及び②は，後期の授業開始時の最新版を使用する。第１回授業で教材の説明を行うので，第１回授業には教材の用意は必要ない。

【成績評価】

学期末のレポート６０％，平常点（小テスト，授業での発言、など）４０％，とする。

【各回の内容】

第１回　イントロダクション
授業内容及び教材についてのガイダンス，不服申立て及び税務訴訟の概要。

第２回　租税法の基本原則
租税法と憲法の関係，租税法の基本原則である租税法律主義，等。

第３回　租税法の解釈と適用（１）
租税法の法源，租税法の解釈，等。

第４回　租税法の解釈と適用（２）
租税法と私法，私法上の法律行為と租税法の関係，租税回避，等。

第５回　租税法の解釈と適用（３）
信義則の適用の有無，等。

第６回　所得税（１）
課税要件（納税義務の成立要件）総論，所得の意義（包括的所得概念，等），等

第７回　所得税（２）
所得税制度の基本的仕組み，10 種類の所得のうち数種の所得，等。

第８回　所得税（３）
前回に続き，10 種類の所得のうち数種の所得。

第９回　所得税（４）
前回に続き，数種の所得。

第 10 回　所得税（５）
前回に続き，数種の所得。

第 11 回　所得税（６）
前回に続き，数種の所得。

第 12 回　所得税（７）
所得金額の計算における収入金額と必要経費，等。

第 13 回　法人税（１）

法人税の意義，所得金額の計算における益金と損金の意義，等。

第 14 回　法人税（２）

企業会計との関係，年度帰属，益金の額の計算，等。

第 15 回　法人税（３）

損金の額の計算（寄附金，交際費，等)。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
独占禁止法	３年次	選択必修科目	後期	金曜・５時限	永口 学

【科目のねらい】

経済法の憲法たる独占禁止法について、違反成立要件に関する基礎的知識を解説すると共に、個別具体的な事例（実際の違反事例・仮説例等）を用いて、適用条項の選択、違反成立要件該当性を基礎付ける事実の捉え方、関連する諸論点の検討手法等の実践的能力を修得することを目指す。

【授業の方法・内容・計画等】

本授業では、対話形式による事例演習を主としつつ、適宜講義形式を併用する。数回ごとに本授業の理解度を確かめるため、小テスト（レポート形式を想定）を実施する予定である。

本授業は、担当教員の都合により、メディア授業科目となる予定である。大部分の授業が G Suite（Google Meet）を使っての同時双方型となると思料される。可能な限りで対面形式の授業も実施するが、あらかじめご承知おきいただきたい。

【教材等】

授業用に作成するレジュメを用いて授業を行うため、特定の教科書は指定しない。もっとも、３年次後期ということも踏まえ、ある程度３年次夏休みの間に自身で独占禁止法に関する知識を身に着けておくことをお勧めする。その場合の教材として、菅久修一著『独禁法の授業をはじめます』（商事法務、２０２１年）や菅久修一編著『はじめて学ぶ独占禁止法〔第３版〕』（商事法務、２０２１年）を挙げておく。また、授業を並行して幕田英雄著『公取委実務から考える独占禁止法〔第２版〕』（商事法務、２０２２年）を読み進めると理解が深まると思料する。

【成績評価】

学期末試験（６０％）のほか、平常点及びレポート（合計４０％）の成績により総合評価する。

【備考】

普段から新聞報道における経済法事案に関心を持ち、独占禁止法に当てはめるとどのような解決となるのかについてシミュレーションしておくことが有用である。公正取引委員会のウェブページ（https://www.jftc.go.jp/）にも随時目を通すことをお勧めする。

【各回の内容】＊シラバス作成後の実務の動きを踏まえ、各回の講義内容の順番及び内容を変更する可能性がある。

第１回　独占禁止法違反成立要件の概略

基本的な行為類型ごとに行為要件／弊害要件（市場画定＋反競争性＋正当化理由）の内容等を復習する。併せて、独占禁止法違反のエンフォースメント（課徴金納付命令・民事差止請求等）や令和元年独占禁止法改正の内容について簡単に説明する。

第２回　水平制限①（特にハードコア型）

価格カルテル・入札談合等の具体的事例を対象として、適用条項（法２条６項・不当な取引制限）の違反成立要件の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、関連するその他論点について議論する。

第３回　水平制限②（特にハードコア型）

入札談合・共同ボイコット等の具体的事例を対象として、適用条項（法２条６項・不当な取引制限／法２条９項１号等）の違反成立要件の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、関連するその他論点について議論する。

第４回　水平制限③（特に非ハードコア型）

競争者間の業務提携（共同研究開発・共同生産・共同販売・共同物流等）に係る具体的事例を対象として、適用条項（法２条６項・不当な取引制限／法１０条ほか・企業結合等）の選択やそれらの違反成立要件該当性判断に係る事実の捉え方を検討する。ここでは、市場の画定方法、水平制限の反競争性・正当化理由の検討方法、問題解消措置の検討等に係る総合的・実践的能力が要求される。

第５回　水平制限④（特に非ハードコア型）

前回に引き続き、競争者間の業務提携（共同研究開発・共同生産・共同販売・共同物流等）に係る具体的事例を対象とする検討を行う。

第６回　垂直制限①（競争停止型）

再販売価格拘束等の具体的事例を対象として、適用条項（法２条９項４号）の違反成立要件の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、関連するその他論点について議論する。

第７回　垂直制限②（競争停止型）

販売方法の制限等の具体的事例を対象として、適用条項（一般指定１２項等）の違反成立要件の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、関連するその他論点について議論する。ここでは、ブランド内競争・ブランド間競争等を始めとする競争停止型垂直制限の検討手法の的確な実践が要求される。

第８回　垂直制限③（他者排除型）

排他取引・抱き合わせ販売等の具体的事例を対象として、適用条項の選択方法、各適用条項の違反成立要件の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、関連するその他論点について議論する。ここでは、市場の画定、市場閉鎖を始めとする他者排除型垂直制限の検討手法の的確な実践が要求される。

第９回　垂直制限④（他者排除型）

前回に引き続き排他取引を取り上げるが、やや複雑な排他取引の具体的事例を対象として、適用条項の選択方法、各適用条項の違反成立要件の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、関連するその他論点について議論する。

第１０回　垂直制限⑤（搾取濫用型）

優越的地位の濫用を取り上げる。近時、重要な審決・裁判例等が多く出されている分野であり、また、種々の場面での活用が検討されている。そのような最新のトピックを取り上げ、議論する。

第１１回　事業者団体①

事業者団体の諸活動について、適用条項（法８条各号）の違反成立要件の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、関連するその他論点について議論する。

第１２回　事業者団体②

事業者団体の諸活動について、適用条項（法８条各号）の違反成立要件の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、関連するその他論点について議論する。

第１３回　企業結合①

企業結合（合併、株式保有、企業分割等を通じた結合）‐特に水平結合‐について、適用条項（法１０条／１５条等）の違反成立要件（特に弊害要件該当性）の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、問題解消措置の検討を行う。

第１４回　企業結合②

企業結合（合併、株式保有、企業分割等を通じた結合）‐特に垂直結合‐について、適用条項（法１０条／１５条等）の違反成立要件（特に弊害要件該当性）の内容を確認した上で、要件該当性を基礎付ける事実の捉え方を検討するほか、問題解消措置の検討を行う。

第１５回　総まとめ

違反行為主体及び違反行為類型が様々に構成し得るような複雑な事案を基に、事案分析の方法の総まとめを行う。併せて、最新の独占禁止法を中心とする経済法の実務の動きに触れ、今後の展望等にも言及したい。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
土地・住宅法	３年次	選択必修科目	後期	金曜・３時限	舟橋　哲

【科目のねらい】
市民生活と切り離すことのできない，土地及び住宅に関する権利関係を規律する法律（借地・借家法，区分所有法，不動産登記法，都市計画法，建築基準法等）をとりあげて，その基本的な考え方を理解し，個別の制度や事項について学修する。また，学修事項を踏まえて，判例・設例を用い，法を適用して紛争を解決する具体的方法を修得する。私法だけではなく関連する行政法（宅地建物取引業法，都市計画法，建築基準法，農地法，マンション管理適正化法，マンション建替え円滑化法等）および実務関連文書（不動産登記簿，不動産売買契約書，建物賃貸借契約書，マンション標準管理規約等）等も取り上げ，不動産をめぐる法律の総合的理解を図る。さらに，不動産をめぐる法制度や法律紛争の背景にある社会・経済的問題についても考えていくこととする。

【授業の方法等】
　基本的には民事法の応用演習の要素を持たせつつ，関連行政法規（都市計画法，建築基準法等）や標準的な契約書等にも配慮し，「展開・先端科目」として双方向・多方向方式で授業を進める。取り上げる判例・事例の多くは民事紛争であるが，努めて行政法規も視野に入れて検討する。なお、本授業は対面形式での実施を予定しているが、休講が生じた場合の補講については Moodle に動画ビデオ（動画付き PowerPoint）をアップするオンデマンド型での実施に切り替えることがある。

【教材等】
　次の教科書（２冊）については，授業の前に読んでおくこととし，授業はこれを前提に，判例等を教材としつつ具体的な不動産をめぐる紛争解決のための応用力を養うこととする。

【教科書】
・秋山靖浩『不動産法入門』（日本評論社）
・山野目章夫『不動産登記法入門　第３版』（日経文庫）
・鎌野邦樹『マンション法案内　第２版』（勁草書房）

【参考書】
・鎌野・花房・山野目『マンション法判例解説』勁草書房

【成績評価】
　平常点 40%（質疑応答の内容・確認用課題等）,および学期末試験 60%の結果を総合的に評価する。

【各回の内容】
第１回　土地・住宅法の概観（１）　土地・住宅の概念整理
土地・住宅法の体系を理解したうえで，具体的な事例を掲げて関連する法律関係を検討する。

第２回　借地借家紛争と法（１）
また、借地借家法を読み込み、特に借地権についての理解を深める。

第３回　借地借家紛争と法（２）
建物の賃借権について、賃借権の譲渡・転貸，敷金等をめぐる判例を検討する。また，罹災都市借地借家臨時措置法等特別法にも言及する。

第４回　借地借家紛争と法（３）
建物の賃借権についての理解を深める。定期借家、賃料改定，サブリース等をめぐる判例を検討する。また，不動産税制（固定資産説等）に関しても触れる。

第５回　不動産売買の法と実務（１）
標準的な不動産売買契約書を読みながら，土地・住宅に関する法と実務との関連を理解する（2020 年

施行の民法改正にも触れる）。また、宅地建物取引業法との関係にも留意しながら，不動産取引に関する判例等を検討する。

第６回　不動産売買の法と実務（２）
住宅瑕疵に関して、民法上の契約不適合責任、住宅の瑕疵に関連する法律（住宅品質確保促進法，瑕疵担保責任履行確保法等）を理解する。

第７回　不動産売買の法と実務（３）
不動産仲介契約を巡る法律関係について学ぶ。

第８回　不動産登記制度
不動産登記法を読み込み，不動産登記制度の全体・要点を理解し，また，実際の不動産登記簿を参照しながら具体的理解を図る。さらに，境界をめぐる紛争及び筆界確定制度についても学ぶ。

第９回　土地・住宅をめぐる私法と公法の交錯
土地所有権の意義と、都市計画法、建築基準法等による不動産所有権の制限の状況について理解する。

第 10 回　都市空間の利用と法
都市部における空間利用の様々な法的手法（高層建築、立体建築、地下街等の前提となる法律関係）について学ぶ。

第 11 回　隣地紛争と法
相隣関係における私法上の所有権制限、公法上の所有権制限およびその交錯の状況について理解する。併せて相隣関係、共有関係に関する民法の改正にも触れる。

第 12 回　所有者不明土地問題と民法・不動産登記法
所有者不明土地問題について理解するとともに、その解消に向けた法改正の動向等について理解する。

第 13 回　マンション紛争と法（１）
建物区分所有法を読み、マンションの法律関係の全体像を把握する。

第 14 回　マンション紛争と法（2）
マンションの共用部分等をめぐる紛争に関する判例を検討する。また，マンション管理の実態やマンション管理適正化法についても理解する。

第 15 回　マンション紛争と法（4）
マンションの復旧・建替え・団地等をめぐる紛争に関する判例を検討する。また，区分所有建物再建特別措置法（被災マンション法）やマンション建替え円滑化法についても理解する。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
消費者法	３年次	選択必修科目	前期	水曜・５時限	瀬戸和宏

【科目のねらい】

近代市民社会は、「人」が合理的な判断のできる自然人であることを前提とし、自由平等を指導原理としている。しかし、「人」は抽象的な存在ではなく、具体的な生活者であり、性別、年齢はもちろん、知識、経験、判断力、経済力の違いもある。障がいを抱えている人もいる。また、いつも冷静な状態でいられることはなく、誰もが、何時でも合理的な判断ができるわけでもない。したがって、民法をはじめとする近代市民法の形式的なあてはめによっては、現在の社会が相当と考える適正妥当な解決を得られない。

この授業では、消費者法を必要とする理由、消費者法の求めるものを理解し、現行の消費者法の習得とその活用による消費者トラブルへの対応力の獲得などを目指す。

【授業の実施等】

講義形式が中心となるが、できれば、質疑応答、受講生間でのディベートを交えることで、消費者法の考え方を深めたいと考えている。

また、毎回、授業の後に、その授業で興味を持ったことや疑問に思ったことなどについて、簡単なレポートの提出を求めたいと考えている。

【教材等】

使用するレジュメ、教材や資料は、各回の授業の前の週に配布する。

消費者法関係の法令は、頻繁に改正が行われているので、可能な限り、最新の情報を提供するように努める。

なお、教科書としては使用しないが、体系的なものとして、

- 日本弁護士連合会編『消費者法講義　第５版』（日本評論社）（但し、情報が古い。）
- 中田邦博＝鹿野菜穂子編『基本講義 消費者法 第５版』（日本評論社）

参考図書として

司法研修所編『現代型民事紛争に関する実証的研究―現代型契約紛争（１）消費者紛争』（法曹会）

大村敦志『消費者法　第４版』（有斐閣）

甲斐道太郎＝松本恒雄＝木村達也編集代表『消費者六法』判例・約款付（民事法研究会）

廣瀬久和＝河上正二編『消費者法判例百選［第２版］』（有斐閣）

※逐条解説：基本となる『消費者契約法』『特定商取引に関する法律（特定商取引法）』については、消費者庁のＨＰに、『割賦販売法』については、経済産業省のＨＰで逐条解説を閲覧できる。

※法令集：講義では、手持ちの六法に掲載されていない法令（法律、政令、規則（省令））に触れるので、できれば、判例等も豊富な『消費者六法』を推薦する。ただ、必要となる法令は、その都度、配布する。

※学期末試験においては、六法の持ち込みは可（判例付のものも可）とするが、必要となる政省令については、事前に配付したものを利用されたい。

【成績評価】

４０％を授業における発言や課題に対する回答等、６０％を学期末試験の成績により評価する。

【各回の内容】

第１回　消費者法の概要と消費者基本法

「消費者法」はどのような背景から生まれ、成立し、成長してきたのか、民法などの市民法との違いから、どのような法分野なのかを学ぶ。

あわせて、消費者基本法、行動経済学などに触れる。

第２回　消費者契約法１　　消費者契約法の概要と総則

消費者契約法の成立過程や改正状況を確認し、消費者契約法の目的と適用範囲を確認する。

第３回　消費者契約法２　　契約締結過程における規律

契約の締結過程における消費者契約法の規律を理解する。

第４回　消費者契約法３　　契約内容に関する規律

契約内容に関する消費者契約法の規律を理解する。

第５回　特定商取引に関する法律１

法律の概要並びに訪問販売、電話勧誘販売につき、規制内容を学ぶ。

第６回　特定商取引に関する法律２

訪問買取、通信販売、特定継続的役務提供、ネガティブオプション（送りつけ商法）について規制内容を学ぶ。

第７回　特定商取引に関する法律３

連鎖販売取引（マルチ商法）及び業務提供誘引販売取引（いわゆる「サイドビジネス商法」）の規制内容を学ぶ。

第８回　特定商取引に関する法律４

具体的な事例に基づき、特定商取引法の民事的効力と民法や消費者契約法での解決とを比較することにより、それぞれの法律の理解を深める。

第９回　決済・与信取引１　（割賦販売法、貸金業法・利息制限法・出資法、資金決済法）

多様な決済手段と法規制の関係を俯瞰する。

割賦販売法の規制対象となる取引と規制内容を理解する。

第 10 回　決済・与信取引２

割賦販売法の規制、特に個別クレジット取引（個別信用購入あっせん）における民事的効力（取消と抗弁対抗等）について検討する。

第 11 回　決済・与信取引３

クレジットカード利用を巡るトラブル，資金決済法の規制内容を理解する。

与信規制を概観する。

第 12 回　安全に関する法規制　（製造物責任法・消費者安全法）

「安全」に関する法制度全般を学ぶ。

製造物責任法と民法との違いを理解する。

第 13 回　投資取引に関する規制

投資取引における消費者（一般投資家）保護の理論や制度（取引適合性、説明義務、助言義務、信認関係等）について理解する。

第 14 回　取引にかかる消費者被害の救済を巡る諸問題　１

・　民事訴訟法の理解を前提として、消費者訴訟事件における問題点（消費者被害の救済を阻む要因と解決への工夫）を検討する。

・　「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判特例法)」及び「適格消費者団体」に認められる「差止請求」概要を理解する。

・　消費者被害の回復のために取り得る様々な手段を検討する（１)。

第 15 回　取引にかかる消費者被害の救済を巡る諸問題　２

・　消費者被害により被った被害の回復のために取り得る様々な手段を検討する（２)。

・　最後に、消費者教育基本法が目指す消費者市民社会及び消費者教育について理解をする。

【備考】

授業について使用する資料については、予め Moodle 上にＵＰするが、法務研究科助手室による印刷・配付のサポートを受ける予定である。

特に指示がない限り、対面授業を予定している。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
民事執行法	３年次	選択必修科目	前期	火曜・５時限	松下祐記

【科目のねらい】

民事執行に関する制度の概要を説明し、基本的な論点を解説することで、民事実体法上の権利及び法律関係の最終的な実現方法を明らかにする。また、権利・法律関係の保全ないし暫定的実現の制度たる民事保全についても概説する。

【授業の方法等】

対面方式の授業として実施する。講義レジュメを参照し、予習してから授業に臨むこと。問答を交えながら授業を進める。

【教材等】

・Moodle を通じて授業資料(講義レジュメなど)を配布する。
・六法（最新版）を必ず用意すること。
・判例集として、上原敏夫＝長谷部由起子＝山本和彦編『民事執行・保全判例百選〔第３版〕』（有斐閣，2020 年）を使用する。追加で必要な判例があれば別途指示する。
・教科書は、特に指定しない。講義レジュメは、上原敏夫＝長谷部由起子＝山本和彦『民事執行・保全法[第 6 版]』(有斐閣アルマ、2020 年)をベースとしている。また、中西正＝中島弘雅＝八田卓也＝青木哲『民事執行・民事保全法〔第 2 版〕』（有斐閣 Legal Quest、2021 年）を使用してもよい。
・入門書として、中野貞一郎著・青木哲補訂『民事執行・保全入門[補訂第 2 版]』(有斐閣、2022 年)、体系書として中野貞一郎＝下村正明『民事執行法[改訂版]』(青林書院、2021 年)がある。適宜参照すること。

【成績評価】

平常点(40%)、及び学期末試験の成績(60%)による。平常点は、授業中の質問への回答その他教員の指示に対する対応を評価する。

【各回の内容】

＊以下の内容は予定であり、内容や順序に変更があり得る。

第１回　民事執行の概念、執行手続の種類・態様、執行手続の主体

民事執行の概念、執行手続の種類・態様、民事執行手続の理念と基本構造に関する総説的説明を行う。

第２回　強制執行総論①　執行手続の主体、強制執行の要件

執行手続の主体たる、執行当事者、執行機関について説明する。さらに、執行機関の処分に対する不服申立て(執行抗告、執行異議)の説明をする。

次に、強制執行手続の開始と進行に関し、強制執行の要件(特に債務名義)を概説する。

第３回　強制執行総論②　強制執行の要件

前回に引き続き、強制執行の要件である債務名義、更に執行文の説明をする。執行文付与に関する救済にも言及する。

第４回　強制執行総論③　執行の対象、執行関係訴訟

執行の対象すなわち責任財産について説明し、債務者の財産状況を調査するための制度についても言及する。更に執行関係訴訟のうち、請求異議の訴えについての説明をする。

第５回　強制執行総論④　執行関係訴訟、執行手続の進行

執行関係訴訟のうち、第三者異議の訴えについて説明する。更に、執行手続の進行(手続開始・停止・取消し・終了)についての説明に移る。

第６回　強制執行各論①　金銭執行・不動産に対する強制執行①

今回から強制執行の各論として、まず金銭債権を回収するための強制執行手続を説明する。最初に取り上げるのは、金銭執行の第 1 の形態、すなわち債務者の不動産を執行対象とする強制執行(不動産執行)手続である。不動産執行には強制競売・強制管理の 2 種類があるが、主たる手続である強制競売の説明を中心に行う。1 回目として、強制競売手続の開始としての差押え、更には対象不動産

の売却の準備を取り扱う。

第７回　強制執行各論②　金銭執行・不動産に対する強制執行②

前回に引き続き、不動産強制競売手続の説明を行う。売却の準備の説明の後、売却の条件、売却の手続・効果を説明する。

第８回　強制執行各論③　金銭執行・不動産に対する強制執行③

不動産強制競売手続の最終段階たる、債権者の満足(配当)について説明する。それから、不動産執行の第2の方法である、強制管理について概説する。最後に、不動産に準じた手続が行われる、船舶等に対する強制執行について触れる。

第９回　強制執行各論④　金銭執行・動産に対する強制執行、債権に対する強制執行

金銭執行の第2の形態として、債務者の動産を対象とする強制執行について概説する。その後、第3の形態として、債務者の債権その他の財産権、特に債務者が第三債務者に対して有する金銭債権を対象として行う強制執行の説明に入る。まずは差押命令について説明する。

第10回　強制執行各論⑤　金銭執行　債権に対する強制執行

前回に引き続き、金銭債権に対する強制執行について説明する。差押命令や配当要求につき説明し、更に換価方法としての取立て、転付命令、取立訴訟を取り扱う。

第11回　強制執行各論⑥　非金銭執行

物の引渡し・明渡請求権など、非金銭債権の実現のための強制執行手続の説明を行う。作為・不作為の請求権の強制執行については、代替執行・間接強制という執行方法が用いられることも詳説する。意思表示義務の強制執行についても言及する。

第12回　担保執行

ここまで取り扱った金銭執行手続は、いずれも債権者の無担保の金銭債権を執行債権とするものであった。今回は、債権者の担保付きの金銭債権を執行債権とする、担保権実行手続を採り上げる。まず、抵当権など不動産を対象とする担保権の実行手続である、担保不動産競売および担保不動産収益執行を説明する。次に、動産担保権の実行としての動産競売を取り扱う。

第13回　担保執行、民事保全手続①

まず、債権を対象とする担保権の実行手続を説明する。物上代位権の実行もここで取り扱う。授業後半は、民事保全手続の説明に入る。仮差押え・仮処分に関する手続である。まずは仮差押えや仮処分の命令を発する手続を取り扱う。

第14回　民事保全手続②

保全命令の発令手続について概説し、更に仮差押え・仮処分の命令に対する不服申立手段について説明する。

第15回　民事保全手続③

仮差押え・仮処分の命令を執行するための手続について概説する。最後に、授業の補足となる内容の説明をする。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
法医学	２・３年次	選択必修科目	前期	木曜・５時限	岩瀬博太郎

【科目のねらい】
法医学の目的及び法医学で実施される業務について理解する。
【授業の方法等】
対面授業で実施する予定である
【教材等】
開講時に指示する。
【成績評価】
各授業での平常点（発言状況・コメントシート記載内容・受講態度）40%，学期末テスト 60%

【各回の内容】
順番が変更になる場合があります。

第１回
法医学の本来の目的，法医学で行われている各種業務に，特に死因究明について，概要を理解する。
第２回
日本及び諸外国の死因究明制度の歴史について理解する。
第３回
死後に実施されるＣＴなどの画像診断について，その利点・欠点，使用上の注意点を理解する。
第４回
薬毒物の検出方法について，その概要を理解する。
第５回
歯牙や白骨体における個人識別について，その方法を理解する。
第６回
ＤＮＡ検査の方法について理解する。
第７回
児童虐待を含む子供の死因究明や生体診察に関わる法医学を理解する。
第８回
医療事故・過誤発生後の死因究明で生じている諸問題を理解する。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
少年法	３年次	選択必修科目	後期	火曜・２時限	後藤弘子

【科目のねらい】

少年法を学ぶに当たっての最大の障害はその「不透明さ」にある。少年審判が非公開で行われ，さらには，家庭裁判所が収集する少年の要保護性に関する情報が外部に明らかにされたりすることが少ないことなどから，少年審判の実際を外から的確に理解することにはかなりの困難が伴う。加えて，裁判官の裁量権の広さや条文の少なさがそれに拍車をかける。

しかし，それは同時に少年法を学ぶ魅力でもある。少年法は正に「生きている法」であり，実務が法を形成していく。少年事件に関与することは，少年に対する支援を行うにとどまらず，少年法の形成に関与していくことを意味する。

刑事特別法である少年法は，少年であることを理由として，非行少年に対して特別な取扱いを規定している。その特別な取扱いは，捜査・裁判のみならず，処遇にも及んでいる。そのため，少年法は，「なぜ少年を成人とは異なる取扱いを行うのか」という問を常に突きつけられるのである。この絶えざる自問こそが，少年法を学ぶということなのである。

さらに，少年法の学習は，刑事司法の特徴を再確認するのに役立つだけではなく，犯罪検挙人員の２割を占めている少年非行への対応を検討することで，刑事政策のあるべき姿を模索することにもつながる。このように，少年法を通じて刑事法の役割を総合的に検討することも，本授業の目的の一つである。

【授業の方法等】

授業は，大きく二つのパートに分かれる。まず，総論として，少年司法の前提となっている理念や少年非行の現状についての理解を深める。少年法における子ども観や少年法の理念，非行少年の現状，最近やっと注目されてきた少年法と被害者について理解する。その上で，少年司法手続の流れに沿って，少年法を学んでいく。まず，大まかな手続の流れを刑事司法との対比の中で理解し，その後，具体的な判例を取り上げながら，少年法とその実務を理解していく。

本授業では，テーマごとに文献や事例を指定し，それらを読んだ上で，問題点について議論する対話形式で授業を行う。なお，少年法の理解には実務との交流も欠かせない。事情が許せば少年院参観を行うこともありうる。また、ゲストスピーカーを呼ぶことで，少年法の理解を深めることも予定している。なお，ゲストスピーカーを呼んだ場合，授業内容が変更されることがある。

【教材等】

教科書として，守山正・後藤弘子編『ビギナーズ少年法第４版』（成文堂・2023 予定）を使用する。なお，その他の教科書として、川出敏裕『少年法第 2 版』（有斐閣、2022)、廣瀬健二『少年法』（成文堂、2021)、武内謙治『少年法講義』（日本評論社、2015)、教科書に準ずるものとして田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法（第４版)』（有斐閣・2017 年）を挙げておく。

【成績評価】

毎週のコメントを含む平常点（30%）中間レポート（10%），学期末試験（60%）で評価を行う。毎週のコメントは，授業の最後に出された課題について，次の授業の前日までに提出する形で行う。

【備考】

少年法を学ぶためには，「いまどきの子ども」の理解が欠かせない。子どもをめぐる様々な社会の言説に興味をもってもらいたい。たとえば，阿部彩『子どもの貧困』『子どもの貧困Ⅱ』（岩波新書)，仁藤夢乃『難民高校生』（英治出版)，鈴木大介『家のない少年たち』（太田出版）など。また，少年法が置かれている状況を理解するために，少年事件被害者の手記（例えば，土師守『淳』（新潮社)）や少年被害者たちを取材した本（例えば，黒沼克史『少年にわが子を殺された親たち』（草思社)，川名壮志『謝るなら，いつでもおいで』（集英社）など）を必ず読んでほしい。

【各回の内容】

第１回　少年法入門

少年法は子どもであることを理由として特別扱いをしている。そのため少年法について考えるに当たっては，少年法が「子ども」をどのような存在として措定しているのかが重要になってくる。子どもについての基本法である子どもの権利条約をも参考としながら，少年法における子ども観を検証する。さらには，現在の子どもが置かれている状況について，子どもと貧困を中心や成人年齢

の引下げの議論に関連付けながら検討する。

第２回　非行少年とは誰か

少年法の対象となる非行少年とはどのような少年なのかを，官庁統計によって見ていくだけではなく，最高裁や法務省の調査などから具体的な非行少年像を明らかにする。また，被害者としての非行少年についても検討することで，より多角的に非行少年をとらえていく。さらには，不良行為少年との違い，年齢による違い、新たに導入される予定の特定少年についても検討する。

第３回　少年司法手続の流れ（１）

少年司法は，刑事司法（広義）の一部でありながら，その手続の各段階において教育・福祉的配慮が不可欠とされている。少年司法の手続の流れを実際の少年事件に沿って追いながら，少年司法と刑事司法（狭義）の違いについて，理念的な側面も含めて検討する。特に，付添人弁護士の役割について検討する。

第４回　少年司法手続の流れ（２）

少年司法手続について，実際のケースを前提に，それぞれが作成した「流れ図」を前提として，少年司法手続の流れについて確認する。その場合，犯罪少年と触法少年との違い，罪名による手続の違いについても検討する。

第５回　少年法改正（１）

少年法は，1947 年の成立時から常に改正の圧力にさらされてきた。そして，その圧力が 1970 年代の少年法改正の動きや 2000 年の改正少年法へとつながっていく。少年法改正の圧力の内容とその理由を少年法改正の歴史から検討する。それを前提として，2000 年，2007 年，2008 年，2014 年の改正少年法の成立の経緯と内容について確認する。

第６回　少年法改正（２）

2021 年に成立した現行少年法は、特定少年というカテゴリーを創設したことによって、18・19 歳の少年に対する子どもとしての特別扱いを減らすものとなった。第 5 次少年法改正によって、行われた改正について確認する。

第７回　少年法における被害者の地位

刑事司法において，被害者は「忘れられた存在」であったと言われるが，審判が非公開であり，少年の再教育に焦点を当てた少年司法はその傾向がより顕著であった。2000 年にやっと発見された被害者を少年司法の中にどのように位置付けるのかが現在の少年法の最大の課題である。2008 年から実施されている被害者傍聴制度についても触れながら，少年法における被害者への配慮を確認することで，少年法における被害者の保護と支援について検討する。

第８回　犯罪少年の捜査と身柄

少年法において中心としているのは犯罪少年に対する対応である。したがって，犯罪少年の発見は主に警察によって行われる。犯罪少年に対する捜査については，基本的には刑事訴訟法が適用されるが，少年に対する特別な取扱い指針としては，犯罪捜査規範のほか，2003 年の少年警察活動規則が存在する。警察における少年非行の予防活動と犯罪捜査活動について学ぶ。さらには，少年の身柄についても検討する。

第９回　少年審判と非行事実の認定

全件送致主義の下，すべての少年事件は家庭裁判所に送られる。しかし，すべての少年事件に対して審判が開かれるわけではない。少年審判における少年であることの配慮と刑事手続としての適正手続の保障の要請がどのように考慮されているのか，具体的な判例を検討することにより確認する。審判が開かれる基準，審判対象，審判における証拠法則，審判における少年の権利，審判における事実認定，検察官関与などについても触れ，審判について総合的に検討する。

第 10 回　調査と家庭裁判所調査官の役割

少年事件において重要な役割を果たすのが家庭裁判所調査官である。少年の抱えている問題を多角的に調査し，検討する調査官は少年事件におけるキーパーソンである。さらには少年鑑別所の技官も，調査官と同様に重要な役割を果たす。家庭裁判所調査官による要保護性についての調査の実際を学ぶことにより，少年法の指導理念を確認する。

第 11 回　終局処分

家庭裁判所は少年に対して保護処分を言い渡す。家庭裁判所が少年に対してのみ言い渡すことができる保護処分について，その実際も含めてそれぞれの保護処分の内容について理解する。保護処分と検察官送致以外にどのような終局決定が可能なのか，また終局決定や家庭裁判所が行った決定に対してどのような不服申立が可能かかについて検討する。さらに，少年の再審請求や少年補償法についても触れる。

第 12 回　保護処分としての少年院送致

少年院送致は，保護処分としてのみ可能である。このことは，少年院が少年法の理念を実現する場所であることを意味する。2009 年の広島少年院事件以降，少年院における教育，少年の人権について，議論されるようになってきた。2015 年 6 月 1 日から施行された少年院法・少年鑑別所法に触れながら，少年院のあるべき処遇について検討する。

第 13 回　検察官送致（逆送）決定とその問題点

家庭裁判所は，終局決定の１つとして，検察官送致決定を行うことができる。2000 年の改正少年法においては，検察官送致年齢の引き下げとは原則逆送制度が導入された。原則逆送制度導入がもたらした波紋と実務の変化について確認するとともに，少年司法における逆送制度について検討する。

第 14 回　少年の刑事事件・死刑

2000 年の少年法改正において，検察官送致に関する改正が行われたことで，刑事手続に送られる少年の数が増大した。これまで数の少なさからあまり問題とされてこなかった逆送後の刑事手続において，少年であることの配慮がどのような形で行われるべきなのか，現在の対応も含めて検討する。さらには，裁判員制度や被害者参加人制度との関係，少年の死刑判決についても触れる。

第 15 回　少年事件報道

少年の事件報道については，推知報道を禁止する 61 条が存在する。しかし，メディアにおいては顔写真・実名報道を行うことによって，61 条に違反する報道が行われている。推知報道をめぐる判例を検討することにより，少年事件報道のあり方を検討する。さらには，最近問題となった前歴報道，死刑確定後の報道の在り方、特定少年に関する改正についても触れる。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
犯罪者処遇法	２・３年次	選択必修科目	後期	火曜・４時限	後藤弘子

＊本授業科目は、令和２年度２年コース学生および平成 31 年度以前入学者に対する選択必修科目である。

【科目のねらい】

犯罪の予防は、国家に課せられた重要な任務の一つである。犯罪の予防には、一般予防と特別予防があるが、特に、一度犯罪を行った者に対して、再犯の防止を行うことは、社会の安全を守るための最重要課題となる。他の先進諸国と比較して犯罪が極めて少ないわが国においても、一定数いる犯罪者に対して、より適切な処遇を行うことは、更なる被害者を生まないという犯罪被害者支援の観点からも重要となる。

本講義では、最近相次ぐ根本的な法改正により、新たな様相を見せている犯罪者処遇について、正しく理解することを目的としている。

【授業の方法等】

本講義では、犯罪者処遇の２つの場面である施設内処遇と社会内処遇に関連する２つの法律、つまり刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律と更生保護法を中心として、犯罪者処遇の仕組みについて学ぶことを中心とする。さらに、一方の事件当事者である犯罪被害者に対する施策についても学び、国の犯罪対策の全体像を把握する。

なお、事情が許せば９月に千葉県にある刑務所の参観を行うことで、刑事施設の理解を深める。原則として、後期の前半に授業を行う。

【教材等】

教科書として、川出敏裕・金光旭『刑事政策（第２版）』（成文堂、2018）、『令和４年版犯罪白書』、及び『令和４年度版再犯防止推進白書』を使用するほか、適宜それ以前の犯罪白書を使用する。なお、犯罪白書及び再犯防止推進白書はネットで閲覧することができる。参考書として、武内謙治・本庄武『刑事政策学』（日本評論社、2020）、守山正・安部哲夫編著『ビギナーズ刑事政策（第 3 版）』（成文堂、2017）をあげておく。

【成績評価】

毎週のコメントを含む平常点（40%）、学期末試験（60%）で評価を行う。毎週のコメントは、授の最後に出された課題について、次の授業の前までに提出する形で行う。

【各回の内容】

第１回　犯罪者処遇の流れ

犯罪者処遇の流れに沿って、施設内処遇と社会内処遇がどのように行われているのか、そこでの原則は何かについて理解する。加えて、最近の犯罪動向についても学ぶ。

第２回　犯罪被害者に対する支援

犯罪被害者について、どのような対応がなされているのかを、犯罪被害者等基本法、同基本計画を中心に理解する。さらには、2000 年以降の犯罪被害者に関する刑事法改正の動きについても概観する。

第３回　施設内処遇（１）

名古屋刑務所事件を発端とした行刑改革の動きを概観し、その結果成立した刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（刑事収容施設法）における犯罪者処遇の内容について、監獄法の下でも施設内処遇との違いを中心に理解する。

第４回　施設内処遇（２）

刑事収容施設法の内容について学ぶ。特に重要だとされる改善指導の実際について理解を深める。さらには、現在の課題について検討することで、施設内処遇についての理解を更に深める。

第５回　社会内処遇（１）

奈良幼女誘拐殺人事件等を発端とした更生保護改革の動きを概観し、その結果成立した更生保護法における犯罪者処遇の内容について、犯罪者予防更生法・執行猶予者保護観察法の下での社会内処遇との違いを中心に理解する。

第６回　社会内処遇（２）

社会内処遇においては、施設内処遇との連携、地域との連携が欠かせない。犯罪者の社会復帰・社会再統合に向けて、何が行われているのか、今後何が必要なのかを、実際の事例を検討しながら理解

する。

第７回　犯罪者処遇の新たな潮流（１）

刑の一部執行猶予の制度（2016）や犯罪対策閣僚会議「再犯防止にむけた総合対策」といった、再犯予防にむけた犯罪者処遇の新たな制度が提案されている。2016 年には再犯防止推進法も成立し、２０１７年には再犯防止推進計画が策定された。再犯が特に多い薬物事犯については、ピアサポートグループが実際には犯罪者処遇の重要な役割を果たしている。この新しい犯罪者処遇の流れの中で、特に薬物事犯の処遇や世界的潮流であるハーム・リダクションについて学ぶ。

第８回　犯罪者処遇の新たな潮流（２）

すべての犯罪者処遇は社会への再統合を目指して行われる。その場合に、社会において何ができるかが問題となる。新しい犯罪者処遇の流れの中で、この回では、社会内における犯罪者処遇の新たな施策について理解する。加えて、修復的司法や治療的司法という新たな思想の基づいた刑事司法における試みについても触れる。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
ジェンダーと法	３年次	選択必修科目 1	前期	月曜・４時限	後藤弘子

【科目のねらい】

法は，ニュートラルな言葉でものごとを語る。そのため，人（自然人）という言葉は，一見女性もＬＧＢＴも除外していないようにみえる。しかし，近代法の形成の歴史を紐解けば，フランス人権宣言における人には実は女性もセクシャル・マイノリティも含まれていなかったという事実に突き当たる。そこまで遡らなくとも，日本の民法典や刑法典は，女性に参政権がなかった時代の産物であるだけではなく，２１世紀になっても，家父長制や異性愛を前提とした家族観を前提とした法制度が維持され続けている。

このことは，近代法が前提としている「人」や「合理的人間」が，実は人・人間＝男性でヘテロセクシャルであったことを示している。そして，このような法そのものが持つ性格は，その解釈や運用にも反映し，法は女性やセクシャル・マイノリティを周縁的な存在として扱い続けている。このような法のあり方に異議申立てを行ったのが，1960 年代以降の第２派フェミニズムであり，そこで発見され，再定義されたジェンダーという概念であった。フェミニズムやジェンダーという新たな視点の導入は，アカデミズムにも影響を与え，法律学においても「フェミニズム法学」（法女性学）や「ジェンダー法学」という分野が形成されるに至った。

法は差別を是正し正義を実現するためのものであるが，法が女性にとって差別を是正する役割を果たしておらず，女性にとっての正義が実現されていないという問題を解決するためにジェンダー法学は存在する。そのため，本授業では，中立・公正であるべき法のジェンダーに関する偏り（バイアス）を問題とし，法の立法・解釈・運用がジェンダー・バイアスに基づいて行われることによる差別的取扱いを是正する方法を模索することを目的としている。

【授業の方法等】

授業は，大きく二つのパートに分かれる。まず，総論として，法を分析する道具概念としてのジェンダーについての理解を深める。フェミニズムにおけるジェンダーの再発見から最近までの歴史を概観し，その上で，ジェンダー法学の形成と現状について理解する。次に，各論として，実際法がジェンダーに関してどのような態度で望んでいるのかを，各分野別に判例を取り上げながら検討を加えていく。取り上げる分野は，婚姻，離婚，性愛，生殖，雇用，暴力，犯罪といった分野である。

授業は，テーマごとに文献や事例を指定し，それらを事前に読んだ上で，問題点について議論する対話形式で授業を行う。なお，ゲスト・スピーカーによる授業が行われることもある。その場合シラバスの内容や順番が変更されることがある。

【教材等】

教科書は特に使用しない。参考書として，内閣府男女共同参画局『令和４年版男女共同参画白書』，犬伏由子・井上匡子・君塚正臣編著『レクチャージェンダー法第 2 版』（法律文化社，2021 年），三成美保・笹沼朋子・立石直子・谷田川知恵編著『ジェンダー法学入門第３版』（法律文化社，2019 年）など。

【成績評価】

毎週のコメントを含む平常点（30%），セクシャル・ハラスメントに関する中間レポート（10%），学期末試験（60%）で評価を行う。毎週のコメントは，授業の最後に出された課題について，次の授業の前日までに提出する形で行う。

【備考】

ジェンダーを理解するには，フェミニズムに対する理解も必要である。開講時までにフェミニズムに関する本を何冊か読んでおくこと。ベル・フックス『フェミニズムはみんなのもの』（エトセトラブックス，2020 年）が手頃である。もちろん古典的な文献も重要で，シモーヌ・ド・ボーヴォワール『決定版　第２の性』（新潮文庫・2001 年）をまだ読んでいない人は一読を勧める。なお，ジェンダー・バイアスに対する感覚をつかむには，若桑みどり『お姫様とジェンダー』（ちくま新書・2003 年）が最適である。

【各回の内容】

第１回　ジェンダー法学入門

近代法は女性を排除する形で成立した。近代法が前提としている人間像を再検討することで，法の「普遍性」,「中立性」の意味を明らかにする。さらには，近代が前提としている公私二分論についても検討を行い，フェミニズム法学やジェンダー法学を学ぶ意味について確認する。また，女性に対する差別を論じる上で不可欠となるデータについてみていくことで，日本のジェンダーギャップ指数や女性の貧困問題についても検討する。

第２回　女性の権利と女子差別撤廃条約

女性の権利の保障について考える場合，女性の権利の歴史的な側面の検討が欠かせない。女性が法的権利を獲得してきた歴史を振り返ることにより，女性に対する差別や権利の意味を確認する。さらには，1979 年に採択された女子差別撤廃条約の意義と同委員会による日本に対する最新の最終見解（2016）についても検討する。

第３回　男女共同参画社会基本法とその後の動き

1999 年に男女共同参画社会基本法が制定された。この法律の制定の経緯，意義や内容を明らかにすることで，我が国における男女平等のあり方について考える。また，2015 年に改定された第 4 次男女共同参画基本計画についても触れる。さらには，2015 年に成立した「女性活躍推進法」や 2018 年に成立した「候補者男女均等法」におけるポジティブ・アクションについても検討する。

第４回　LGBTQ と法

法は，ジェンダーには男性と女性しか存在しないこと，性的パートナーは，異性であることを前提として制度を構築している。しかし，実際には，男性でも女性でもないセックス，ジェンダー，セクシャル・オリエンテーションを有する人たちが多数存在する。法において，周縁化させられている性同一性障害者，ホモセクシャル，インター・セックスといったセクシャル・マイノリティと法について考える。特に同性婚やパートナーシップ条例について考える。

第５回　ドメスティック・バイオレンス/ストーカー

暴力は他者に対する権力支配の道具として最も有効なものである。特に，この暴力が私的な領域，特に性愛関係間で行われた場合には，それが犯罪として認識されないことによる暴力の正当化や，公的な領域の男性支配をさらに強化することにもつながる。また，３度にわたって行われた配偶者暴力防止法改正についても触れることで，暴力がジェンダーに関する権力構造を強化する女性に対する差別であることを明らかにする。最新のＤＶ法改正に動きにも触れる。

第６回　婚姻という制度

婚姻制度をめぐっては，ジェンダーの視点から問題となることは多い。婚姻制度が一定の価値観を前提としており，社会の意識にもバイアスが存在するため，規定自体はジェンダー・ニュートラルでも，実際には夫婦の平等が実現しているとは言い難い。ジェンダーの視点から問題となる再婚禁止期間，夫婦別姓，離婚等について具体的検討することで，婚姻制度が前提としている家父長制の存在を明らかにする。特に 2015 の最高裁判決等にみる「家族のかたち」について考える。

第７回　リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

女性と男性の最大の違いは，女性が「産む性」であるところにある。少子化の日本において，「産む性」は時には人口問題として議論されることがある。女性の権利の一つとして，「産む・産まない」を決める権利や自分の体に対する権利をどのように認めるのかについて，主に人工妊娠中絶に関連して検討する。また、まだ残る堕胎罪についての最新の安全な中絶技術との関係で考える。さらに，生殖補助医療によって生じる様々な法的問題，特に母子関係，父子関係について検討する。

第８回　雇用における性差別

雇用の現場においては，未だに女性差別が大きな問題として存在している。この差別は，労働者像を固定することによって生じている。固定化された労働者像とそれによって生じる差別の態様と法との関係について検討する。特に，労働形態の多様化が女性にどのような不利益を与えているのかについて考える。また，3 回の雇用機会均等法や多くの雇用差別に関する裁判例を検討するだけではなく，最近のハラスメントに関する改正についても検討する。

第９回　セクシャル・ハラスメント

職場における暴力として，セクシャル・ハラスメントが問題とされるようになって，20 年以上経過し，雇用機会均等法において，セクハラの防止義務が法律で規定されてからも 15 年以上が経過した。しかし，未だに職場におけるセクハラは後を絶たない。また，最近では，新たなセクシャル・ハラスメントの場としての大学が注目されている。授業では，各人が重要だと考えた裁判例を検討することで，これまでの判例法の集積を振り返った上で，法的社会的論点を検討する。

第 10 回　性暴力とジェンダー（１）不同意性交等罪

暴力の中でも性暴力は最も深刻な暴力である。特に強姦は自己決定権を侵害するばかりではなく，PTSD などの被害をも誘発する。強姦という性暴力における保護法益をジェンダーの観点から再検討する。さらには，男性の性暴力被害の存在と対応の必要性についても触れる。また，2017 年の刑法の性犯罪規定やようやく不同意という言葉が入れられた今回の改正についても触れる。

第 11 回　性暴力とジェンダー（２）無罪事例から学ぶ

性暴力については，痴漢や強姦に関して無罪判決が注目されることが少なくない。性暴力の無罪判決を検討することで，裁判所が「強姦神話」にとらわれている状況について見ていく。また，刑事裁判の大原則と被害者の救済をどのように両立させていくのかについて，性犯罪被害者の立場から検討を行う。

第 12 回　性暴力とジェンダー（３）売買春・商業的性的搾取

売買春は，性が商品化されるという点で，ジェンダーをめぐる権力構造がもっとも明確になる領域の一つである。売買春をめぐる様々な議論を検討することによって，売買春と法的対応について考える。また，人身売買罪や人身取引議定書の批准，さらには児童買春・ポルノ禁止規制法など子どもの買春についても触れる。

第 13 回　性暴力とジェンダー（４）ポルノグラフィ

ポルノグラフィは，従来もっぱらわいせつ罪の成立や表現の自由との関係で問題とされてきた。しかし，ポルノグラフィの問題は性暴力を映像化することや，映像が転々流通することで性被害が拡大するところにある。性被害としてのポルノグラフィを考えることにより，社会のジェンダー秩序を再検討する。また，昨年施行された AV 新法についても「AV 新法」についても触れる。

第 14 回　犯罪とジェンダー

刑事法の分野では伝統的に女性犯罪研究が行われてきた。その中で，女性犯罪の稀少性が注目を集め続けている。女性犯罪研究をレビューすることにより，犯罪とジェンダーとの関係を明らかにする。さらには，男性犯罪，特に男子少年の非行についてもその特徴を明確にする。加えて，女性刑務所における処遇のあり方や冤罪のジェンダーについても検討する。

第 15 回　まとめ：司法におけるジェンダー・バイアス

法自体がジェンダー・ニュートラルであっても，運用においてジェンダーに基づく差別がある場合には，ジェンダーの平等は実現されない。圧倒的な男性の担い手たちと法のもつ男性的思考によって，女性は常に司法において周縁化される。これまでの授業のまとめとして司法におけるジェンダー・バイアスを再検討することにより，ジェンダー平等について考える。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
自治体と法	３年次	選択必修科目	後期	水曜・１時限	下井康史

【科目のねらい】

自治体の行政活動に関する諸法制を，地方自治法を中心に取り上げ，それらに関する実際的問題についての考察を行う。

第1回授業において，本授業全体の序論をかねて，現行の地方自治法を理解するうえで不可欠な要素となる地方分権改革の意義を概説したのち，第2回以降の授業においては，自治体行政に関する諸制度について，それぞれの基本原理，解釈論上の諸問題，行政実務上の課題，立法論の方向性等を検討する。このような検討を通じ，自治体行政の諸問題について，各分野に固有の法理を用いながら，行政の実態に即した法的思考ができるようになることを目指す。

【授業の方法等】

・対面式で実施する。新型コロナウイルスの感染状況に鑑み，各自，感染予防に万全を尽くされたい。
・授業は，事前に配布するレジュメに沿って進める。
・レジュメには，予習課題としてのＱが多数用意されている。これらのＱについて予習済みであることを前提に授業を進める。
・レジュメはMoodleにアップするほか、紙媒体のものも配布する。配布時期は、概ね授業1週間前。なおレジュメ以外の資料はMoodleアップのみとする。
・レジュメでは，授業で取り扱う判例を明示しておくので，事前に精読しておくこと。
・講義形式で進めるが，適宜，受講生に対し質問を発する。

【教材等】

授業で用いる教材・文献等については，原則として開講時に指示ないし指定するが，基本的な参考文献として以下のものがある。

・宇賀克也『地方自治法概説（第9版）』（有斐閣，2021年）
・別冊ジュリスト「地方自治判例百選〔第４版〕」（有斐閣，2013年）

【成績評価】

平常点（小テスト。30%）と学期末試験（70%）で評価する。

【備考】

小テスト・学期末試験のいずれにおいても，判例付ではない小型六法（司法試験六法を含む）のみ持ち込みを認める（書き込みのあるものを除く）。

【各回の内容】

第１回（地方分権改革の意義と今日的課題）

地方自治の基本事項（憲法による地方自治の保障，地方公共団体の意義・種類・事務等），そして，1999（平成11）年と2011（平成23）年以降における地方分権改革一括法の内容を概観したのち，地方分権改革の意義や，同改革がもたらす法的問題について，関連する判例を踏まえつつ，地方公共団体が直面している法的課題を検討する。

第２回（自治体の行政組織）

地方公共団体の行政組織に関する法制度を概観したのち，議会制度や委員会制度をめぐる法的論点のほか，議会と執行機関との関係や行政主体間関係といった論点を取り上げ，関連する判例を踏まえつつ検討する。必要に応じて，国の行政組織についても言及する。

第３回（条例）

地方公共団体の自主立法である条例を取り上げ，憲法や法令との整合性が争われた裁判例を検討し，今後の地方公共団体における立法実務上の課題を検討する。

第４回（住民訴訟）

地方公共団体に特有の訴訟制度である住民訴訟をとりあげ，訴訟制度としての特色を概観したのち，同訴訟で争われた基本重要裁判例を検討する。

第５回（自治体の行政手続）

行政手続法の定めのうち、2014（平成26）年の同法改正で導入された諸規定（許認可等に関連する行政指導の方式、行政指導中止請求、行政指導実施請求）を解説し、同改正と行手条例の関係や、中止請求・実施請求の手続に関連して問題となる争点について、自治体行政関係の裁判例を素

材として検討する。

第６回（自治体の公務員制度①）

地方公務員法の内容について，公務員の義務や権利，不利益処分制度，争訟手続などに関する法的論点を検討する。必要に応じて，国家公務員法についても言及する。

第７回（自治体の公務員制度②）

第６回の内容を踏まえ，地方公務員法関係の裁判例を検討する。具体的には，公務員に対する不利益処分が問題となった例等である。必要に応じて，国家公務員法関係の判例にも言及する。

第８回（自治体の情報公開・個人情報保護制度）

自治体の情報公開・個人情報保護制度の基本的な仕組みを概説した上で，両制度に関する重要裁判例を検討する。必要に応じて，国の法制度やこれに関する裁判例にも言及する。なお，同授業の最後の30分を用いて小テストを実施する。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日	担　当　教　員
精神医学と法	３年次	選択必修科目	後期	火曜・5 時限	伊豫雅臣ほか

【科目のねらい】
精神疾患の病態や診断、治療とそれに関わる法律について理解する。

【授業の方法等】
Moodle によるオンデマンド型メディア授業を視聴し、出席票（リアクション・ペーパー）を提出する。講師への質問等は、Moodle のフォーラム機能を利用すること。出席票の提出期間および講師への質問受付期間は、各講義の開講期間内とする。

【教材等】
音声付きパワーポイント等によるメディア教材

【成績評価】
平常点（メディア授業の視聴状況，出席票（リアクション・ペーパー）の提出状況）40%，学期末試験 60%により総合評価する。

学期末試験日：未定

【各回の内容】
第１回 精神医学の基本的方法－診断・病態（10/3-10/9　伊豫）
精神医学における精神障害の定義，病態，診断方法や分類などについて学ぶ。
第２回 統合失調症・気分障害（10/10-10/16　金原）
統合失調症・気分障害の病態と診断，治療，ならびにそれらと司法精神保健との関わりについて学ぶ。
第３回不安障害・解離性障害，摂食障害（10/17-10/23　長谷川）
不安障害やＰＴＳＤ，強迫性障害，解離性障害，摂食障害の病態と治療，ならびにそれらと司法精神保健との関わりについて学ぶ。
第４回 アルコール・薬物関連精神障害，器質・症状性精神障害（10/24-10/30　椎名）
アルコール・薬物関連精神障害と器質・症状性精神障害（特に認知症）ならびにそれらと司法精神保健との関わりについて学ぶ。
第５回 知的障害・発達障害，パーソナリティ障害（10/31-11/6　佐々木）
アスペルガー症候群などの広汎性発達障害知などの発達障害と知的障害，パーソナリティ障害についての特徴と司法精神保健との関わりについて学ぶ。
第６回 精神科医療と法・精神鑑定（11/7-11/13　五十嵐）
精神科医療に関わる法律（精神保健福祉法や医療観察法）や精神鑑定に関して学ぶ。
第７回 精神医学における心理学の役割（11/14-11/20　未定）
精神医学的診断における心理検査の実際，認知行動療法を始めとした心理療法などについて学ぶ。
第８回 精神医学の基盤となる神経科学（11/21-11/27　橋本）
現在の精神医学の基盤となっている神経科学について，また，最近の神経科学の進歩に伴う，新たな検査技術や治療法とその精神科臨床への応用について学ぶ。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
知的財産法演習	３年次	自由選択科目	後期	金曜・４時限	北島志保

【科目のねらい】
著作権法と特許法の事例問題について起案演習を行う。具体的な事例に基づく実践的な事例分析能力及び問題解決能力を涵養することを目的とする。特に法的争点を的確に把握し、結論に至るまでの思考過程を論理的に分かり易く文章化することは法曹実務家として必須の技能である。

【授業の方法等】
本科目は原則として対面授業とする。授業科目「知的財産法基礎(知的財産法１)」及び「知的財産法(知的財産法２)」の内容と近時の重要判例を踏まえて、著作権法の起案を２回、特許法の起案を２回行う。具体的には 90 分間の論文起案と、起案の講評・解説・関連する諸問題の検討・質疑応答等を交互に 4 回行う。問題 1・2 は著作権法、問題 3・4 は特許法の問題を出題する。

【教材等】
解説資料としてパワーポイントのスライド資料等のレジュメと参考答案を配布する。参考図書として以下のものがあるが、本科目のために購入する必要はない。
・島並良・上野達弘・横山久芳/著「著作権法入門（第 3 版）」（有斐閣、2021）
・島並良・上野達弘・横山久芳/著「特許法入門（第 2 版）」（有斐閣、2021）
・別冊ジュリスト「著作権判例百選〔第 6 版〕」（有斐閣、2019）
・別冊ジュリスト「特許判例百選〔第 5 版〕」（有斐閣、2019）

【成績評価】
平常点（出席・質疑応答等）10 点、文書起案（4 回）90 点とする。起案の成績は A（「秀」・「優」相当）、B（「良」相当）、C（「可」相当）、D（「不可」相当）の 4 段階で評価する。ただし、受講者数が少ないときはこの限りでない。

【備考】
本科目は「知的財産法基礎」及び「知的財産法」とは独立して行われるが、著作権法および特許法の学習を段階的・有機的に進められるよう、これらの科目と併せて本科目を履修することを勧める。また、「知的財産法」の進行を考慮して、本科目の問題 1・2 は 2023 年 9 月～10 月に実施し、問題 3・4 は 2023 年 12 月～2024 年 1 月に実施する予定である。具体的なスケジュールは Moodle で確認されたい。

【各回の内容】
第１回（問題１：起案）
　主として著作権法に関する事案問題(問題１)について、受講生が文書起案を行う。
第２回（問題１：解説）
　問題１の論点等について解説を行い、関連する諸問題について検討する。
第３回（問題２：起案）
　主として著作権法に関する事案問題(問題２)について、受講生が文書起案を行う。
第４回（問題２：解説）
　問題２の論点等について解説を行い、関連する諸問題について検討する。
第５回（問題３：起案）
　主として特許法に関する事案問題(問題３)について、受講生が文書起案を行う。
第６回（問題３：解説）
　問題３の論点等について解説を行い、関連する諸問題について検討する。
第７回（問題４：起案）
　主として特許法に関する事案問題(問題４)について、受講生が文書起案を行う。
第８回（問題４：解説）

問題４の論点等について解説を行い、関連する諸問題について検討する。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
現代法の諸問題	３年次	選択必修科目	前期	水曜日・４/５限	下井康史ほか

【科目のねらい】

現代社会が直面する先端的な法的問題について，複数の法分野を素材にしながら，法的アプローチの仕方及び具体的な問題解決に向けての考え方を修得することを目的とする。

基礎的な実定法に関する知識を前提として，未知の問題領域における解釈論とその限界，歴史的・比較法的な視点からの分析等を踏まえて，立法論ないし政策論的な課題を検討する。これにより，問題の実態に即した法的解決を考える力を涵養する。

【授業の方法等】

・本授業は金沢大学法科大学院との共同による授業である。
・Zoom を使用したハイフレックス方式（同時双方向メディア授業と対面式の併用）。本研究科の学生は、金沢大学教員担当授業はZoom で、千葉大学教員担当授業は教室で受講する。
・講義の形式を基本としながら，質疑応答の方式を適宜取り入れながら実施する。
・授業日程と授業開始時刻（金沢大学との関係で14時45分から）が変則的である点に注意すること。

【教材等】

各回の授業担当者が事前に資料を Moodle 上で配付し，参考資料等もその際指示する。

【成績評価】

・他の授業と同様、３分の２以上の出席を必要とする。本授業は全８回のため，３回以上欠席すると、原則として単位取得は認められない。
・レポート課題の合計点数を，100 点満点に換算したものにより評価する（各教員の配点 12.5 点×８名＝100 点満点で算出する）。
・全授業について、1,000～4,000 字のレポートを提出することが求められる。
レポートの提出は，各回の担当教員から指示されたメールアドレスへの送付とする。
提出期限は，授業実施日から 2 週間後の 17 時。
欠席した回の授業については、レポート提出が認められない（公欠が認められた場合を除く）。

第１回（４月 19 日）「リプロダクティヴ・ライツをめぐる最新判例」（担当：金沢大学・稲葉実香）

憲法学において自己決定権の一つとして捉えられてきたリプロダクティヴ・ライツについて、近年、優生保護法下での強制不妊手術をめぐる下級審判例においてこれを認める判決が相次いでいる。このことは、性同一性障害者特例法における性別適合手術要件や、生殖補助医療分野での立法動向にも影響を与えるものである。リプロダクティヴ・ライツの保障という憲法的観点から、これらの事例を考察し、検討する。

第２回（４月 26 日）「行政情報の開示を巡る諸論点」（担当：千葉大学・下井康史）

行政機関情報公開法は 1999（平成 11）年に，行政機関個人情報保護法は 2003（平成 15）年に，それぞれ制定された（後者は，2021〔令和 3〕年の法改正で個人情報保護法に統一化された）。その後に登場した数多くの審査会答申や裁判判決においては，両法の制定時には予想できなかった様々な論点が登場している。それらの中には，行政法総論・行政救済法の論点でもあるが，情報公開法・個人情報保護法に特有の法制度の下で，他の行政法分野ではあり得ない内容のものとして，いわば先端・展開的に立ち現れているものもある。そこで，このような情報公開法・個人情報保護法に固有の論点を，近時における審査会答申例や裁判例を手がかりとして検討する。

第３回（５月 10 日）「デジタル社会における遺言方式のあり方」（担当：金沢大学・宮本誠子）

2020（令和 2）年、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、脱ハンコの動きが加速した。2021（令和 3）年には「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立したものの、遺言の方式要件については、押印の要否が検討されたにすぎなかった。遺言はなお紙に書く必要がある

のか、タブレット上に筆記された書面は遺言とはならないのか、電子的に記録された文書はどうか等、現代社会において、遺言の方式要件はどうあるべきかを、外国の例も参照しながら、検討する。

第４回（５月 17 日）「取締役の利益相反取引と責任軽減について」（担当：千葉大学・小林俊明）
　裁判例では、株式会社の取締役が会社に対して負う善管注意義務も忠実義務のいずれも同質の義務と考えられているが、実質的には忠実義務は厳格に解され、これに違反した場合には重い責任を課せられる傾向がある。本講義では、忠実義務違反の典型例とされる利益相反取引を取り上げ、義務違反に基づく損害賠償責任と、これを緩和する方向に働く規定や理論につき、信託法等と比較しながら検討してみたい。

第５回（５月 31 日）「電子データの証拠収集について」（担当：金沢大学・佐藤美樹）
　2011（平成 23）年に刑事訴訟法に導入された「リモートアクセスによる差押え」(刑訴法 99 条２項等)は、端末及びネットワークでつながっているサーバは物理的には別の物であっても、機能的には一体であるため、憲法 35 条１項が要請する令状審査における「正当な理由」としての「被疑事実に関する証拠の存在の蓋然性」につき、端末の差押えを拡大してサーバにまで及ばすことができると理解されたことによる。しかし、インターネットが国際的規模であるため、国際法上の主権侵害の問題などは司法判断に委ねられ、現時点では、違法ではあるが重大な違法ではないとして、差押えられた電子データが証拠として用いられている。また、現在、法務大臣の下で検討中の「刑事手続の IT 化」においても、「電子データをオンラインで収集」する電磁的記録提供命令が検討されている。電子データや、リモートアクセスによる差押えやオンライン差押えが従来の刑事訴訟法の枠内で整合性が保たれるのかを検討し、問題点を一緒に考えていく。

第６回（６月 14 日）「子どもを性暴力から守る法制度の新たな動き 1」（担当：千葉大学・後藤弘子）
　この４月から、こども家庭庁が新たに設置され、こども基本法も施行されるなど、子どもの権利を保障する取り組みがリニューアルされる。また、昨年の４月に施行された児童生徒性暴力防止法に基づいた施策の充実や、刑法の性犯罪規定の改正で、性交同意年齢が１６歳になる、性的グルーミングについても犯罪化されるなど、子どもの性被害の防止についても新たな段階を迎えている。この回では、こども基本法や刑法性犯罪規定の改正など子どもの権利保障の枠組みを概観した上で、子どもの居場所である学校における性暴力の防止について、検討をする。

第７回（６月 21 日）「子どもを性暴力から守る法制度の新たな動き２」（担当：千葉大学・後藤弘子）
　子どもの居場所としては、学校のほか家庭がある。民法改正により、懲戒権規定が廃止されるなど、家庭における暴力についても対応がとられつつある。また、児童虐待についても、心理的虐待に比べて数は少ないものの、児童の性的虐待も相変わらず存在している。子どもを家庭の中で性暴力から守る仕組みやその後の対応について検討する。

第８回（７月５日）「民事裁判のウェブ公開の可能性とその課題」（担当：金沢大学・本間学）
　2022（令和 4）年 5 月に改正民事訴訟法が成立し、オンライン上で一連の民事裁判手続を行うことが可能になった。その改正審議の際に検討の対象とされたものの、立法に結実しなかったものの一つに、民事裁判のウェブ公開（民事裁判審理のオンライン公開）がある。この講義回では、そもそも民事裁判のウェブ公開は必要なのか、また、そのような公開形式は許容されるのか、さらには、ウェブ公開の実現にはどのような課題があるのかを、英国の動向を参照しながら検討してみたい。

科　目　名	年　次	区　分	期	曜日・時限	担　当　教　員
自主研究・論文作成	３年次	自由選択科目	後期	（研究分野に応じて個別に調整）	（当該研究分野の専任教員）

【科目のねらい】

学生が特に関心を抱くテーマにつき，担当教員の指導の下に研究を深め，論文としてまとめる。

【授業の方法等】

学生の自主的・主体的な調査研究があくまでも基本であるが，問題の設定，研究の進め方，資料の収集と整理，論文執筆等の各段階で，学問的な水準を満たす上で必要な「技法」と「作法」について，教員が指導する。

なお，この科目の選択を希望する学生は，事前に教員と十分に相談しなければならない。水準の高い研究成果が見込まれると判断される場合に限り，受講が許可される。

【教材等】

特になし。

【教科書】

特になし。

【参考書】

学生のテーマに応じた適切な参考文献を担当教員が指示する。

【成績評価】

完成した論文を担当教員および他の数名の審査委員が閲読し，評価する。なお，口述審査を行う場合がある。

【各回の内容】

第１回　研究の開始

テーマ設定の当否，研究のアプローチ等について学生と教員が話し合う。必要があると認められる場合には，学生の自主性を損なわない範囲で，最低限度の参考文献等を指示する。

第２回以降　研究経過の報告と指導

学生が進めつつある研究の経過について，逐次報告を求め，必要と認められる限りで指導を行う。教員の考え方を押し付けるのではなく，研究が的確に行われるためのアドヴァイスを与えるにとどまる。論文を執筆する学生が複数いる場合には，相互に批判させることもあるが，基本的には，研究の専門家である教員と学生との個別的なコミュニケーションによって進められる。